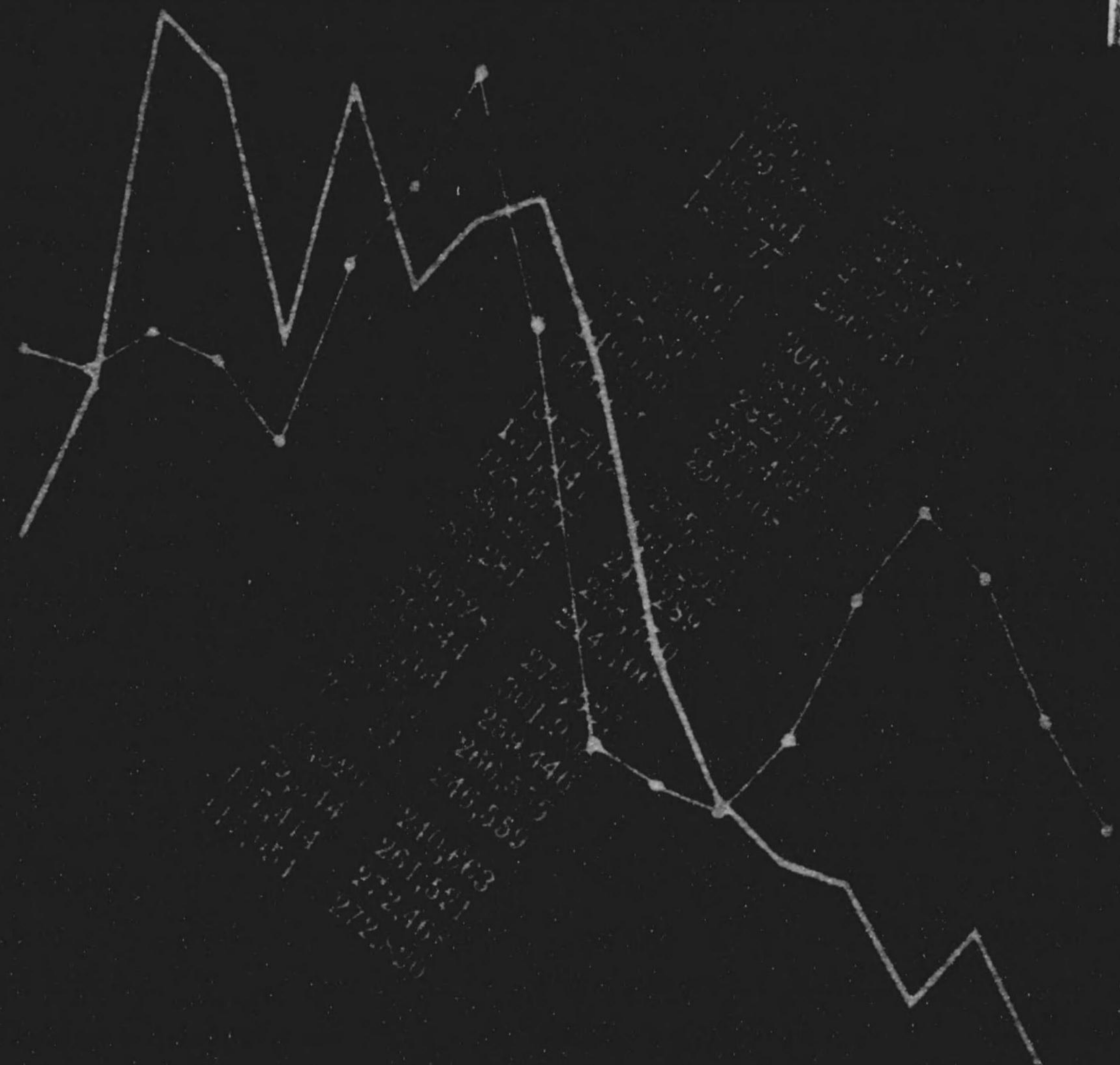


505

71

禁
複
写



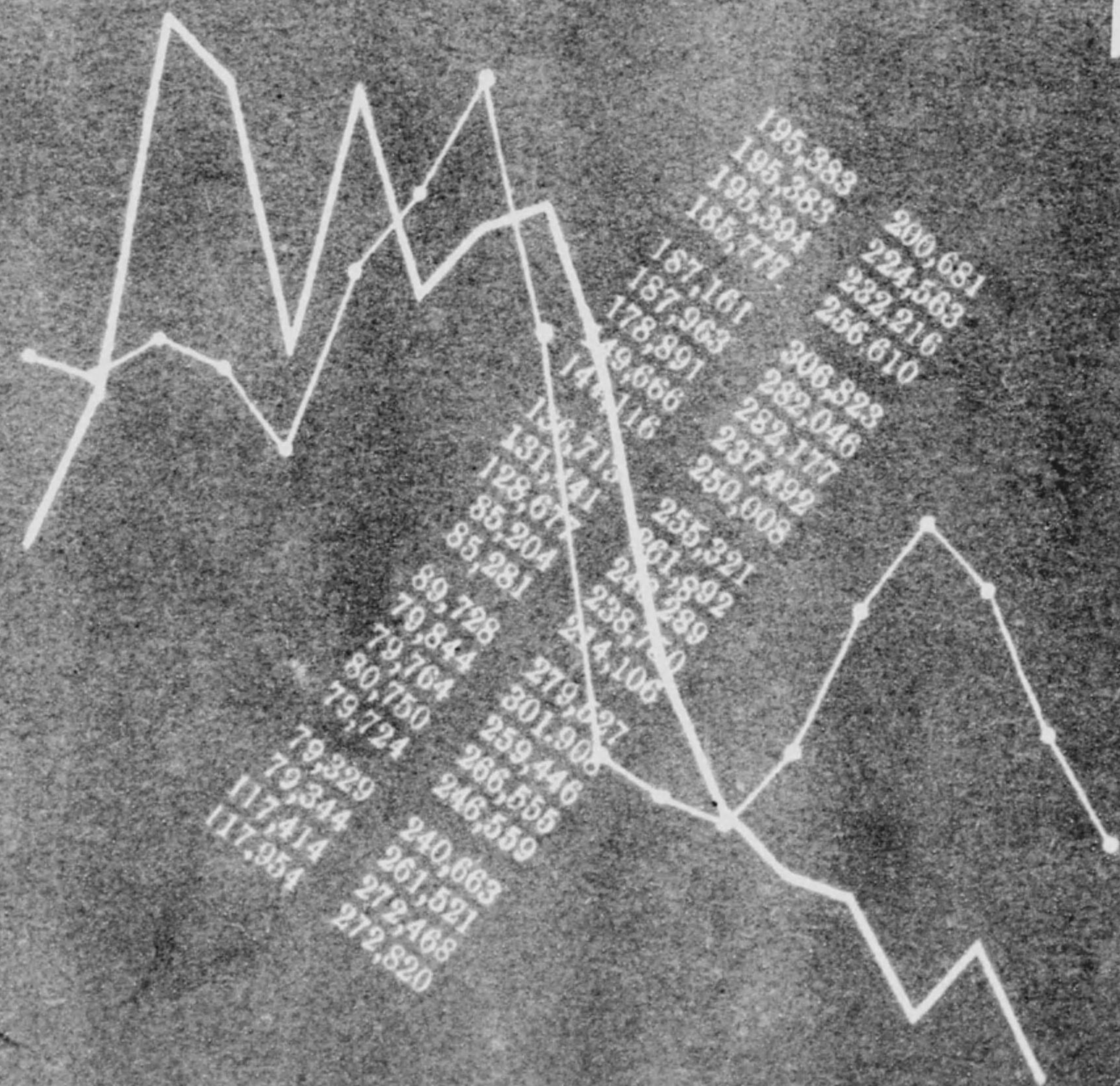
505

71

本報經濟年報

昭和六年第四半期

第七輯



東洋經濟新報社編

$$\begin{array}{r} 160.9 \\ 144.9 \\ \hline 174.9 \end{array}$$

$$\begin{array}{r} 147 \\ 133 \\ \hline 14 \end{array}$$

日本經濟年報第七輯正誤表

六五頁 左八行
 七〇頁 左八行
 九二頁 右二行
 一三七頁 左二行
 一四九頁 左四行
 二四一頁 左五行
 二五一頁 右一行
 二五三頁 左五行
 二五七頁 右七行
 二九二頁 左六行
 二九四頁 左四行
 二九五頁 右六行

支那革命の
 全勢力完全に
 ××頁所掲第四表
 とう
 平均指數
 印度、支那
 (註参照)
 この前後
 合計九百一名
 見と
 三月まで滿洲事變費
 於ける

支那革命の
 全勢力は完全に
 九十四頁所掲我國軍需品工場表
 さう
 物價指數
 印度支那
 削除
 この最後
 合計九百名
 見ると
 三月までの滿洲事變費
 於ける

誤

正

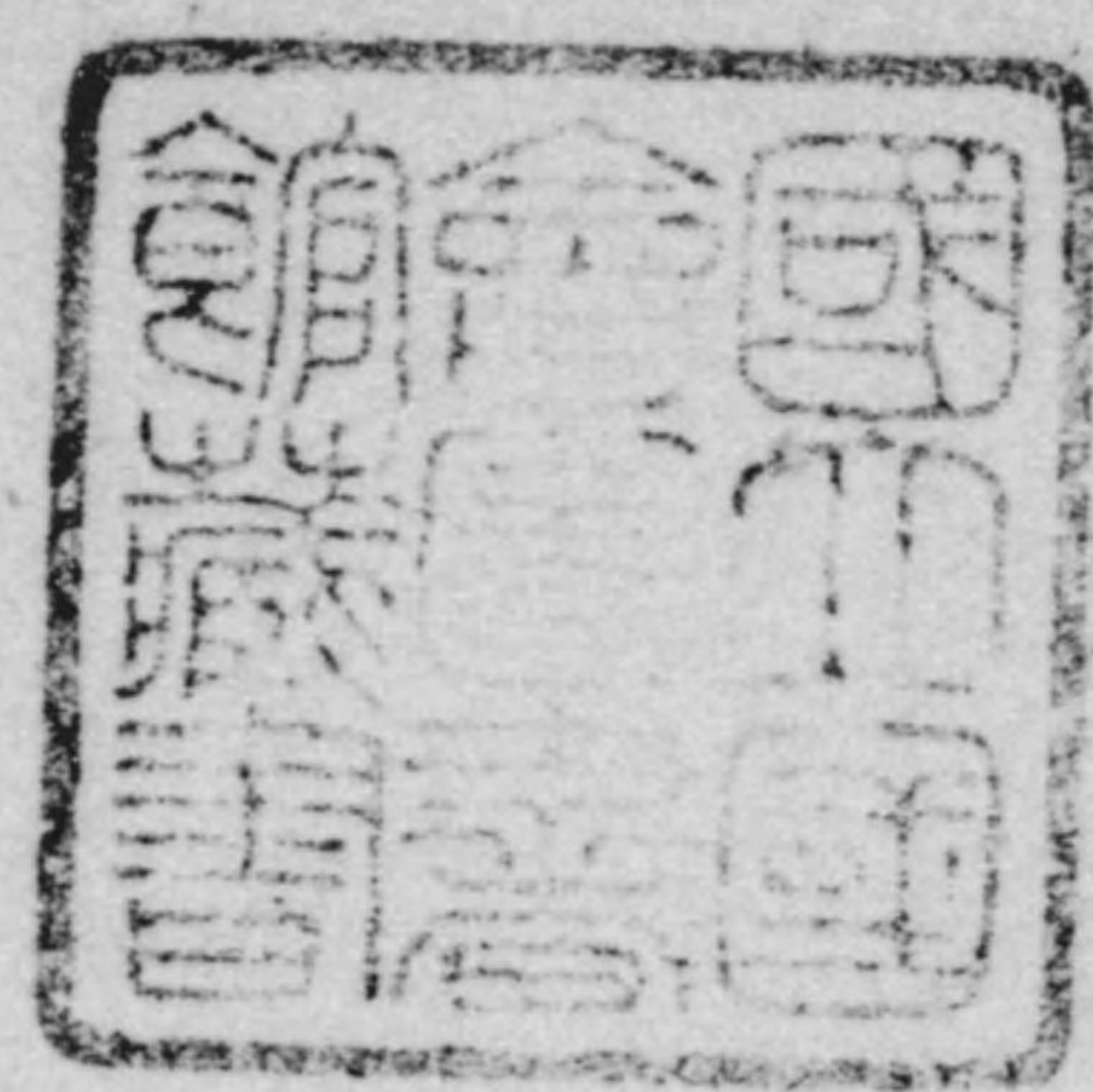
東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第七輯

昭和六年第四四半期

東洋經濟新報社

505
71



1097

例言

一、ダイヤモンド誌はその二月廿一日號の「滿鐵の解剖」なる會社評論に於て二十五行をみづから抹殺せられた。編輯後記には「最近、時局多端の際とて、記事差止が頻々として來る。本號締切後も「滿鐵の解剖」中に抵觸箇所を生ずる様な差止通知が來た。取敢ずその點を削除したので見苦しくなつたが、悪しからず御諒承を乞ふ。」と書かれてある。

一、市場人の参考として書かれる會社評論に於て然りである。此の第七輯の編輯に當つて、我々はどんなに此の點で苦んだことか。原稿締切間際には、實に二十七通に及ぶ差止通知が我々の座右にあつた。

一、必然、我々は讀者に向つて親切に年報を讀んで下さるやうに要求せざるを得ない。我々の各部の各節は、年報全體を通讀された後でないとは評價されないものである。

一、さて、本輯では特に取扱ふべき問題が多かつたので、従來の三部制の例を破つて四部制を取つた。第一部は、當初、中國に於ける列國資本の對立を中心に扱ふ計畫であつたが、事態の進行は、寧ろ中國經濟そのもの、分析並階級對立の問題を主にすることが絶對に必要であることを示して來た。我々は、中國農業及農民の狀態、工業狀態、並に政治經濟上の根本的な對立の解明に努めた。

例言

一

一、第二部「我國軍需品工業の調査」は目下緊急を要する調査であり、十分読者の要求に應じ得たと信ずる。併し工場動員と労働者状態の問題に重點を置く心算だったのが、筆者が途中で健康を害したので思ふに任せなかつたのは遺憾である。第三部では「日本に於ける金本位停止」を努めて國際的な觀點から取扱はうとした。

一、第四部「各經濟部面の分析と日本經濟の前途」も大いに面目を改めたつもりだ。今度は大分コンスタートを變へた。全體として我々は政治的關心を強く示さざるを得なかつた。「植民地の状態」は紙數の制限で、實に遺憾乍ら今度は割愛した。

一、いつも我々を啓發してくれる讀者の批判の中に、年報は「小説よりも面白い」といふ言葉があつた。我々の經濟分析が漸く讀者の社會生活の核心にふれつ、ある證左であると思ふ。その意味でならば、今度の第七輯は、從來のどの輯よりも面白いつもりだ。この點に我々の多少の成熟を認め、益々盛んに批判と要求の言葉を送られるならば、同人の悦び之にすぎたるものはない。

本輯の執筆は東洋經濟新報記者山田、前田、岩崎、小熊、根津、綿野、大原、竹内、梅井の九名、編輯事務は主として岩崎、根津が擔當した。

昭和七年二月二十五日

編者

日本經濟年報第七輯目次

—昭和六年第四四半期—

第一部 中國經濟と帝國主義の攻勢

序 問題は面前に提出されてゐる……………一

第一節 中國經濟の特殊性……………四

一、半植民地としての中國……………四

二、中國經濟の全貌……………七

三、農業及農民の状態……………九

(A)水利經濟の問題に就いて——(B)主要農産物——(C)土地所有の状態——(D)小作
慣行並に農民の状態……………九

四、中國に於ける資本主義の發達……………三三

(A)工業の發達——(B)中國に於ける資本主義發達の問題……………三三

目次

第二節 中國に於ける列國資本の對立……………二九

- 一、中國貿易の分析……………三〇
 - (A)輸出入の傾向——(B)何を輸入し、何を輸出するか——(C)國別に見た貿易——
 - (D)最近の貿易狀況詳細

二、列國の對支投資……………四一

- (A)日本の對支投資——(B)イギリスの對支投資——(C)アメリカの對支投資——
- (D)フランスの對支投資

三、中國政府の諸借款……………四六

第三節 國民政府の危機と中國サヴェートの生長……………五八

- 一、財政の窮乏……………五八
- 二、當面の諸問題……………六一
- 三、中國サヴェートの急速なる生長……………六三

第四節 上海事變の意義……………七三

第二部 我國軍需品工業の調査……………七五

第一節 金屬工業……………七六

- 一、製鉄—製鋼工場……………七七
- 二、非鐵金屬製鍊工場……………八〇

第二節 機械器具工業……………八三

- 一、航空機自動車工場……………八三
- 二、砲彈火具製造工場……………八五

第三節 化學工業……………八七

- 一、火藥爆藥工場……………八八
- 二、毒瓦斯製造工場……………九三

第四節 工場動員によつて生ずる社會的諸結果……………九七

第三部 日本に於ける金本位停止……………九九

第一節 國際金融恐慌と金本位制の破綻……………九九

- 一、國際金融恐慌の諸要因……………九九
- 二、金本位國と金本位停止國の分布……………一〇一

第二節 日本に於ける金再禁止の意義……………一〇三

- 一、金解禁は何を目的としたか……………一〇三
- 二、再禁止の必然性……………一〇八
 - (A)インフレーションへの轉換——(B)銀行資本の逃避——(C)銀行恐慌の危機と再禁止——(D)財政の破綻——(E)再禁止の形式……………一〇八

第三節 解禁中に於ける我が經濟機構の變化……………一〇四

- 一、企業合同の實例……………一〇四
- 二、大企業に於ける協定……………一〇六

三、カルテルの新結成……………一〇六

四、金融資本の進出……………一〇九

第四節 再禁止後の諸要因……………一〇三

- 一、再禁止の効果……………一〇三
- 二、再禁止の効果を制約する諸條件……………一〇五

第四部 各經濟部面の分析と日本經濟の前途……………一〇七

第一節 世界經濟の動向……………一〇七

- 一、世界經濟は細分された……………一〇七
 - (A)金融恐慌の完全な發展——(B)爲替管理と關稅障壁——(C)外國貿易の大減退……………一〇七
- 二、轉換の兆候は見えない……………一〇三
 - (A)ローザンヌ會議とベルリン短資擔置協定——(B)米國復興金融會社と自由金の解放——(C)生産と物價……………一〇三
- 三、轉換の可能性は無いか……………一〇九
- 四、西班牙・世界の鏡……………一〇三

第二節 日本經濟の諸指標

..... 一五五

一、事業活動

..... 一五五

(A)原料品消費指數の動き——(B)生産能力と生産制限

二、鐵道貨物

..... 一六〇

三、營業倉庫貨物

..... 一六一

四、物價

..... 一六五

(A)一般物價と其内容——(B)カルテル物價

五、株價

..... 一六八

第三節 金融及資本市場

..... 一七一

一、弗賣りの内容

..... 一七一

二、弗買ひの内容

..... 一七二

三、正貨流出と金準備

..... 一七四

四、正貨準備率三割臺

..... 一七五

五、貸出擴張と政府預金の放出

..... 一七五

六、金利の激騰

..... 一七七

七、地方金融益々弱る

..... 一七八

八、再禁止直後の金融情勢

..... 一八三

九、全減状態の資本市場

..... 一八三

第四節 外國貿易及國際狀況

..... 一八五

一、第四四半期貿易の急悪化

..... 一八五

二、排日貨と對支貿易の大悪化

..... 一八六

三、六年外國貿易の諸相

..... 一九〇

(A)帝國總貿易は順調——(B)類別貿易——(C)品別貿易——(D)國別貿易

四、國際收支

..... 一九六

(A)昭和五年國際收支悪化す——(B)昭和六年國際收支の大悪化

第五節 再禁止前後の事業界

..... 二〇一

一、配當から見た事業界

..... 二〇一

(A) 減配會社の續出——(B) 増配會社減る——(C) 無配會社二十二社——(D) 配當擱置會社四十一社

二、重要事業のカルテル活動……………二〇七

(A) 限産擴大の三事業——(B) 再禁止後の操短率

第六節 日貨排斥と紡績業の再惡化……………二〇九

一、綿絲需給狀態……………二一〇

二、綿絲布の採算狀態……………二二二

三、在華紡績の打撃……………二二四

第七節 労働者の状態……………二二七

一、就業及失業……………二二七

(A) 日銀労働人員指數——(B) 失業

二、賃銀……………二三三

三、労働爭議……………二三四

第八節 農村の状态……………二三九

一、重要農産物の收穫狀況……………二四〇

二、價額の變動……………二四三

三、政府の對策……………二四四

四、小作爭議の激増……………二四五

五、農村に於けるファッション……………二三七

第九節 東北地方及び北海道の凶作恐慌……………二三九

一、禍根は深い……………二三九

二、被害の程度……………二四一

(A) 北海道——(B) 青森縣——(C) 岩手縣——D) 其他の地方

三、金融恐慌への發展……………二五〇

四、悲惨・飢餓・疾病・死亡……………二五一

五、救済政策と農民の闘争……………二五四

第十節 滿洲事變の發展と滿蒙新國家の成立……………二五五

一、錦州入城……………二五五

二、「匪賊討伐」と哈爾濱占據……………二五六

三、滿蒙新國家の獨立宣言……………二五七

四、今後の外交問題……………二六〇

五、滿洲に於ける中國共產黨……………二六一

第十一節 定期航空業の重要性……………二六三

一、定期航空業の經濟的意味……………二六三

二、定期航空業の政治的意味……………二六四

三、定期航空路の分布……………二六五

四、極東に於ける航空路……………二七〇

五、日本の定期航空路……………二七一

(A)その延長(B)今後の諸計畫……………二七二

六、飛行機の臺數……………二七三

(A)民間飛行機の臺數——(B)軍用飛行機の臺數

七、定期航空輸送成績……………二七六

八、定期航空に對する國家の補助……………二七七

第十二節 財政窮迫と軍事費の膨脹……………二七九

一、六年度十一月末現計……………二七九

二、七年度豫算の梗概……………二八三

三、前年度豫算との比較……………二八四

(A)歳入の減少と其補填策——(B)公債計畫……………二八四

四、減債基金繰入停止……………二八八

五、歳出の減少と節約……………二八九

六、追加豫算と滿洲上海戰事費……………二九三

第十三節 我が國に於けるフアシズムの役割……………二九五

一、フアシズムとは何か……………二九五

目次

一

二、日本に於けるファシズムの役割……………二六
 三、社会ファシヨ……………三〇一

附

重要統計表……………卷末五
 昭和六年第四四半期重要日誌……………卷末
 第六輯索引……………卷末
 中国地圖……………卷末

録

日本經濟年報 第七輯

—昭和六年第四四半期—

(昭和七年二月廿日迄の材料による)

第一部 中國經濟と帝國主義の攻勢

序 問題は面前に提出されてゐる

資本主義列強間の最重要な問題の一つである中國分割——領土乃至一切の利益爭奪——のための闘争は、 $\times\times$ を先頭にして、いま $\times\times$ 的な解決に進み入らうとしてゐる。

だが、それはどう發展するか？ その具體的な見透しに就いては、現在の瞬間に於いて、(二月十日)規定してしまふ譯には行かない。事態は幾多の根本的對立を孕んでゐる。

列國は、中國分割のためには、共同して戦ふであらう。が然し、この共同闘争は、それ／＼の立場に於ける利權擴張のためのイニシアチブ獲得要求と常に結び着いて發展する。従つてそれは、何時どの國の裏切的行動を誘發するかも知れない危険を多分に含んでゐる。その裏切的行動が、列國の一部分と南京政府との妥協の形に於いて現はれるか、乃至それ以外の形をとるかは勿論分らないが、そこ

序 問題は面前に提出されてゐる

から同時に列國間の××に轉向するかも知れぬと云ふ危機は、既に過ぎ去つたと考へることは出来ない。云ふまでもなくこの××は、何れかの國が、取り前の飛躍的な増大をあくまで要求して譲らないならば、恐らく不可避なものとなるであらう。

殊に現在の瞬間に於いて××は、資本家階級の、或る切迫せる要求と結び着いてゐる。一九二九年以來凡ての資本主義國は、増々深大化され行く恐慌の只中に在つて、それをどうすることも出来なかつた。恐慌脱却の諸努力に於いて失敗の經驗を重ねて來た資本家は、いまその新たなる努力を××と結び着けようとしてゐる。生産力の三割乃至五割を休止させ、外國市場にはダンピングをして、國內市場狹隘化のためストックは一向に減少しない。この堆積したストックが一掃されるならば、それだけでも××は目に見える利益ではないか。若し、自國の勝利に歸するならば、市場も開拓されようし新事業も興らうと云ふのだ。そして、『戦争は利潤を生まない』と云ふ様な氣の弱い忠言に對しては、資本家の耳は聳してしまふのである。

併し、恐慌の深化は新市場への渴望を抑へ難きものとしたが、一方國內的な矛盾をも激成した。イギリスは、中國に對する市場擴張闘争に於いて、比較的優先的(?)であり得べき歴史的條件が與へられてゐるにも拘らず、彼はこの闘争に於いて勇敢であり得ない。彼は何よりも先に、急迫せる植

民地民衆の反抗運動を抑へなければならぬだらう。

また、アメリカは、從來中國への進出に於いて列國よりも遅れてゐるし、そのハチヤレそうな資本力の衝動は、是非この機會をモノにし度いのであらうが、少くとも現在の瞬間に於いては、彼は調停會議と云ふ様な「紳士的方法」を選ばんとするもの、如くに振舞つてゐる。

我々は、それが兵力と如何なる關係を持つてゐるかは知らない。併し、アメリカに於いても、最後のな決意をする前には、窮乏せる農民と労働者とに向つて、彼等の兄弟の血を上海に流すことが、民衆の生活と如何なる關聯にあるかを説明し、「輿論」と云ふものを起さねばなるまい。恐慌は資本家に對しては戦争を刺戟すると共に、同時に國內的な對立を激化させてゐる。それは程度の差はあつても、凡ゆる資本主義國に共通な運命である。

一九三一—三二年の資本主義國は、その意味に於いて、一九二三年のそれとハッキリ區別されるべきだ。だが、若し兩者の相違がこの點に止められたならば、問題の意味は大半抹殺されてゐる。その次の言葉は、既に年報の讀者には用意せられてゐる様に、地球の六分の一に於いては資本主義經濟とは體制を全く異にするサヴエートの經濟が發展して居り、中國の省境地域には百餘を以つて數ふる縣がサヴエート地區になつてゐると云ふ點である。かくて對中國戰線は、何時對サヴエート戰線に擴大、

發展するかも知れない。が然し、この戦線でさへもが、各帝國主義國の、それらの立場に於ける利權獲得要求と結びついて發展する。

以上の様な諸對立を孕んで、事態はどう發展するか？

問題は、吾々の面前に提出されてゐる。

第一節 中國經濟の特殊性

扱、讀者と共に以下研究しようとしてゐる事柄——中國經濟と列國資本の對立——は、それ自身いま吾々の面前に提出されてゐる問題の根本的な理解に、一つの鍵を與へるものでなければならぬ。それで、研究は何處から始めるべきか？ 我々は先づ、中國經濟とは何であるか——それを大握みに頭へ入れて置く必要を感じる。

一、半植民地としての中國

ところが、この出發點は同時に我々の研究の結末であり、問題の全體である。

中國經濟は、やうやく早期資本主義への發足を始めようとしたばかりの時に、そのゾット前に發足し、既に青年期に入りか、つた歐洲資本主義に依つて侵入されてしまつた。一八三九—四二年の阿片戦争は、大體その序幕であつたと云へる。この戦争は、世界中で最も不埒な戦争の一つであつた。つまり當時中國の政府は、阿片の有毒なることを知つて、早くからそれを禁止してゐたのであるが、それを徹底させるため、阿片輸入禁止令を布いたのである。當時に於いて、阿片は印度から中國に輸出されてゐたが、それに依つてイギリス商人は巨大なる利益を得て居り、またその植民地たる印度の政府收入の重要な部分をなして居たのでイギリスは、右の輸入禁止に文句をつけ、武力に依つて阿片貿易を認めさせたのである。その上、イギリスは香港を獲り、東洋發展の爲めの軍事的乃至商業的根據地としたのである。それに引續いて、フランス、アメリカ、ノールウエイ、スエーデン等も「通商條約」を締結し、始めて、例の治外法權を設定した。

それから後の中國は、全く澎湃として押し寄せた帝國主義のなすがま、に、その巨大なる體軀を提供して來たのである。一八七四年には、既にカンボヂヤに寄つてゐたフランスに、安南を奪はれ、一八九四年には、未だ若かりし日本帝國に敗れて臺灣を割讓し、遼東半島だけは「三國干涉」で割讓せず済んだが、御蔭で、フランスには鐵道、鑛山や廣東、廣西等南方に於ける貿易上の特權を、帝制ロシ

アには東支鐵道の収益を、ドイツには後に(一八九八年)膠州灣の租借を認めねばならなかつた。こうして大體十九世紀の終り迄には、イギリスは香港の外北京、威海衛、九龍、帝制ロシアには旅順、フランスは廣州灣、ドイツは膠州灣と云ふ様に、各列強共それごとく、軍事上乃至商業上の根據地を定めてしまつてゐる。その後について、例へば、日本が朝鮮を併合し、滿洲への非常に顯著なる進出を遂げたとか、ドイツが戦争に敗れて青島の權益を失つたとか、又は帝制ロシアが崩壊したとか云ふことがあつても、それは搾取する者が代つただけで、中國としては、列國帝國主義に搾取されてゐることは變りはなかつたのである。

凡そ、以上の様な表面的叙述からも知られるであらう如く、中國は全く列國帝國主義の半植民地として發展し來れるものである。中國は、かくて、何れかの帝國主義國に抗する爲めには、他の何れかの帝國主義的要求を容れねばならず、また凡ての帝國主義國に一樣に抗するならば、それ等の共同攻撃に備へねばならぬのである。國民黨の國權回復運動は、列國帝國主義進出の全線に對する反抗を目的とするものであつたが、資本主義國に於ける恐慌の深大化は再び彼等の中國進出に新たなる拍車をかけた。かくて中國は、今や再び列國資本の新たな攻勢の下に立たねばならぬであらう。

扱、然らば、列國帝國主義をしてかくも執拗なる搾取の手を延べしめてゐる中國經濟とは、抑々如

何なるものであるか

二、中國經濟の全貌

四億と稱せられる人口を擁して、中國は、一億一千万平方軒と云ふ巨大なる體軀を東部アジアに展けてゐる。然し乍ら我々は、勿論、中華民國と云ふ國家的名稱のもとに、政治的に一應統一されてゐる所謂近代國家なるものを想像してはならない。

現在に於いて、南京政府の支配權は中部數省に限られて居り、またその省内に於いてさへ、全く國民政府に對立すべきサヴェート地區を包含してゐる。滿洲は軍閥にとつての植民地的な部分であり、西藏、新疆等では原始的な農耕、狩獵が支配的な重要性を持つてゐる。また内蒙古と滿洲とは氣候、地質に於いて中部南部とは全く異り、寧ろサヴェート聯邦の極東地方と類似して居る。北支那は又黃土層と特殊の氣候を持つて居り、中部及南部支那では灌溉が農業生産の決定的な條件をなして居る。また支那トルキスタンでは一種の「沙漠灌溉農業」が存在してゐる。

これ等の一切の社會的乃至地理的諸條件を異にする茫大なる大陸、それを我々はいま中國と呼んでゐる。この大陸の支持する人口は通常四億と稱せられてゐるが、大握みに見て、この人口は如何なる

生産に従事してゐるのか。

一九二六年、中國々民黨土地問題委員會第三次擴大會議に提出せられた「中國土地調査」に依れば、全國農家總戸數は五千六百萬戸（地主を含む）であり、北京農商部の調査に依れば五千九百四十萬戸であると云ふ。これを基礎として、一戸當り平均六人とすれば全農業人口數は三億三千六百萬乃至三億六千萬人となる。即ち總人口の約八割は農業人口である。

〔註〕 中國に於いては、信憑すべき官廳統計に頗る乏しい。ことに、中國全體に就いての計數は何れも正確なものがないと云へるだらう。

第一に人口に就いて見ても、一九二六年の郵政局推計に依れば四億八千五百五十萬八千人であり、一九二六年の國際聯盟推計に依れば約四億五千五百萬人、一九二八年の海關推計に依れば四億五千八百八十四萬二千人である。併し、大體に於いて四億五千乃至四億八千萬人（滿蒙、西藏、新疆を凡て含めて）と見られるし、また中國總人口の約八割が農業人口であると云ふことは、一般に認められてゐる事柄である。

農業人口が總人口の約八割を占めてゐると云ふことは、恐らくその高度に於いて世界一であらう。（英領印度は總人口の七一％が農業及林業に従事してゐる——一九二一年）。また我々は、この國の總輸出額のうちで、農産物が最重要品をなしてゐると〔註一〕から見ても、亦地方政府収入の主要部分が農民の負擔にかゝつてゐると〔註二〕から見ても、中國の全經濟機構に於いて、農業が壓倒的な重要性

を持つてゐることが瞭らかとならう。

殘餘の僅か一、二割が、商工業に従事して居り、更に僅かの部分が軍閥、官僚を形成してゐる。この最後の階級は、地主及資本家と共に中國に於ける支配階級であり、外國資本とともに、中國經濟に於ける支配的な役割をなしてゐる。が先づ總人口の八割を占める農民層は、如何なる状態に置かれてゐるかを見よう。

〔註一〕 例へば一九三〇年の貿易に就いて主要な農産品を拾つて見ても、大豆及同製品が一億八千四百萬海關兩（以下同斷）、生絲、繭其他が一億一千九百萬兩、卵及卵製品が五千百萬兩、落花生及同製品が三千七百萬兩、その他種子類、穀類、棉花、茶等が一億一千九百萬兩、以上總計が五億一千二百萬兩で總輸出額八億九千四百萬兩の殆ど六割を占めてゐる。

〔註二〕 次表に於ける一九二七年度の地方収入はこの事實をよく示してゐる。（單位＝元）

地方收入	江蘇省	安徽省	浙江省
その内田賦	九,二五八,九四六	七,四五七,一二八	八,五七一,四〇〇
	七,五三五,三〇一	五,五二九,二三四	五,九五二,〇〇〇

三、農業及農民の狀態

我々は先づ、最も平凡なる事實——農産物や耕地の狀態——を一覽し様と思ふ。がその前に中國農

業經濟の根幹的な問題をなしてゐる水利經濟の問題に關聯して一言して置かねばならぬ。

(A) 水利經濟の問題に就て

昨年夏、數千萬の農民が長江水害のために餓えたことは、未だ讀者の記憶に新たなるところであらう。(註) 中國の農耕地は延々數千里を流れる數條の大河川に依つて潤されてゐる。而かも黄河の如きは、河南の平野に出てから河口まで約五百哩の間、幾千年の間の人間の努力に依つて造られて來た堤防の間を、平地より高い河床を以つて流れてゐる。(水面は平水時に於いて十五呎、増水時に於いて卅呎以上高いと云はれる。)この堤防が一度崩壊すれば幾千萬人の農民を養ふ土地は沼池に化してしまふ。

こう云ふ自然的な條件は、個々の農民の力ではどうすることも出來ない、大規模な治水灌漑事業を必要とする。そこに水利經濟の國家的經營が、中國農業の根幹的な問題となる。従つて、國家的統一權力の衰退は必然に農業經濟の根幹を脅す。斷間なき軍閥の鬭争、内亂、經濟恐慌等は、直接に中國農業經濟の根本的な設備を破壊しつゝ、あるのだ。殊に、滿洲と南方の一部を除いては森林と云ふものが殆どない。永年の濫伐の結果は、北部支那黄土層地域の濕氣を奪ひ、自然の肥沃を失はせつゝ、ある。そこに施肥と人工灌漑とが絶對的に必要な條件となつて來るのだが、斷へ間なき内亂に加ふるに、租税、地代、高利々子等の前資本主義的な諸條件、及び工業品(その多くは帝國主義國の供給品)との

非等價關係、等々は又それを非常に困難なるものとする。

斯様な事實のもとに於いて、農業技術は一向に進歩しない。滿洲の一部には數十臺のトラクターがあり、揚子江沿岸には二、三百臺の近代ポンプが設備されてゐると云ふが、農民の巨大なる部分(恐らく大部分)は二千年前と變らぬ生産方法に従つてゐる。そして中國の農業は寧ろ衰退、否破壊されつゝ、あるとさへ云はれる。かくて、土地と農民との一般的な疲弊、衰退の上に農業が營まれてゐることを、先づ知らなければならぬ。が、一體中國では農民は幾何の土地を耕し、何を作つてゐるのか。

〔註〕 百年以來と云はれる一九三一年度の中國水災に就いては次の様に報告されてゐる。

南京大學農業經濟學部の報告に依れば、アメリカ合衆國と殆ど同數の農民が災害を蒙り、浸水區域の農家のうち五五%が破壊された。罹災農民の四〇%が、近邊の高地に移住するか、又は遠國に移住せねばならなかつた。農家は平均五十一日間、住居不能な程度に浸水し、平均浸水は九呎であつた。

調査百二十一縣の損失額は、穀物八億六千七百萬弗、建物四億七千萬弗、役畜一億三千五百萬弗、家畜器具一億一千九百萬弗、貯藏穀物七千九百萬弗其他總計約二十億弗(以上單位は凡て銀弗)に達する。これは、穀物の第二回收穫及び冬期收穫等を計算してない。(これ等は水災のため作付不可能に陥つてゐる。)そして農家一戸當りの平均損失は四百五十一弗である。平年の農家一戸當り収入は三百弗と推定されるから、一ヶ年間の全収入以上の損失を蒙つた譯である。

報告書は以上の様に見積つてから、緊急に必要とされてゐるものについて次ぎの様に云つてゐる。

第一部 中國經濟と帝國主義の攻勢

農民には食糧と衣服、家畜には飼草、家屋の修理と畜種の種が緊急に必要である。食物には五億三百萬弗、家屋修理には四億七千萬弗、薪炭用には八千八百萬弗、被服費に五千八百萬弗、その他を總計して、十五億弗が緊急に必要である。(North China Daily News 1932, Jan. 15)

ところがこれに對して國民政府は殆ど見るべき對策を講じてゐない。一九三一年八月一日と十二月一日に各八千萬弗合計一億六千萬弗の公債を發行してゐるけれども、その何分の一が水災救済費として使用されたか分らない。農民の大部分は飢餓と寒さと疫病とのうちに曝されてゐる。

尙ほ江蘇、安徽以下八省よりの報告に基き、主計統計局は、次ぎの様に損失を發表してゐる。

(一) 罹災農家及水災耕地面積(單位千戸・百萬畝)

省	農家數	罹災農家數	比率	全省耕地面積	水災耕地面積	比率
山東	五,九二八	七二	一・二%	一一〇七	一四〇	一・三%
安徽	五,〇六一	一,〇一〇	二〇%	一三〇	三三八	二・九%
河南	二,六八二	一,三九七	五二%	四八八	三三四	六八%
江蘇	五,〇五七	二,一三六	四二%	九七	三七	三九%
湖北	三,六〇〇	一,一五四	三一%	六〇	二六	四三%
湖南	三,九〇〇	八七	二%	六六	二八	四二%
浙江	三,二九二	六三	二%	四六	九	一九%
江西	三,一六五	五四	二%	三二	八〇	二六%
合計	三三,〇六六	八,五九九	二六%	五五〇六	一四一四	二六%

〔備考〕 罹災農家及び水災耕地面積は報告のある縣の分のみ。水災總面積は四十萬方支里である。一畝は日本の一・一八九三三五畝に相當する。

(二) 農産物損失數量(單位百萬斤)

省	米			棉			高粱及粟		
	平年產額	損失額	百分比	平年產額	損失額	比率	平年產額	損失額	比率
山東	三,九三三	一,六三七	四二%	九	四	四五%	二,二四六	四四九	二〇%
安徽	六,〇〇〇	一,六九八	二八%	五〇	九	一八%	一,四三六	五九	四%
河南	四,五三八	一,六四九	三六%	二二	五	二二%	四八	二〇	四一%
江蘇	五,〇一八	一,八九四	一八%	三六	五	一四%	五七〇	二〇	三%
湖北	二,七九二	一,四三三	五二%	三	九	三〇%	二六	一〇	三九%
湖南	二,三五五	六四三	二二%	二	七	三六%	二二	一〇	四五%
浙江	二,四六六	八,九四三	三五%	六	七	一一%	四,八四三	一,四七	三%
合計	三三,〇六六	一〇,八〇〇	三二%	一四三	六	四%	一〇,二二〇	二九〇	二・九%

〔備考〕 本表數量計算は水災地方と非水災地方との產額を平年と同じき假定の下に置き、非水災地方の降雨に因る減收或は增收部分は計上せず。損失價額は、米一斤を四仙、棉一斤を四十仙、高粱及粟一斤を三仙にて計算。損失總計見積額四五六、六九〇千弗。

(B) 主要農産物

農産物は種類、量とも頗る豊富で、就中揚子江沿岸各省は最とも土地肥沃、これに次いで黄河沿

岸、滿洲地方が豊饒な農産地であるとされてゐる。主要な農産物は次ぎの如くだ。

米——北支那及び滿蒙の一部を除き一般に給付され、殊に江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、廣西各省は産額最も多い。

小麥——南支那及浙江、湖南各省には比較的少いが、その他は一般に之を産し、就中河南、山東、安徽、湖北、江蘇は豊富に産する。

豆類、高粱、其他雜穀——殆ど全土に亘つて産し、農民の主要食糧品をなす外、家畜飼料、燒酒釀造等に用ひる。滿洲に最も多く産し、北部支那、中部支那に至るに及んで漸時減少、南部支那が最も産出額が少い。

棉花——各省共概ね産するが、江蘇、湖北、直隸、山東、浙江等は最も多量に産出する。日本紡績業に原棉として供給せらる、「支那棉」はこれであるが、中國々内に於ける綿業の發達にも刺戟されて、産出額は年々増加を示してゐる。

其他——其外重要なものとしては、麻(主産地は湖北、湖南、江西、直隸の各省)、茶(湖北、江西省)落花生(山東、安徽、直隸)、煙草(浙江、江西、福建、山東)、蠶繭(浙江、湖北、廣東)等である。これ等の主要農産物の作付面積と收穫量とを示せば第一表の如くである。

食用農産物

(一)重要農産物作付面積及收穫量

作物	作付面積		收穫量	
	畝	千石	畝	千石
米	240,045,704	1,832,268	59,833,008	2,941,900
粳	59,833,008	1,571,033	12,998,672	2,004,621
籼	180,212,696	2,261,235	46,834,336	8,937,379
其他	1,000,000	10,000	10,000	10,000
麥	164,644,297	1,600,640	1,750,000	1,600,640
其他	11,433,357	118,255	1,000,000	1,000,000
豆	260,699,033	2,077,749	3,784,941	3,784,941
大豆	260,699,033	2,077,749	3,784,941	3,784,941
其他	3,784,941	3,784,941	3,784,941	3,784,941
其他	3,784,941	3,784,941	3,784,941	3,784,941
特殊農産物	13,910,655	89,381	13,910,655	89,381
麻	7,135,732	1,900,846	7,135,732	1,900,846
棉花	3,884,310	8,937,379	3,884,310	8,937,379
烟草	5,033,830	6,481,468	5,033,830	6,481,468
藥材類	1,973,957	4,678	1,973,957	4,678
茶	5,352,167	76,700	5,352,167	76,700
桑	4,290,555	76,700	4,290,555	76,700
果	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
甘	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
大	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
馬	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
芋	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
蔬	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
瓜	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
落	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
高	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
玉	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
黍	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
蜀	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
黍	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
粟	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
粱	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
生	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
菜	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
薯	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
薯	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
根	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208
實	3,377,054	1,682,208	3,377,054	1,682,208

〔備考〕 北京政府農商公報第九十一號所載、民國三年末調査

併し右の表に現はれてゐないが中國農民經濟否全政治經濟上に重要な意味を有する農産物として阿片が指摘されなければならない。この農産物は、帝國主義が、中國への貿易の門戸を最初に打ち開い

た材料であつた。今日に於いては、軍閥と商人とに依る農民搾取の最も有力なる手段の一つである。然し、極大握みに見て、米、麥、大豆、高粱、玉蜀黍と云つた様な食用農産物が非常に多く産するのであるが、然しその大部分は自國の消費に當てられる。そして外國に輸出さるゝものは、大豆及同製品、棉花、茶、卵及卵製品等が重要なものであつて、米、麥等は殆んど輸出されない。米は寧ろ毎年輸入してゐる。中國貿易のうちで農産品及同製品は歴史的な重要性を持つてゐるけれども、中國の農業生産全體として見れば、輸出に向けられる部分は寧ろ少部分で、非常に多くの農業生産物は自國消費に當てられてゐる。中國は既に早くから國際商品交換の中に引き入れられたことは事實であるが、然し現在に於いて尙ほ農業生産の巨大なる部分が國內消費に當てられてゐることを認めねばならぬ。併し、このことは、自給經濟であることを斷言するものではない。この國に於いては、巨大なる國內市場の發展に依つて、商品經濟の段階に、可成りに深く這入り込んでゐることを認めねばならない。

(C) 土地所有の状態

中國の耕地面積は支那本部十八省のみを以つて一億二千二百四十萬町歩、之に滿洲及び新疆を加ふれば一億二千百萬町歩に達し(民國四年農商部統計)、全國農家一戸の耕地面積は一町九段二畝に當る(支那近代の政治經濟、三二四頁)。これは云ふまでなく抽象的概念だ。一九二七年、武漢中央土地委

員會調査に依れば、農民總計三億三千六百萬人中、土地所有者は一億五千萬人、小作者一億三千六百萬、耕地のない雇傭農民三千萬人、遊民二千萬人となつてゐる。更に土地所有の階級別に就いて見れば次表の如くだ。

(二) 農民階級別及土地所有階級別(一九二七年調査)

農民階級別			土地所有階級別		
階級	人數(萬人)	比率(%)	面積別(畝)	人數	所有地(%)
土地所有者	一,五〇〇	四四	一〇〇以上	五	四三
小作農	一,一六〇	三三	一〇一—一〇〇	二	一六
耕地のない雇傭農	三,〇〇〇	九〇	一〇〇—一〇〇	九	二七
遊民	二,〇〇〇	六〇	一〇〇—一〇〇	九	二七
總計	三,〇〇〇	一〇〇	一〇〇以上	五	四三

〔備考〕 土地所有階級別は、土地所有者一五〇百萬人の細別。一畝は日本の六畝強。(丁達氏著「中國農村經濟の崩壊」より)

又、「滿鐵支那月誌」(昭和五年十一月號)、「支那農村經濟の統計に就いて」、エル、マデールに依れば同様の性質の分類に就いて、次ぎの數字が得られる。(これは農商部の統計である。)

この二つの統計に於ける數字上の相違は、調査年度と機關とが異つてゐるから當然であるが大體、農民の半數が自作農、他は小作農乃至雇傭者、遊民等である。

(三) 農民階級別及土地所有階級別

	一九一七年		一九一八年		土地所有階級別		
	戸數 千戸	比率 %	戸數 千戸	比率 %	戸數 千戸	比率 %	
自作農	二四、五六	三〇	二二、六一	二七	一〇以下	七、八〇	三
小作農	三三、八六	四一	二二、三〇	二七	一〇—三〇	一三、二四	一五
半小作農	一四、四五	一八	九、四七	一二	三〇—五〇	一〇、一三	一二
合計	四八、〇八	一〇〇	四一、五五	一〇〇	五〇—一〇〇	五、四八	六
					一〇〇以上	二、八五	三
					合計	四九、三〇	一〇〇

かくて、中國農民の約半数だけが土地所有者であり、他の半分は小作人、雇傭者、遊民等であることが知られる。併かも、土地所有者のうちその階級別に就いて二つの統計を比較して見れば、十年間に顯著な階級分化が進行したことになる。一〇畝以下を所有する農家の占むる割合は、十年間に三六%から一九二七年の四四%に、そして一〇畝以上の分は相對的に減少し、然かも一九二七年には、農民の僅か五%を占める一〇〇畝以上所有者が、總耕地の四三%を占めてゐる。同時に總農民の四四%を占める一〇畝以下所有者は僅かに六%を有するに過ぎない。

吾々は、中國農村の階級分化の問題に就いて、右の外には統計的數字を掲げ得ない。併し、斷へざる内亂、地代、高利貸利子、天災等が階級分化を進行させてゐることは疑はれない。そして農民の貧

窮化は、土地の、不在地主、高利貸、商人、官吏等の手への集中化、自作人の小作人への轉化、下層農民の一層貧窮化と云ふ形をとつてゐると思はれる。そして、土地利用の零細化と分散化とが行はれてゐるであらう。このことは、一定の耕地に比較的多く農業勞働力を結合せしめて、農業過剩勞働力の一部を隠蔽してゐるであらう。これは、工業の發展が、過剩農業勞働力を吸収し切れない中國に於いては、蓋し必然である。

農民の貧困は増々加はる。其一部は當然に、過剩勞働力を形成する。然し、これを吸収すべき工業の發展が見られない。失業農民の幸福なる(?) 一部が工業プロレタリアとなる。その他は、苦力となり、東北に移民し、流民となり、盜賊となり、餓死する。

(D) 小作慣行並農民の狀態

地主の大なるものは六、七十町歩餘を有するけれども、大部分は二、三十町歩を有する中小地主である。彼等は、自ら農業を營むことをなさず、管理人を置いて土地を管理せしめ、その收入に依つて坐食する。地租だけは一般に地主が負擔してゐるが、地主は獲得した小作料を殆ど土地に投じない。彼等は、自己の生活の爲に消費し、又は高利貸乃至商業資本として活用せしむる。

小作期間は、一年乃至數ヶ年毎に更改するものもあるが、「永小作」も少なくない。小作料に就いて見れば、物納と金納とあり、物納には定額と取り分け（その年の收穫に依り小作料率を決定する）とある。永小作の残存、物納地代等、之等の點に於いて多くの前資本主義的な形態を未だに保つてゐる。殊に地方に依つては、地主は小作人に對し、家屋其他農具、種子、肥料、食糧日用品等迄貸與する一種の前借奴隸的小作制度さへ残存する。小作料率は一般に高く、取り分け小作料率は、水田は上地五二%、中地四八%、下地四五%、畑は上地四八%、中地四五%、下地四四%、物納小作料率は、上地四六%三、中地四六%二、下地四五%八、畑は上地四五%三、中地四四%六、下地四四%四となつてゐる。また廣東各地の小作料率は六割以上と云はれ、「倒三七」倒二八——即ち收穫米の七、八割が地主に歸する——と稱せらるゝ、重租もある。

農民の大部分をなす小作人は斯くの如き前資本主義的な小作關係のもとに置かれてゐる。が、自作をも含めて凡ての農民層は、大地主、土豪、劣紳、軍閥、官僚の封建的な搾取のもとに置かれてゐる。中國々民黨中央農民部の一九二六年十月「黨各省區聯席會議」に於ける報告は農民の状態を次ぎの様に纏めてゐる。

小作料 小作料は甚だしく苛重である。河南省にては一石につき一元乃至三元を納入し、浙江では一畝當

り四元乃至八元、或は四元乃至十二元等其の額も各相違してゐる。廣東各地の小作米は六割以上にして、其他の各省も種々雑多であるが中には「倒三七」「倒二八」と稱される重租がある（この場合は收穫米の七乃至八割が地主に歸屬する）此の他なほ鐵租、田信鷄、田信鴨等の苛例があるが皆大地主が言を籍りて農民を搾取するものである。

金 民國成立後の現行税制について言へば税目はすでに七項の多きに達し、すなはち地丁、漕糧、差徭、墾務租課、雜賦、附加税等である。近年江蘇には水利捐、自治捐、戶籍捐、積穀捐、教育捐等十數種が施行された。山東には軍鞋捐、貨物捐等の名目下に從來の六七倍増加して居る。廣東にては中山縣一縣に就て見るに沙捐、捕價、特別軍費、警費、學費、自治分局費、商團費、自衛費、保安費、舊農會費、運動費、民團費、瘋人口糧費（廢失者扶養費）、聯團開辦費、高中學校費、平民教育費等十六七種を算する。而して河南省の諸税は既に民國十八年度分を預徴し、陝西にては二十年度分を預徴し、四川省にては二十一年度並に二十二年度分を預徴してゐる。

兵 民國成立後各省は連年の兵災に苦しんでゐるが、特に著しかりしは兩度の奉直戰爭、奉直聯合軍の國民軍對抗戦等である。戦亂毎に直接間接農民に甚大な損失を與へるは言ふ迄もない。最近の調査に據れば天津に聚集したる失脚の軍人中財産數千萬又は數百萬を所有する者が約二十餘人にしてその總額約二億元以上に達してゐると言ふが、こは皆直接或いは間接に農民の身體より剝奪したところの膏血に外ならない。又外人の調査に據れば民國十三年の東北東南戰爭に於ける國力損失額は約五億元であり民國十三年九月より民國十四年末に至る十數箇月間の北方側戰爭の損失は部分的であるが六億元以上に達してゐる。斯かる巨額の損失は農民の痛苦を増加する主要原因たるは言ふまでもない。さらに軍閥は軍用票、金庫券等を濫發して一

般農民を剝削してゐるが、その顯著な例は張作霖が奉天票を濫發し、吳佩孚が湖北にて官票、金庫券、軍需兌換券の融通を強迫したる如きであるが最も慘酷なるは鴉片栽培を強制した一事で孫傳芳は一千萬元を以て張南道に鴉片栽培を許可した。その他陝西、福建、雲南にも盛んに實施され農田減少し糧食が騰貴するに至つた。

天 國內に於ける政治混亂に因り天災の豫防に救援は全く關心せられず水旱風災が農民の至大な痛苦となつた。民國三年の各種罹災區域は六五三、四七五、四四五畝を下らず、毎畝の損失を假に平均一元とせば農民の喪失額は六億五千萬に達してゐる。民國七年の罹災區域も亦六一、七一七、一一三畝を下らない、東三省は二十年來の大旱魃であり、安徽は六十六年來の大水害を蒙り田地の破壊せるもの十萬畝に達し、山東の水災また二十年來の事で、湖北の大旱は六十四縣に禍ひし水旱災區は實に東三省、直隸、山東、湖北、湖南、江蘇、安徽、河南、江西、浙江等の諸省に跨り、飢民は群をなし草根樹皮を食ひ盡した。廣東海豐縣における最近の大風害は全縣二十餘萬に達してゐる。

特殊階級の剝削 農村の特殊階級とは劣紳、土豪、局董、團總、族長並に貪官汚吏を指すが之等のものは或ひは高利を貸し或は訴訟をなし又は武力を以て、苛税雜捐を請求し烟賭を開き宗法制度を藉り、あらゆる手段を講ずるのである。高利貸の利息は七分あり八分あり、九を出して十三を返すもあり、此等は訴訟手續を以て農民を追求、壓搾してゐるのである。

土匪 鄉村の農民は叙上の種々なる原因により失業者日に多く一部分は遂に流轉して土匪となるものありとも、もに戦争による無数の散兵は遺落して大團の土匪を形成し各省の匪患は遂に日に猖獗するに至つた。河南の白狼、老洋人、紅槍會(一部は土匪と抗争する自衛團)山東拘嶺山の孫美瑤、揚子江の青紅幫、廣東の古兜、徐聞、琵琶山の土匪、沙匪、神打團等々であるが、此の種の土匪は農民擄掠を敢行するのである。(丁達

氏、中國農民經濟の崩壞「三二—三四」

四、中國に於ける資本主義の發達

(A) 工業の發達

農民は、斯くの如き、前資本主義的なる状態に置かれてゐるが、一方主要なる都市に於いては、工業の資本主義的發展が見られた。それは勿論、生産手段から離れた、大衆的農民失業者を吸収するには不十分なものであつたが、その發展のテンポは決して緩慢なものではなかつた。殊に世界大戰當時諸列國の工業生産の停止は、中國に於ける工業發達に絶好なる機會を與へ、それ以後殊に顯著なる發達が見られた。

この國の工業は、凡ての後進資本主義國がそうであつた様に、輕工業中心に發展して來て居り、現在に於いては綿紡織染業が壓倒的な重要性を持つてゐる。

即ち第三表に於ける如く、一九一九年より二四年に至る僅か五ヶ年間に、資本金は約倍に増加してゐる。そして、綿紡織染業に投ぜられてゐる資本金は、一九二四年に於いて一億元に達せうとして居り、新式工場社總資本金の五割弱に及んでゐる。之に次いででは麥粉の二千五百萬元、砂糖の一千萬

(三)新式工場會社數及資本金(農商部統計)

	1919年		1924年	
	社數	資本金 千元	社數	資本金 千元
染織粉油寸革	80	46,128	128	99,994
織紡	20	3,285	23	4,725
織織粉油寸革	62	13,710	96	25,279
織織粉油寸革	15	3,011	21	4,386
織織粉油寸革	48	5,434	66	6,721
織織粉油寸革	7	4,102	11	5,252
織織粉油寸革	28	1,938	35	2,998
織織粉油寸革	2	700	4	10,720
織織粉油寸革	7	1,765	13	9,475
織織粉油寸革	9	1,170	10	1,270
織織粉油寸革	8	444	10	564
織織粉油寸革	4	2,725	7	4,925
織織粉油寸革	10	3,467	23	5,205
織織粉油寸革	4	540	6	1,770
織織粉油寸革	3	800	4	115
織織粉油寸革	2	693	4	2,489
織織粉油寸革	3	152	4	900
織織粉油寸革	17	7,030	20	8,540
織織粉油寸革	4	285	5	325
織織粉油寸革	5	2,330	9	2,800
織織粉油寸革	1	2	14	2,965
織織粉油寸革	24	3,923	50	4,946
計	363	103,581	563	205,502

元、紙の九百四十萬元が主要なるもので、特に紙の如きは、一九一九年に比し資本金に於いて五倍餘の激増を示してゐる。其外、燐寸、石灰セメント、鐵工、玻璃、精鹽、化學藥品等の諸工業に於いては特に顯著な發展が現はれてゐる。工業の内、

最も重要性を持つ纖維工業の發展に就いて見れば、第五表の様な顯著な發展の跡が現はれる。斯様な顯著な發展が、どれだけ勞働者を吸収したか。これに就いても我々は正確な統計を得られない。唯こゝではなるべく最近の資料に就いて、主要工業都市に於ける勞働者數を見て置こう。即ち、廣東の五十萬、上海の廿二萬が主要なるもので、表記主要工業都市に於ける工場勞働者數は

(四)纖維工業の發展

年次	紡績工業		製絲工業	
	工場數	紡錘數	工場數	構機數
一九二九年	二七	四、三三〇、〇〇〇	一四	二五、五三二
一九二八年	二七	一、四八〇、〇〇〇	七	一九、二〇〇
一九二七年	三三	八二一、〇〇〇	四	一三、七七一
一九二六年	二七	五五五、〇〇〇	六	五、九〇〇

約八十四萬人位であらう。中國全體の工場勞働者の數は勿論不明であるが、一九二八年當時に於いて百萬乃至百五十萬と推計され、車夫苦力等をも合はせた全勞働者の數は一九二七年當時、三百十六萬五千人(Chinese Economic Monthly Vol. III No.5 p.1266)と稱されてゐる。

たゞこゝに注意せらるべきは、右の三百萬の勞働者は、決して國內資本家にのみ從屬してゐるのではなく、その少なからざる部分が外國資本(又は外支合辦)に從屬してゐることである。即ち中國に於いては、自國資本家の發展よりも、自國勞働階級の生長は、遙に急速であつたと云ふことである。このことは、勞働階級の反資本主義運動は、土着ブルジョアチーと同列に外國資本をも闘争の目標としなければならぬことであり、同時に又、土着資本家はそれ自身のみの力に依つては、勞働階級に對する闘争に於いて相對的に微力であることを意味する。そこに外國資本、就中日本資本の、重要な役

第一部 中國經濟と帝國主義の攻勢

(五) 中國主要都市労働者數(單位人)

業種	上海	天津	無錫	武漢	廣東
紡績	一七〇,五五三	三三,二六四	二八,七六〇	二〇,〇〇〇	?
製絲	九,四七六	—	二六,二四六	—	?
煙草	—	—	—	—	—
化學	—	—	—	—	—
印刷	—	—	—	—	—
機械	—	—	—	—	—
食品	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
合計	三三,三六〇	四七,五一九	一,八四七	四八,八七五	—

(備考) 上海は一九二九年、天津は一九二八年調。武漢は中國人經營の工場のみだけの概數。廣東は労働組合員の概數。

割が発生する。

(B) 中國に於ける資本主義發達の問題

中國に於いては、右の様に、可成り急テンポな工業化の進行を見たが、その少なからざる部分が外國資本に依存して居り、土着ブルジョアデーの産業資本家的な發展は、相對的に弱い。

中國に於いて産業資本の發展は、主として華僑(太平洋沿岸諸植民地、海峽殖民地、蘭領東印度、

シヤム、安南、ビルマ、濠洲、等)にまで發展する、工業及商業資本家)を中心として居り、國內に於ける資本主義經濟の發展は、寧ろ、前資本主義時代よりの直系的な發展として、高利貸資本乃至商業資本を中心にしてゐた。

華僑ブルジョアデーは大太平洋沿岸諸植民地に於いて、列國帝國主義の支配下に在りながらも、それ自身一個の産業資本(乃至商業資本)家的な生長を遂げた。彼等の衷心の希望は、列國帝國主義の支配より逃れ、その蓄積せる資本に依つて、母國に於ける資本主義の發達を遂行することであつた。國民黨の發生は、明確に、この華僑ブルジョアデーの要求と結び着いてゐたのである。然し乍ら、それは資本主義全體の進行より見れば、非常に遅れた發足であつた。

そして、中國は、それ自身が早期資本主義の發足を始めようとしたばかりの時に、既に成熟期に入つた歐洲資本主義の侵入するところとなつた。これ等資本主義國の、中國に對する搾取の主要な方法は、初期(十九世紀)に於いては貿易であり、二十世紀に入つてからは、之に加へて諸種の借款、交通機關の支配、礦山利權の獲得、工場經營等、中國經濟に對する直接の支配が加へられた。帝國主義の侵入は、必然中國經濟の資本主義化——農村に於ける自給經濟の破壊、交通の發達、買辦の生長等々——を刺戟したけれども、一面に於いては亦、中國ブルジョアデー自身の産業資本家的な成長を阻止

しようとする一つの力として働いた。

世界中の資本主義國にとつて——そのうちでも日本は最も重要な位置に置かれてゐる——四億と云ふ民衆を支持するこの大陸は、最も重要な輸出市場の一つを爲してゐる。この國は萬國の商品が競争する高品輸出市場をなしてゐる。そして同時に各國の資本は、直接にこゝに侵出しこの國に於ける、途方もなく安價な勞働力と結合し、又廣大な奥地に於ける購買力に直接に働きかけようとする。

かくて、中國土着ブルジョアヂーが産業資本家的發展を遂げるためには、列國帝國主義の侵入と闘ひつ、國內的には凡ゆる前資本主義的桎梏——厘金税、防穀令、官僚、劣紳等——と闘はねばならぬ。併し、國內に於けるプロレタリアートの反抗運動の生長は、いまや國內ブルジョアヂーの生長よりも、一層急速なテンポを以つて生長する。(後で見る様に十數萬の赤軍を擁するサヴェートが既に組織されてゐる。)

この最後の闘争——革命的プロレタリアートとの闘争——が最も急迫せる真正面の問題であり、この決定的なる闘争のためには、初期の國民革命の希望を捨て、帝國主義列強とも妥協し、前資本主義的桎梏としての官僚、軍閥とも握手せねばならぬであらう。これは、印度のガンヂーもさうであるやうに凡ゆる植民地に於ける産業ブルジョアヂーの運命である。

第二節 中國に於ける列國資本の對立

中國資本主義は、いまや、列國帝國主義との緊密なる結合の上のみ存立し、發展する。そして全體としての帝國主義と運命を共にしてゐなければ、それ自身の發展をなし遂げ得ない様に思はれる。このことは同時に、若し中國の資本主義的存立が國內プロレタリアートの反抗に依つて脅かされる、ならば、列國帝國主義は、中國ブルジョアヂーと公然握手することを示すものである。それは一個の矛盾であるかの如くに見ゆる。否矛盾である。然し、全資本主義を守るためには、それは、鐵則でなければならぬ。

扱、然らば中國を、列國帝國主義にとつて、かくも執拗なる搾取の地盤たらしめてゐるものは何であるか。それは、地球上の全人口の四分の一を以つて數ふる尠大なる人口の購買力、その低廉なる勞働力、此大陸の包蔵する資源に外ならない。初期(大體十九世紀)に於いては、貿易が搾取の主たる方法とされ、二十世紀に於いては、資本輸出が新たなる方法として加えられる。

一 中國貿易の分析

中國に對する貿易の分析は、阿片戰爭當時にまで遡つて一應は見るべきである。が資料の関係から、ここでは一八八六年以後の數字に就て見よう。

(A) 輸出入の傾向

一八八六年以後、約十年毎の輸出入金額は第六表の如くである。

(六) 中國貿易の趨勢(單位千海關兩)

年次	純輸入	同指數	輸出	同指數	入超額
一、八八六	八七、四七九	100	七、二〇七	100	一〇、二七三
一、八九〇	三三、〇五三	一三一	八七、一四四	一三三	五九、九四九
一、九〇〇	三三、七九二	三三三	一八、九七七	二六五	六四、七五五
一、九〇一	二八〇、四三三	三二〇	一六、六七〇	三三三	二〇、八二六
一、九一〇	四三三、四三三	五八	八〇、八三三	四四三	八二、六四〇
一、九二〇	六三、二五〇	八七	五四、三三一	七二	三〇、六一九
一、九二八	一、一五、六九九	一、三〇	九一、一一一	一、二四	二〇、六八
一、九二九	一、二五、七九九	一、四七	一〇五、六七	一、三三	三〇、〇九二
一、九三〇	一、三〇、七三六	一、四九	八四、八四四	一、二八	四四、九三

(備考) 純輸入とは總輸入額より、其年度に再輸出されたるものを除く。

この表を見て、讀者の先づ感ぜらるゝことは、輸出に比しての輸入の非常な増大傾向であり、年々の貿易尻が非常な入超を示してゐることであらう。

一八八六年當時に於いて八千七百萬海關兩を示してゐた純輸入は、大戰前たる一九一〇年には四億六千二百萬海關兩に、即ち五倍餘に増大し、一九三〇年には十三億九百萬海關兩に、即ち殆ど十五倍に増大してゐる。輸出も勿論増大してはゐるが、その率は輸入に比して遙かに低い。一九三〇年迄に十一倍強に増大したに過ぎない。一八八六年を一〇〇とする各十年毎の指數は第六表に示してある如くだが、傾向として、輸入は輸出に比して遙に急速なテンポで増大しつゝある。

これは、中國が、原料品供給地乃至成品半成品供給地としての發展力の増大傾向に比すれば、一層急速な速度で列國の商品輸出市場として開拓されつゝあることを示すものである。斯様な輸入激増の傾向は、年々の貿易尻を入超に終らしめてゐる。入超額は、一九三〇年に於いては四億海關兩を越へた。斯様な貿易に於ける尠大なる入超は、大部分、勞働を輸出すること——具體的には、華僑、在外勞働者等の送金——に依つて償はれてゐる。

(B) 何を輸入し、何を輸出するか

輸入品中の主要なるものは、綿製品、雜品、米、砂糖、棉花、等の衣食品である。然し、最近三十

(七) 中國重要輸出入品金額(單位千海關兩)

	1901	1910	1920	1930
輸入				
ア	32,937	55,411	200,162	918
ヘ	23,611		5,362	121,234
ニ	99,652	130,683	246,313	149,839
綿	—	2,073	5,756	6,166
毛	4,727	4,118	4,790	24,804
砂	20,712	22,440	39,340	36,391
金	10,429	18,903	61,565	75,831
棉	3,853	4,464	18,336	132,266
石	11,562	22,357	56,787	54,865
化	—	403	2,291	46,905
機	794	6,695	22,267	44,233
雜	119,853	248,635	437,356	211,996
其	268,303	462,965	762,250	1,390,756
輸出				
豆	8,571	36,484	69,622	184,923
棉	4,706	28,352	9,583	26,499
皮	—	19,927	21,961	34,338
絹	60,937	19,993	102,453	119,031
茶	18,513	35,930	9,210	26,284
油	3,998	13,992	33,393	30,547
種	4,185	2,860	18,229	35,531
卵	—	4,000	21,457	51,161
穀	—	—	36,637	30,403
其	169,657	330,833	541,631	894,844

年間に於る貿易の内容を見れば、そこにはこの國の急速な工業化が現はれてゐる。即ち一九〇一年から三〇年までの間に於いて、石油は一千百五十萬兩(海關兩、以下同斷)から五千四百八十萬兩に、化學製品はゼロから四千六百九十萬兩に、機械は七十九萬兩から四千四百萬兩に、何れも非常なる増加を示してゐる。そして棉花の如き原料品も、三百八十萬兩から一億三千二百萬兩に激増し、綿製品工業の

急速な發達を示してゐる。

そして輸出に就いて見れば、豆類及同製品、絹及同製品、卵及同製品、其他棉花、茶、油、種子、穀物と云つた様な、現物形態に於ける農産品が、又は農産化工品が殆ど全部である。

前述の様に、綿紡績工業が急速な發展をなしつつ、あるとは云へ、それはまだ國內消費のほんの一部を充すに過ぎず、近代的工場生産物のうち輸出に向けらるゝは、製絲が主なるものであらう。

これを全體として見れば、中國に於いて最近工業の急速なる發達を見たとは云へ、貿易は、大體に於いて、製品を輸入し農産品乃至同加工品を輸出してゐる。

(C) 國別に見た貿易

次に、國別に見たならばどうか。過去四十年間に於いて國別の貿易は少なからぬ波瀾を示してゐる。そしてこの四十間に於ける國別貿易に現れた大きな傾向は、日本の非常なる進出である。一八九一年當時に於いて日本からの輸入は五百七十萬兩に止まつたが、一九三〇年には三億二千二百萬兩を越へてゐる。朝鮮を加へるならば三億三千五百萬兩餘である。中國の輸入する總金額の二五、六%は日本からの輸入である。アメリカ合衆國も右の期間に七百七十萬兩から二億三千萬兩に激増してゐるが、日本に比してはこの増加率は遙に低い。この間にあつて顯著なる衰退(相對的衰退)を示してゐるのは

第二節 中國に於ける列國資本の對立

購買力減退から却つて急減し、十年來毎年増加し來つた輸出は茲に一頓挫をきたしたのである。自然貿易は著しく悪化して四億一千五百萬兩の入超となつた。

さて、右の貿易額を國別に見ると、對日貿易額が最も多く、輸入三億二千二百萬兩（總輸入額の二四%六）、輸出二億一千六百萬兩（總輸出額の二四%二）、差引一億六百萬兩の入超である。此の數字は朝鮮の分を含まぬが、之を合すれば割合は一層大きくなる。第二は香港であつて輸出入合計三億六千九百萬兩、差引入超は五千三百萬兩となつてゐる。對北米合衆國の貿易額も略々香港のそれに近く、英本國が之に亞いで第四位を占めてゐる。對英領印度との貿易は金額から見て第五位にあるが其三〇年の輸入額は二九年の二倍以上に及んだことは注目し得る。

品別を見れば輸入商品中最も多額に上つたのは矢張り綿製品であつた。が、一九二九年の輸入額より約二千四百萬兩、即ち一四%を減少した。自然總輸出額に對して占める割合も一二%八から一%四に落ちてゐる。銀價の下落を參酌すれば、輸入數量は更に酷く減つたものと思はれる。之に反して棉花の輸入は前年より四千百萬兩、約四五%、前々年に較べると六千四百萬兩、即ち九四%以上の激増に當る。之は勿論銀價の低落にもよるが、他面棉花相場も激しく下落してをり、従つて重に數量の増加に基くことが知られる。此の外金額の殖えた輸入商品は米、金屬及礦物、化學製品、機械、洋紙、

護謨及油脂類、煙草、染料及塗料、石炭等であり、殊に機械類の増加率は大きい。次に減少を來せる商品は綿製品以外に砂糖、石油小麥粉、魚介並に海産物、羊毛製品等であつた。中でも小麥粉は前年の輸入額が多かつたゆけにその減り方も酷く羊毛製品も亦半減するに至つた。

(四)綿製品國別輸入額(千海關兩)

	1928年	1929年	1930年
本利港	116.137	115.721	101.166
吉領印	36.579	39.936	17.659
英領印	13.023	12.831	15.843
其他共計	721	447	481
(備考)	173.359	174.227	149.839

綿絲を含まず。日本には朝鮮を除く。

(五)棉花國別輸入數量 千担

	1928年	1929年	1930年
印度	982	1.323	1.942
北米合衆國	489	819	1.144
日本	448	366	35
其他共計	1.933	2.545	3.481

(備考) 再輸出分を含む。

輸出に於ては大豆、生絲等大宗をなす商品を始め減少せるもの多く、増加せるは落花生並同製品、種子類、金屬、桐油、穀類等に過ぎない。とりわけて減少率の高いものは生絲其他の二七%九、皮革類の二四%五、茶の三六%三等である。

而して之等主要輸出入品中我國の對支貿易と關係深きものを選んで其の各々に就き國別の消長を討ねやう。第一に綿製品であるが、之は殆んど日本品が壓倒的位置を占め、價額は累年減退しつゝ、あるが總輸入額英國品は一九二九年まで略我國の三分の一に當つてゐた

が一九三〇年は約六分の一に低下した。

棉花は年々其輸入量を急激に増加し來り、一九三〇年は前年より九十四萬擔、前々年より百五十五萬擔を激増した。その過半は印棉であるが、米棉の輸入割合が漸次増しつゝ、あることは見逃せない。日本からの輸入が可なり多量に上るのは恐らく在支邦人紡績會社の使用分を内地に於て買付け彼地に供給する爲と考へられる。

(六)砂糖國別輸入數量(千担)

	1928年	1929年	1930年
印度	5,265	6,128	4,183
香港	3,964	3,945	4,200
日本	3,992	3,420	3,673
其他共計	14,082	14,825	1,2633

(七)化學製品國別輸入價額(千海關兩)

	1928年	1929年	1930年
香港	9,542	11,632	15,309
吉 利	6,093	5,582	8,833
英 獨	3,969	4,198	6,749
日 本	6,970	6,396	8,216
北米合衆國	1,844	1,832	2,213
其他共計	32,666	34,255	46,905

(八)機械類國別輸入價額 千海關兩

	1928年	1929年	1930年
香港	645	1,254	1853
吉 利	5,631	9,990	14,712
英 獨	2,332	3,922	7,382
日 本	4,182	6,330	8,733
北米合衆國	2,878	2,538	2,975
其他共計	19,946	30,396	44,990

砂糖の輸入數量は前年より二百十九萬餘擔を減少したが、其の原因は主に白糖の減少にある。尤も香港からの此種輸入糖は却つて増したが、白糖の供給が多量に達する蘭領印度はそれだけ供給減が酷くなつた譯だ。我國からの輸入は殆んど精製糖であり、而して之は昨

年に於ても増加を示した爲め約二十五萬擔許り殖えてゐる。

化學製品の輸入數量は左して増加しなかつたが、同價額は爲替相場の關係から急増した。輸入額順

(九)紙類國別輸入數量(千担)

	1928年	1929年	1930年
香港	203	269	154
吉 利	53	35	23
英 獨	290	356	172
日 本	130	197	108
北米合衆國	139	161	112
其他共計	946	926	1,155
其他共計	74	153	107
其他共計	2,035	2,305	1,997

(一〇)大豆類國別輸出數量(千担)

	1928年	1929年	1930年
香港	1,059	966	1,023
吉 利	1,474	1,797	1,593
英 獨	2,787	4,508	1,162
日 本	3,471	6,277	5,217
北米合衆國	14,740	8,205	11,067
其他共計	8,910	10,961	7,874
其他共計	40,391	45,615	32,720

から云へば香港、英國、日本、獨逸、北米合衆國となるが、何れも増加を示してゐる。その中増加率の高いのは獨逸の六〇%七英國の五八%三であり、日本及北米合衆國のそれは最も低い。

右の諸國は又機械類に就ても争覇の状態にある。其の中英國品(主として紡織機械)最も多く、日本品は之に次であるが、獨逸からの輸入も急増して昨年には略々我國に等しくなつた。

紙類に於ては我國からの輸入が斷然多く總輸入量の減少にも拘はらず、諾威、瑞典品を驅逐して、却つて増加するに至つた。

輸出が極めて不振なこと前述の通りだが

まづ總輸出額の三〇%七に當る大豆類の輸出數量が急減した。即ち露西亞及び香港を

除けば主要國への輸出は何れも減少し、その中でも對英對日の減少は殊に甚だしかつた。

大豆類と並んで輸出品の双壁をなす生絲も、各國の需要減退に禍ひされて同輸出數

量は二割を著減した、が特に佛蘭西、北米合衆國への輸出減が激しかった。尙ほ輸出數量減の甚だしいものに皮革類、棉花、茶等がある。皮革は従來日本及び獨逸に出されたのであるが、その需要が四割方低減してをり、棉花の減少も亦我國への輸出が少くなつた結果である。茶は主として露西亞、トルコの需要減退によつたのである。

一 生絲國別輸出數量(擔)			
	1928年	1929年	1930年
香港	49,511	54,011	47,417
英領印度	14,806	15,416	13,042
佛蘭西	53,931	40,852	26,374
日本	25,213	25,417	19,977
北米合衆國	29,613	47,176	39,154
其他共計	180,186	189,980	151,429

一二 皮革棉花茶輸出數量(担)			
	1929年	1930年	
皮革	45,571	27,501	獨、佛兩國の需要激増により前年に比較すれば倍増して三百二十三萬擔に上つた。桐油は其輸出の八割まで米國によつて占められ、從價額は減少し、落花生も十五萬擔を數へ(但し一萬七千擔を増して百
香港	60,142	42,581	
日本	58,815	29,096	
獨逸	32,781	24,187	卵製品は英、米への輸出増により
其他共計	59,021	36,772	
棉花	755,284	664,344	之等と反對に卵製品、種子桐、油等の輸出數量は夫々増加した。
北米合衆國	115,544	115,063	
其他共計	38,658	17,839	
茶	943,786	825,545	
露西亞	373,280	222,181	
トルコ、シヤ、埃及、其他	184,629	138,791	
香港	114,389	92,736	
英領印度	62,826	65,924	
北米合衆國	57,888	63,085	
其他共計	947,730	694,048	

つてその増加は同國への輸出増に原因する。

以上の諸數字から一九三〇度に於ける支那の對外貿易萎縮の有様が大體明かにされたと思ふが、茲に注意を要するのは綿製品輸入の激減、棉花其他原料品並に機械類の輸入激増は同國の紡績業其他諸産業が銀價下落を基調として躍進しつゝ、ある事實を物語つてゐることだ。

然し、一九三一年に於いては、日本の位置は甚しく低落した。我々はまだ中國全體の計數を手にしてないが、日本の對支貿易は、第四四半期に於いては急激に減少し、對前年比較減少率は十月は五九%七、十一月六八%、十二月六三%九、全年を通じて三六%の減少である。これは勿論、滿洲事變以來急學熾んになつた、全支に互る排日貨運動のためである。恐らく、この間に在つて、英米よりの輸出は顯著なる躍進を遂げたであらう。

二、列國の對支投資

列國の對支投資額が幾何あるかは、勿論正密なことは分らない。然し、日本の投資額が最も多いことは、どの資料に於いても共通してゐる。第一表は、日華實業協會の「支那近代の政治經濟」に依つ

三、中國政府の諸借款

中國政府の諸借款を分析することは、同時に列國の對資本輸出競争を分析することであり、また中國の國家財政の構造に於ける列國資本の位置を明らかにすることである。

會て封建清朝の崩壊は、實に日清戦争のための戦費並賠償金に當てる爲の前後七回に互る外債約五千四百萬磅及團匪賠償金の負擔の過大による財政の破綻に胚胎するとまで云はれた。今日國民政府の負擔してゐる外債の殆ど全部は、現南京府自身の發行せるものではなく、北京政府乃至清朝時代の發行にかゝるものであるが、その負擔は決して軽いものではない。一九三二年一月一日の現在額は第六表の如き數字になつてゐる。

(六) 中國政府外債概表(千單位) 一九三二年一月一日現在

所管別	磅貨債	弗貨債	圓貨債	法貨債	自法貨債	グルデン貨債
財政部	(八) 五、〇七八	(四) 五、四七六	(三) 四、四七六	(一) 一〇〇,〇〇〇	—	—
鐵道部	(一) 一、四三三、五五〇	—	(四) 六、五〇〇	(三) 四九、五五五	(一) 一七、七四五	(一) 一六、六六四
交通部	(七) 一、三三七	(三) 八、三〇九	(三) 三、〇〇〇	—	—	—
合計	(三) 六、一六六、三三五	(八) 三、二七七	(九) 一四、二八八	(四) 一四九、五五五	(一) 一七、七四五	(一) 一六、六六四

「備考」(一)は件數。磅換算總額は二二四、九六三千磅である。

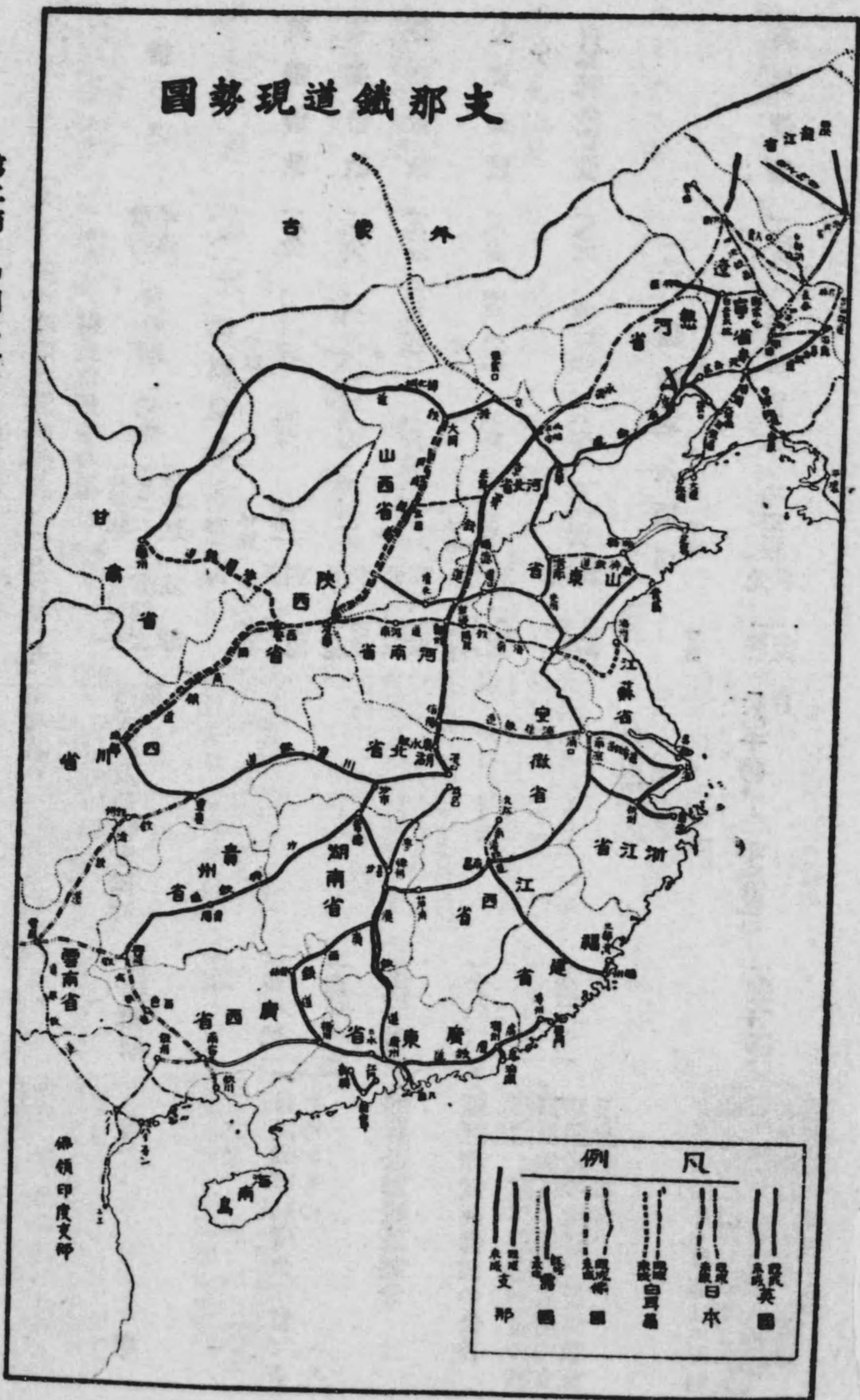
即ち、財政部、鐵道部、交通部各所管の分を合計して、一九三二年一月一日現在額は、磅貨債二十六件總額一億九千六百萬磅、弗(金)貨債八件總額七千二百七十萬弗、圓貨債九件總額一億四千二百萬圓、法貨債四件一億四千九百萬法、白耳義法貨債一件一億三千七百萬白耳義法、グルデン貨債一件一千六百六十萬グルデンである。これは、各債券の貨幣單位を示すもので、決して國別の數字を示すものではない。日本の資本系統に屬するものでも、磅貨債になつてゐるものも少くない。それで、借款の國別額は、前掲第一表に依つて見られ度い。

以上の如く財政部交通部鐵道部總計約五十件、二億二千五百萬磅に及ぶ借款を持つて居る。(尙ほ此外公式に債券の發行されない借款が相當ある。例へば日本の西原借款の如きは、その例だがこう云ふ借款に對しては現政府は償還の義務を認めてゐない。(これ等の借款のうち、交通部及鐵道部分はそのれぞれ建設的な事業の資金に當てるべく借られたものであるが、財政部所管の分は多く政府の財政的窮乏を糊塗するためのもので、何等建設的な事業に向けられたものではない。否交通部及鐵道部所管の分でさへ、實際には軍費に流用されたる部分が多いと云はれる。従つて、右の様な莫大な借款も事實上中國經濟の建設的な目的のために使用された部分と比較的僅かであるが、その元利償却の負擔だけは中國民衆の肩に残こされてゐる。一九三二年の元利償還負擔は、財政部所管の分だけでも一千

萬磅を越へてゐる。交通部鐵道部を通計すれば、恐らく二千數百萬磅に達するであらう。(併かも近年の銀價低落が、政府の外債元利拂額を非常に増大させたことは云ふまでもあるまい。)

こう云ふ莫大なる外債元利拂に當てるため、財政部所管の分に就いては主要なる國家稅收入、關稅、鹽稅は勿論、酒稅、煙草稅その他諸種の稅收入が擔保にされて居り、鐵道部所管の分には各々鐵道財產及鐵道收入が擔保として提供されてゐる。交通部所管の分に於いては、例へば一九一八年の八分利付電信債の如く電信局の全財產が擔保とされるものもある。かくて中國政府の重要なる稅收入及び鐵道財產並に收入は、何れも對列國借款元利拂の擔保に提供されてゐる。實際次頁の圖表に見らる、如く、今日中國鐵道の九〇%以上が、何れかの國に對する借款と關係があり、その財產又は收入は擔保に供されてゐる。

併し、中央政權の不斷の動搖、軍閥の戰爭、内亂等は、後述の如く財政上の支出を著しく増大し、一方諸種の政府收入を減退せしめ、外債に對する元利償還を不可能にしてゐる。後掲第六表に見らる、如く、財政部所管の分では關稅擔保の五債を除いて、他の十債は償還が延滞して居り、鐵道部所管の分は、二十件のうち十七件までは延滞して居る。これ等の事情は各公債別に譯して居いたから次表に就いて見られたい。



第二節 中國に於ける列國資本の對立

第一部 中國經濟と帝國主義の攻勢

(六) 中國政府外債明細表 (一九三一年一月一日現在)

(A) 財政部所管の分

債名	發行年度	發行額	利率	現在額	一九三一年一月一日現在	延滞額及最後支拂時	償還満期	考
(一) 海關稅收入擔保								
英獨借款	一九二六	一六,〇〇〇	五%	九,三二〇	九,三二〇	—	一九三一年一月一日	日清戰爭賠償金に當てるためのもの
英獨借款	一九二六	一六,〇〇〇	五%	九,三二〇	九,三二〇	—	一九三一年一月一日	日清戰爭賠償金に當てるためのもの
善後借款	一九二五	二五,〇〇〇	五%	三,三六二	三,三六二	—	一九三一年一月一日	鹽稅及關稅餘利分
金貨公債	一九二五	四,八八〇	五%	三,八四三	三,八四三	—	一九三一年一月一日	關匪賠償金佛國の借替
自耳義金貨債	一九二六	五,〇〇〇	六%	三,三六六	三,三六六	—	一九三一年一月一日	用途—四〇%龍海鐵道の擴張及修繕。三〇%其他の支那鐵道の建設。三〇%教育及慈善事業
(二) 鹽稅收入擔保								
英佛借款	一九二八	五,〇〇〇	四%	二,〇〇〇	二,〇〇〇	—	一九三一年一月一日	一九三一年一月五日迄は五%利率其後は四%利率。二、三〇千兩迄は鹽稅收入擔保。其外浙江、甘肅、湖北、直隸省の諸種の稅

湖廣鐵道借款	一九二一	六,〇〇〇	五%	五,六七〇	五,六七〇	—	一九三一年一月一日	元金、八三三、千磅一九三一年六月五日以來、利率、獨逸分は一九三一年三月三日以來、其他は一九三一年六月五日以來。
クリスプ債	一九二二	五,〇〇〇	五%	四,五八四	四,五八四	—	一九三一年一月一日	一九三一年九月三日以降、四、四四、千磅
青島公産庫券	一九二二	一四,〇〇〇	六%	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	—	一九三一年一月一日	元金、一九三一年三月三日以降、五、〇〇〇千圓。利率、一九三一年九月三日以降、三、九〇〇千圓。
(三) 雜擔保								
内國債及短期債償却基金債	一九二二	三九,〇〇〇	八%	三三,四八八	三三,四八八	—	一九三一年一月一日	元金、一九三一年一月三日以降、三、四六、千圓。利率、一九三一年七月三日以降、二、四六、千圓。
浦口公債	一九二四	一〇〇,〇〇〇	五%	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	—	一九三一年一月一日	元、當初より、二、五〇千法。利率、一九三一年二月五日より、五、八〇千法。
六分利付三ヶ年擔保付金債	一九二九	五,五〇〇	六%	五,五〇〇	五,五〇〇	—	一九三一年一月一日	元、五、五〇〇千弗。利率、一九三一年六月一日より、三、六〇千弗。
款庫券	一九二九	五,五〇〇	六%	五,五〇〇	五,五〇〇	—	一九三一年一月一日	引受者、Continental & Commercial Trust & Savings Bank of Chicago。擔保、酒、煙草稅の全收入其他

第二節 中國に於ける列國資本の對立

第一部 中國經濟と帝國主義の攻勢

六分利付二ヶ年擔保付金借 款庫券	一九二九	五、五〇〇	六%	五、五〇〇	元	〇〇	元、當初より五、五〇〇千磅、一九三〇年六月一日より四、八五〇千磅	引受者、Pacific Development Corp. 擔保、酒及煙草税、一九三〇年一月一日より八%に利上
八分利付磅庫券 (サイカース)	一九一九	一、八〇〇	八%	一、八〇〇	元	〇〇	元、當初より、一、八〇〇千磅、一九三三年四月一日以降、九、八千磅	一、八〇〇、一特別擔保なし。
八分利付スコ ト債	一九二五	六、八六六	八%	六、八六六	元	六六	元、四、八〇〇千磅、利、二、四九千磅、兩者共當初より延滞	担保、北京入市税、契稅 其他政府收入

(B) 鐵道部所管の分

債名	發行年度	利率	發行額	現在額	一九三二年 償還額	延滞開始期及延滞額	償還満期 又は期間	擔保
五分利付鐵道債 (北京—奉天)	一九一九	五%	二、三〇〇	七、七五	元 七、七〇〇	—	一九四〇、八、一	京奉鐵道の財産 收入
五分利付滬寧鐵 道債	一九〇四	五%	二、九〇〇	二、九〇〇	元 二、九〇〇	一九二〇、六以來、三、三〇〇千磅。	一九三〇、三	鐵道收入及同財 產
河南鐵道金貨債	一九〇五	五%	八〇〇	四、六	元 五、八	元 三、七、六千磅。利二 六、九千磅。一九三、七、二以 來。	一九三、一	道口清化間の鐵 道財産及收入北 京シゲケイト 管理

五分利付政府公 債(山西鐵道)	一九二二	五%	四、〇〇〇	三、〇〇五	元 三、〇五五	—	一九三、三、一	正定府、大原府 間の鐵道收入及 財産
五分利政府金貨 債(開洛鐵道)	一九〇三	五%	四、〇〇〇	二、五〇〇	元 二、五〇〇	元 二、五〇〇千磅。利五、 八五千磅。一九三、七、二以 來。	一九三、一	開封、河南間鐵 道財産及收入
津浦鐵道債	一九〇八	五%	五、〇〇〇	三、三六一	元 二、五〇	元 一、六二千磅。利一、五 五〇千磅。ドイツ分一九 一七、〇〇。英國分一九二 六、四一以來。	一九二八、一	鐵道收入及直 隸、山東、江蘇、 諸省の收入及厘 金稅
廣九鐵道債	一九一七	五%	一、五〇〇	一、二二五	元 八、五	元 五、九、五千磅。利三、九 九千磅。一九三、三、一以 來。	一九二〇、一	鐵道收入及財産
滬杭甬鐵道債	一九〇八	五%	一、五〇〇	六〇〇	元 七、五〇	元 五、千磅。一九三〇、六、一 以來。	一九二八、一	鐵道收入、其他 京奉鐵道收入の 餘利分
津浦鐵道債追加 債	一九二〇	五%	三、〇〇〇	二、四九四	元 一、五〇	元 一、四四〇千磅。利一、〇 三、五、二英國分一九二五、 二、一以來。	一九三〇、一	鐵道收入其他第 一擔保一定地方 の收入三、五〇〇千 海關兩迄
政府鐵道公債	一九二〇	五%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	元 六、〇〇〇	元 六、〇〇〇千磅。利二、五 五、千磅。一九三、六、一以 來。	一九三、一	京漢鐵道收入及 江蘇省年貢米金 納庫平銀

第二節 中國に於ける列國資本の對立

第一部 中國經濟と帝國主義の攻勢

龍海鐵道公債	一九三三	五%	千圓	千圓	千圓	元一、一九九千磅。利一、二〇〇千磅。元一、二〇〇千磅。利一、二〇〇千磅。一九三三以來。	一九三三	甘肅より海州までの鐵道路盤及車輛
八分利附政府庫券(龍海鐵道)	一九三〇	八%	千圓	千圓	元七、五八八。利一、二〇八。元三、六六六。利一、二〇八。一九三三以來。	一九三三	同右	
同	一九三〇	八%	千圓	千圓	元三、六六六。利一、二〇八。一九三三以來。	一九三三	同右	
鐵道材料供給のための庫券	一九三三	八%	千圓	千圓	元三、六六六。利一、二〇八。一九三三以來。	一九三三	同右	
吉長鐵道債	一九二七	六%	千圓	千圓	元三、〇〇〇。利一、二〇〇。一九三三以來。	一九三三	同右	
膠州鐵道庫券(青島—濟南)	一九三三	六%	千圓	千圓	元三、〇〇〇。利一、二〇〇。一九三三以來。	一九三三	同右	
道清鐵道債	一九二七	六%	千圓	千圓	元三、〇〇〇。利一、二〇〇。一九三三以來。	一九三三	同右	

五四

(C) 交通部所管の分

四鄭鐵道債	一九二五	五%	千圓	千圓	元三、〇〇〇。利一、二〇〇。一九三三以來。	一九三三	鐵道財產及收入
上海楓涇鐵道債	一九二五	五%	千圓	千圓	元三、〇〇〇。利一、二〇〇。一九三三以來。	一九三三	鐵道財產及收入
八分利付政府庫券(龍海鐵道)	一九三三	八%	千圓	千圓	元三、〇〇〇。利一、二〇〇。一九三三以來。	一九三三	龍海鐵道財產及收入
債名(發行年月日)	發行額	利率	未済殘額	還豫定額	延滞及不拂額	延滞開始期(年月)	備考
上海—大沽新電信債一九〇〇、八、四	二〇〇	五%	千圓	千圓	元一、二〇〇千磅	一九三三	引受者 Eastern Extension Telegraph Co. 及び Great Northern Tel. Co.
第二回大沽—芝罘電信債一九〇〇、三、三	〇	五%	千圓	千圓	元一、二〇〇千磅	一九三三	同
電信費用立替金一九二二、五、一〇	〇	五%	千圓	千圓	元一、二〇〇千磅	一九三三	同
電信債一九二八、四、三〇	二〇〇,〇〇〇	八%	千圓	千圓	元一、二〇〇千磅	一九三三	引受者 中國交換銀行 滿期保 電信局の全財產

第二節 中國に於ける列國資本の對立

五五

第一部 中國經濟と帝國主義の攻勢

債種	金額	利率	償還期	擔保者
電話擴張債	10,000 "	利、二〇、〇〇〇千圓	何れも當初より	引受者 中日産業會社 償還期 一九三〇、三三より
マルコニ無電債	1,700 "	利、二五九千磅 當初より	利、三三三千磅 一九三〇、二〇、九	引受者 マルコニ無電會社 擔保なし 償還期 一九三五、七、二六より
マルコニ庫券	600 "	利、三〇〇千磅	利、三三三千磅	引受者 英國外國貿易銀行 擔保なし 最後支拂 一九二六、八、二六
中國無電債	100 "	利、一〇〇千磅	利、八千磅 一九三五、八、二五	引受者 マルコニ無電會社 特別擔保なし 償還期 一九三五、八、二五より
三井無電契約	556 "	利、五五六千磅	利、? 當初より	中國に於ける無電の名目 占む三井に與へてある
聯合無電債	4,266 "	利、二、〇七千磅	利、? 當初より	元金の半額は中國政府供給 最後支拂 一九二二
聯合無電補助債	6,000 "	利、一、二五〇千弗	?	最後支拂 一九四四、二、一

〔註〕 國匪賠償金。一九〇〇年の國匪事件に對する列國への賠償金は總計六千七百五十萬磅(四億五千萬兩)で、國別の償還豫定額は次表 如くなつてゐる。

國匪賠償金元利拂償還豫定額	ロシア	英國	日本	埃地利	獨逸	合衆國	伊太利	和蘭	其他
千磅	一、五九	五九六	三九四	四七	三、六二六	一、九二〇	一、五三三	一一〇	三〇
千圓	一、五九	五九六	三九四	四七	三、六二六	一、九二〇	一、五三三	一一〇	三〇
千圓	一、五九	五九六	三九四	四七	三、六二六	一、九二〇	一、五三三	一一〇	三〇
千圓	一、五九	五九六	三九四	四七	三、六二六	一、九二〇	一、五三三	一一〇	三〇

自一九二三年至四〇年各年 千磅 千圓 千圓 千圓

自一九二一年至二五年各年 三五五 四二二 二七四 一〇〇

計 一五、五八五 七、八四四 四、九〇九 四四 一九四、五三三 一九、七六八 三、九六九 九六 三〇

(備考) *印は一九四一年より一九四八年に至る。總額五四、四八六、〇〇〇磅。

然し今日ではその殆ど全部が免除された形になつてゐる。即ち、ドイツ、オースタリーの分はパリ平和會議で免除され、ロシアの分は後にサヴェエト同盟が自發的に放棄し、その他の國の分は何れも「對支文化事業費」として中國に反還されることになつてゐる。即ち、その大部分は文化事業費として國內に止められるが、一部は留守生費その他として海外に流出する。ところが、これは何れも列國との盟約のもとになされてゐるのだから、事實上中國は自分自身に賠償金を拂つてゐる様なもので、財政上の負擔は一向に軽減されないのである。

現在、國民政府の負擔してゐる外債は以上の如き状態にある。將來に於いて、國民政府と列國との間に、何等かの形に於ける「平和會議」が持たれる時、右諸借款の整理は一應日程に上せられるであらう。そして、更に、大規模な對支借款問題が上程される様になるかも知れない。そこで、右の各借款個々に就いて成立の事情を述べ、また列國の對支資本輸出競争の集中的な表現としての國際借款團の過去に於ける動きを見て置くことは一應の意味のあることではある。が然し讀者よ、重要な問題はそんなところにはない。我々は寧ろ、こゝ云ふ種類の問題に對して政治的な責任を負ふ立場にある國民政府そのもの、存立の基礎を問題にしなければならぬ。

第二節 中國に於ける列國資本の對立

第三節 國民政府の危機と中國サヴェートの生長

一、財政の窮乏

一九三二年一月十二日、國民政府の内國債六ヶ月間モラトリアム案なるものが傳へられるや、上海金融市場はたちまち恐慌状態に陥り、銀行團はこれに對してこぞつて反對を聲明すると共に、萬一國民政府に於いてモラトリアムを斷行する時は、銀行及商公會は商人政府を組織して上海税關を乗取り國內金融を維持するか、又は金融界のゼネラルストライキを決行すべしとの決議をなしたと傳へらる。この騒ぎは、後十八日に至つて國民政府が正式にモラトリアムの意思なきことを表明したので一應收まつた。この問題の落着を上海横竹商務官は次ぎの様に報じてゐる。

上海銀行側は、毎月政府収入見積り二千二百萬元中より償還約一千四百萬元を差引き残額八百萬元となるに對し、政府所要經費は極力切詰め一千六百萬元とし、差引八百萬元の不足分を生じ、これに對し、政府より毎月一十萬元手取り八〇の公債を發行せしめて之を補給せんと立案し、差當り一九三二年一月分銀行團より約八百萬元を立替支出のことに大體話纏りしものゝ如し。

こうして當面の危機は彌縫されたのであるが、勿論、國民政府財政の根本的な困難は取り除かれた譯ではない。然らば、國民政府の財政は何故にかくも窮迫したか。我々はその最近の直接的な契機として、滿洲事變に依る東北政權の瓦壞、地方政府の國稅抑留、斷へ間なき内亂に依る軍事費の増大、百年來と云はる、長江大水災に依る地方經濟の破壊等を上げ得よう。これ等の凡てが政府収入の激減を來し、一方支出の増大を要求しつゝ、あつたことは事實であらう。が仰々國民政府の財政とは如何なる内容を持つたものであるか。これに就いては勿論明確なことは分らない。廣東派に依る「驅蔣運動」の諸スローガン中にも財政の公開と云ふ項目がある様に、財政は公開されてゐない。彼等は、自身必要と認める場合の外は別に財政を公開する必要はないし、またこの政府のもとでは國民の批判の前に財政を公開すると云ふ程度のデモクラシーさへも存在してゐないのだから。併し、我々の手に入り得る資料から見る限りに於いても、國民政府の財政の輪廓を知ることが困難ではない。即ち、宋子文氏に依る一九三二上半期の豫算案なるものは次頁第一表の如くである。

即ち、收入總額二億四千八百萬弗中關稅が最も多く一億六千七百萬弗(六七%二)、鹽稅が三千七百二十萬弗(一五%)、統稅の三千萬弗(一二%三)が主要なるもの、他は煙草、酒、印紙稅等である。ところでこの收入豫算表から知らるゝことは、資本家、地主の直接負擔になるべき租稅が一つもなく、

(一) 1932年上半期豫算案

入	千弗	167,300
稅稅稅稅		30,800
關稅		37,200
鹽稅		6,000
煙草		2,300
印紙		5,000
雜稅		248,600
計		96,000
出		30,000
黨費		87,000
軍費		84,000
賠償		19,000
外債		322,000
內債		73,400
其他		
計		
不		

全收入が關稅と消費稅とから成つてゐることである。支出に就いて見れば、軍事費が九千六百萬弗(三〇%)内外債元利償還總額が一億九千萬弗(五九%)、黨費及行政費は三千萬弗(一〇%)である。この豫算案に於いて宋氏は極力軍事費の削減に努めたと云ふが、それでも差引に於いて不足は七千三百四十萬弗に達する。

要するにこの豫算表から、國民政府の財政とは、大體に於いて、關稅と消費稅とに依つて戰爭と公債の元利拂ひをなすものであることが知られよう。

(註) 農民負擔の田賦(地租)は地方政府の收入に計算されてあつて、中央財政には計上されてゐない。

併かもこの軍事費は、情勢に依つて何時どんなに膨脹せぬとも限らない。そこで、國民政府と銀行資本との結合が不可避となる。彼等はその財政を維持するために、途方もない高利で銀行團から借金をする。現に一九三二年の一月にも上述の如く新たな公債を發行したのであるが、一九三一年中南京政府の發行したる公債は第二表の如き條件のものである。

(二) 一九三一年中發行内債明細表 (單位千弗)

債名	發行月日	發行額	現在額	利率	利拂期	擔保	償還滿期
廿年國庫券	一月一日	20,000	20,000	八%	每月末	煙草稅	一九三七年六月
廿年關稅國庫券	四月一日	10,000	10,000	九%	每月末	關稅收入	一九三九年七月
廿年統稅債	六月一日	10,000	10,000	九%	每月末	關稅收入	一九三七年七月
廿年鹽稅債	八月一日	10,000	10,000	九%	每月末	鹽稅收入	一九三八年十二月
廿年短期通貨債	三月一日	10,000	10,000	八%	四月十月	鹽稅收入	一九三九年一月

利率八%乃至九%六、利拂毎月末、そして償還は何れも借入れの翌月からである。國民政府はこうした條件のもとに銀行資本(主として浙江財閥)への依存を倍々強化することなしにはその存続を維持し得ない。試に過去に於ける南京政府發行の内債額を見れば、一九二七年七千萬弗、八年一億五千萬弗、九年一億九千八百萬弗、三〇年一億七千四百萬弗、三一年三億八千萬弗と年々増加して來てゐる。これだけの材料から見ても南京政府の財政が愈々窮迫し、益々銀行資本(主として上海に於ける浙江財閥)への依存性を強めつゝ、あることが知られよう。

併し乍ら、右の様な銀行資本への依存それ自身が、國民政府の危機をなしてゐるのではない。それは寧ろ、その本來の性質を愈々ハツカリと表面に出すことである。

二、當面の諸問題

また、國民政府の危機と云ふことを、單に蔣介石氏の支配の危機と解するならば、それも一應の現實性を持つた事柄ではある。一九三一年十二月下野以後、再び實際上の支配權を奪回したかの如くにも見えたが、最近に於いては、地方軍閥は彼の支配から、可成りに離脱し、中央の命令に復せないからである。中國のこう云ふ政治情勢と、帝國主義國との結合の仕具合に依つては、或ひは蔣介石はノックアウトされてしまふかも知れない。が併し、これは役者が代つたゞけで實際にやる仕事は本質的な變化を來すものではない。

また或人は帝國主義の新たなる攻勢が國民政府の危機を造ると云ふかも知れない。勿論國民政府は帝國主義の新たなる攻勢に對して一應の恐怖を感じ、國民ブルジョアチーの利益を如何にして守るべきか、また民衆の反帝國主義的要求を如何に統治すべきか等々の問題に苦悶せねばならぬであらう。ところが、帝國主義と國民政府とは、いまや、水と油の如きものではない。強力なる、共同の敵を前面に向へる時、彼等は、「昨日の敵は今日の友」となるべき性質のものである。

この、強力なる、共同の敵とは何か？

三、中國サヴェートの急速なる生長

讀者は、昨年の春以來蔣介石が「共匪討伐」に於いて實に惡戰苦闘を續け、「討伐軍」が、逆に、數回に互つてコッピドクやられたことを記憶してゐるであらう。それは日本語の新聞(東朝紙)からも充分讀み取れるのである。

- ◇江西共産軍盛返す。——江西に於ける共産軍は勢力を盛返して中部地方に於いては政府軍第十八師の如き殆ど全滅し、旅長二名は捕虜となつた程である。(一月十六日)
- ◇共産軍勢力盛返す。——共産軍は各所で盛力を盛り返し、數日前には江西省南昌附近で中央軍二個旅が共産軍に寢返り、又吉安附近のある中央軍二個師は共産軍のため大敗した。(五月二十一日)
- ◇共産軍の追撃に討伐軍總崩れ。——武漢公營に各方面よりの情報を綜合するに、江西省共産軍の壓倒的追撃を支へかねた討伐軍は、全線に互り總崩れとなり、左翼は既に南豐を占領され、第五師長胡祖玉は負傷し孫仲連の第二十五師も相當の損害を受けて宣賓へ退却した討伐軍主力たる第五十四、四十七、五十三、七十七の四個師、及び二十八師の殘部は吉安に集中し、同地死守に依り漸く共産軍の追撃を喰ひ止めてゐるが後路を絶たれて樟樹方面との連絡つかず、更に右翼方面より迫る共産軍のため南昌も危機に瀕しつゝあり目下防禦に懸命となつてゐる。(六月三日)
- ◇共産軍大勝す。——江西の南部に於いて中央軍のため完全に包圍されてゐた共産軍主力は猛烈な反撃效を奏し、遂に包圍を破つて中央軍の精銳第五個師を吉安に於いて破り、樟樹鎮に退却を餘儀ながらしめ、萬載、

新寧、永豐、樂安等南方重要の線を東西に貫きこれを起點とし右は復興、樂平の共産軍、左は銅鼓、宜豐、瑞州の共産軍と聯絡をとり、江西の主都南昌を完全に包圍し、アリ／＼攻めつけんとし、湖南にあつた李明瑞氏の共産軍も蓮花より瀟湘に進出した。中央軍は度重なる苦戦でかなりの痛手を負ひ、樟樹鎮南昌間に集結し、目下漢口からの救援を待つてゐるが省政府を一時北方に移すべしとの説もあり江西省は今や大半共産軍の手に歸した。(六月五日)

こう云ふ状況に、七月には遂に蒋介石自身出馬して共産軍に對する總攻撃を開始した、七月五日の總攻撃令以後、政府軍の勝利が傳へられ、吉安、龍岡、富田、東固等のサヴェート區の占領が傳へられ共産軍は深く省境地域に這入つた。そして八月の末頃から再び、共産軍は攻勢に轉じ、政府軍は再び占領地を棄てた。そして政府軍の總攻撃が結局失敗に終つたことが報ぜられる頃、滿洲事變に依つて、蒋介石は東北政權の瓦礫に直面した。のみならず、廣東派の新たなる攻勢は、彼の下野を餘儀なきものとした。

かくて共産軍は、一九三一年十一月七日には、江西、福建省境のサヴェート区域内の瑞金(七十二頁地圖参照)に於いて、第一回中國サヴェート全國大會を開催した。昭和七年二月一日號の「東亞翻譯通信」はこれに關しブラウダ紙「上海通信」(一九三一年十二月附)から左の様に抄譯報道してゐる。

「ソヴェート地域の中心、江西及福建の省界なる石城で全支、勞、農紅兵及兵卒代表第一回サヴェート大會が

開かれた。本大會は夙に一九三一年二月に開催さるべきであつたが、帝國主義者の警察及兵匪の探知する所となり、南京街一旅館に催せる其準備大會は、上海外國警察の大部隊に襲はれ、參會者は逮捕され、二週間後、國民政府に渡され、悉く射殺の刑に處せられた。

その後、苦心慘膽、新に大會の準備工作を開始したが、中國共産黨は、準備大會の破壊に關し彈壓者に次の宣言を送つてゐる。『幾百萬の民衆の心を心とする我々の課題及目的は、帝國主義者等の卑劣、醜惡な作業に優さる。我々同志の處刑は我々を輻控せしめ得ず、大會は召集されるであらう。我々の來るべき捷利は、郷等の死である。この事を記憶せよ』

中國共産黨は、其言を守り、大會を召集し、陝西、四川、安徽、廣東、湖北、湖南、河南、江西及福建の代表が參列した。

大會は先ず中國紅軍の英雄的闘争の功績を回顧した。一九二九年共産黨員、賀龍及葉挺が最初の紅軍を編成した當時は、僅々千人を算ふにすぎなかつたが、其後支那革命の偉力ある武器となり、蒋介石指揮の討伐軍を三度び破り、戦捷毎に其組織を益々固め、多大の革命戦略的経験を積んだ。

現在紅軍は、紅兵十五萬強、部隊に編成せられたるパルチザン二十萬を算し、外に農民軍、青年共産部隊、少年偵察隊、更に炊事、醫藥調製、看護及裁縫事務により軍に仕へる女工及農婦の補助部隊を具へてゐる。紅軍は、アルジョア新聞によると、小銃八萬五千挺、拳銃五萬挺、機關銃二百門、輕砲二百三十五門、鹵獲せる飛行器三臺を有す。

今日迄の行動により、紅軍は、中國共産黨の下した次の政治的分析を裏書した。『紅軍の軍事行動は、現在既に過去のパルチザン戦争の域を脱し、大なる革命戦争の性質を賣ぶるに至つた』

一九三一年の冬、紅軍は南京の師團十一を破り、中五師團を完全に殲滅し得た。國民軍は多數の兵器を遺棄して潰走した。湖北、湖南、安徽、甘肅、江西で作戦した紅軍諸軍團は、皆に彼等が以前占據せし地方より敵を驅逐したのみでなく、新に數縣を占領したので、一九三一年十月末に至りサウエート領域は正に三分の一の擴大を見た。

最近、紅軍の編成は、更に一軍團(第二十七軍團)を増加し、且つ軍の社會的組織も鞏固となり、中堅たる労働者出身が三六%占め、農民が五七%、自餘(中に革命的智識階級を含む)が七%を占めてゐる。

紅軍の捷利は、全世界のプロレタリアート及被壓者に對する最良の報告に外ならない。

次に大會は、サウエート政權の方策一切を審査した。農民大衆は榨取農の頑強なる抵抗に不拘、土地と農業生産資料の配分を享けた。國民黨軍閥の掠奪的租税全部を廢し、單一累進税を布き、その際課税の重心を他の労働者を利用する非労働分子の上においた。

大會は、農業及租税方面に關するサウエート政權の方策を妥當と承認し他方地方サウエート機關の作業における箇々の過誤及偏向に對し苛藉なき「自己批判」を加へた。

大會は、労働立法問題を審議し、八時間労働制、一週一日の休日、毎年二週間の義務的休暇制を布告し、少年労働者に對しては、更に短縮せる労働時間を定め、又大會は政府機關の制定せる第一必需品の指定相場(投機を防止する目的)を認定した。

廣く國民教育問題を討議し、サウエート地域内における小中學校網を此冬期中に二倍に増加すべきことを決議す。

大會は、支那サウエート共和國の憲法を作成した。大會は、其宣言中にソウエート政權の内外政策を中外に

聲明し、徹底的に國民黨の背叛的正體を暴露し、勞農民に訴へて、革命の課題の完全なる實現と、南京及廣東における白色恐怖政府の倒覆を求めてゐる。

又大會は、支那サウエート共和國の名を以て、支那及其一部たる滿洲より各自の軍隊を撤し、是迄占領せる領土を返還せよとの要求を帝國主義列國に提し、支那反革命と帝國主義列國間に締結せる一切の不平等及奴隸的條約の破棄を要求してゐる。獨り一國の眞の代表者のみが、かかる言辭を以て、帝國主義國並に國民黨出身の其婢僕と語りうるのである。

最後に、大會は、ソウエート支那政府を選出した。中國紅軍は、『武漢地方において決定的攻進を展開すべし』との指令を大會から受けた。

最も近き將來、支那勤勞大衆の革命闘争の歴史は、新に光輝ある幾頁を加へるであらう。(ア・ハマダン一九三一年十二月、上海にて) (一九三一年十二月二十三日ブラウダ所載)

そして、この會議に於いては次ぎの様な憲法草案が可決され、これに基く臨時政府が組織されたと。「東亞」二月號九三頁は報じてゐる。

中國サウエート共和國憲法草案

第一回中國サウエート全國大會は中國及び全世界の勤勞大衆に、この國に於て近き將來に果さるべきその基本的諸任務を宣言せんと欲する。大會は中國サウエート共和國の憲法の草案を作成する。

本草案は中國サウエート區域に於て既に實行されてゐる。中國サウエート共和國の詳細なる憲法の作成を自然に可能ならしめるところの、本草案の完成と、その一層の具體的な實現とは、この國に於ける帝國主義と國

第三節 國民政府の危機と中國サウエートの生長

民衆支配の完全なる顛覆とその土地に全國的規模のサヴェエト制度が建設された時にのみ期待し得るのである。故に本大會は全中國の労働者及び農民大衆に、中國サヴェエト共和國臨時政府指導の下に本草案の實現の爲に闘争することを要求する。

一、中國サヴェエト共和國の基本法（憲法）の任務はサヴェエト區域に於ける労働者農民の獨裁といふ民主主義支配を保證し、その全國的擴大といふ勝利を獲んとすることにある。それ故に獨裁は全封建的殘滓を絶滅し、中國にある帝國主義列強の勢力を一掃し、中國を統一し、資本主義的發展を組織的に抑制し、國家の經濟的建設を遂行し、プロレタリアートの意識を強化し、向上させ、その周圍に廣範な貧農大衆を結集し、かくしてこの國全體としてのプロレタリア獨裁に近づけんと意圖するものである。

二、中國サヴェエト支配は労働者農民の獨裁の民主主義的國家を建設するにある。それは労働者、農民、赤軍兵士及びその他全勤勞大衆の支配權力である。彼等は支配機關管理の爲に代表者を選挙する權利を有する。軍閥、官吏、地主、聚紳、資本家、富農、僧侶、反動的分子及びその他凡て搾取生活者は支配機關に参加する權利を、又凡ゆる政治的特權を剥奪される。

三、中國サヴェエト共和國の最高統治機關は労働者農民兵士の全國サヴェエト大會である。大會閉會中の期間にはそれは全國サヴェエト臨時中央執行委員會にして、その下に日常の政治的事務を處理し、凡ての命令、決議を發布する人民委員會がある。

四、サヴェエト支配下に於ては全労働者、農民、赤軍兵士及び勤勞者はその家族と共に、性、民族（漢族、滿洲族、蒙古族、回族、西蔵族、苗族、黎族、臺灣、朝鮮、安南人移民）及び信教の差別なく平等であり、サヴェエト共和國の市民である。労働者、農民、兵士、及び勤勞大衆が彼等の手中に實際に支配權力を確保す

るのを保證する爲に、サヴェエト選挙法は次の如く規定されてゐる。

上述の十六歳以上のサヴェエトの市民は選挙及被選挙資格を與へられる。彼等は各等級の労働者農民兵士會議（サヴェエト）に全國的な又同時に地方的政治的問題を討議し決定する爲に、直接彼等の代表者を選挙する權利を有する。工業労働者のゐる工場、手工業労働者、貧農、都市貧民の居住する地域は選挙の一單位である。

基礎單位によつて直接選挙される地方サヴェエトの役員は任期は一定期間に限定されてをり、その期間中代表者は都市或は村サヴェエトの各種活動及び委員會に参加する。この代表者は彼等の活動に關し選挙者に規則的報告をせねばならぬ。選挙者は如何なる時にもその代表者を召還し或は新選挙を行ふ權利を有する。プロレタリアートの廣汎な農民及勤勞大衆を社會主義に導く唯一の勢力であるといふ理論に基いて、中國サヴェエト支配はプロレタリアートに選挙中特別の權利を與へ、その代表者に對しては高率の人数を許容してゐる。

五、労働者階級の生活條件の徹底的改善を目的とし、中國サヴェエト支配は、その労働法を有し、八時間労働制を主張し、最低生活水準を規定し、社會保險制度及び失業者の爲に國庫救済を設定し、労働者に生産の監視權を與ふ。

六、封建制度を絶滅し、農民の生活條件の完全な改善を目的とし、中國サヴェエト支配はその土地法を有し全土地の國有をその目的として、地主階級から全土地を没收しそれを中貧農に分配せんことを主張す。

七、労働者農民の利益を擁護し、資本主義的發展を抑制し、勤勞大衆を資本家的搾取から解放するを目的として、中國サヴェエト支配は次の如く宣言する——反動支配の權力を有してゐた時課せられた凡ての苛酷な税金、獻金の廢止、單一累進税の採用、外國人及び土着資本家の妨害的、破壞的陰謀の嚴酷な抑壓、労働者農民大衆にとつて有利であり、又彼等に充分了解され、社會主義への道を拓く經濟政策を強行すること。

八、中國を完全に帝國主義的桎梏より解放することを目的とし、中國サウエート支配は、中國國家は完全に獨立國であり、その主権を有すること、中國に於て今迄帝國主義者の享有してゐた政治的、經濟的特權は取消されること、帝國主義者と反動政府との間に締結された凡ゆる不平等條約は無効なることを宣言する。帝國主義者の海、陸、空軍はサウエート統治地域内の何處にも駐在を絶対に許されない。全租界、租借地は無條件に還附さるべきである。帝國主義者の所有する銀行、税關、鐵道、航運、鑛山、工場は完全に沒收され國家の財産となさるべきである。現在では新貸貨協約により外國人企業は生産を繼續し得るも、サウエート政府の全法律に従ふ義務を有す。

九、中國に於ける勞働者農民の革命的發展させ且つ保證する目的とし、中國サウエート支配は、革命的階級闘争を擁護し且つそれに参加するのは全勤勞大衆の義務であると宣言する。且つ一般的兵役を義勇兵制度から義務制度に轉化せしめるやう明白に聲明す。然しながら階級戦争に参加する權利を有するのは勞働者農民勤勞大衆のみである。サウエート支配の下に於ては反革命、搾取の全勢力完全に武装解除されなければならぬ。

十、勞働者農民勤勞大衆の言論、出版、集會、結社の自由保證を目的として、中國サウエート支配はブルジョア・アモクラシーに反對し、勞働者農民勤勞大衆のデモクラシーを擁護する。それ故、勞働者農民の自由を束縛せんと舊社會によつて利用されてきた障害物を除去するために地主、ブルジョアの經濟的、政治的權力を打ち破ること、又大衆的政治權力によつて勞働者農民勤勞大衆に、自由を獲得せんとする。彼等にとり物質的基礎として必要な全出版機關（新聞社、印刷所）、集會場その他の設備を獲得することは、サウエート支配の任務である。一方サウエート支配は凡ゆる反革命的宣傳、及び活動を嚴重に禁止し、如何なる搾取者にも何等の政治的自由を許容しない。

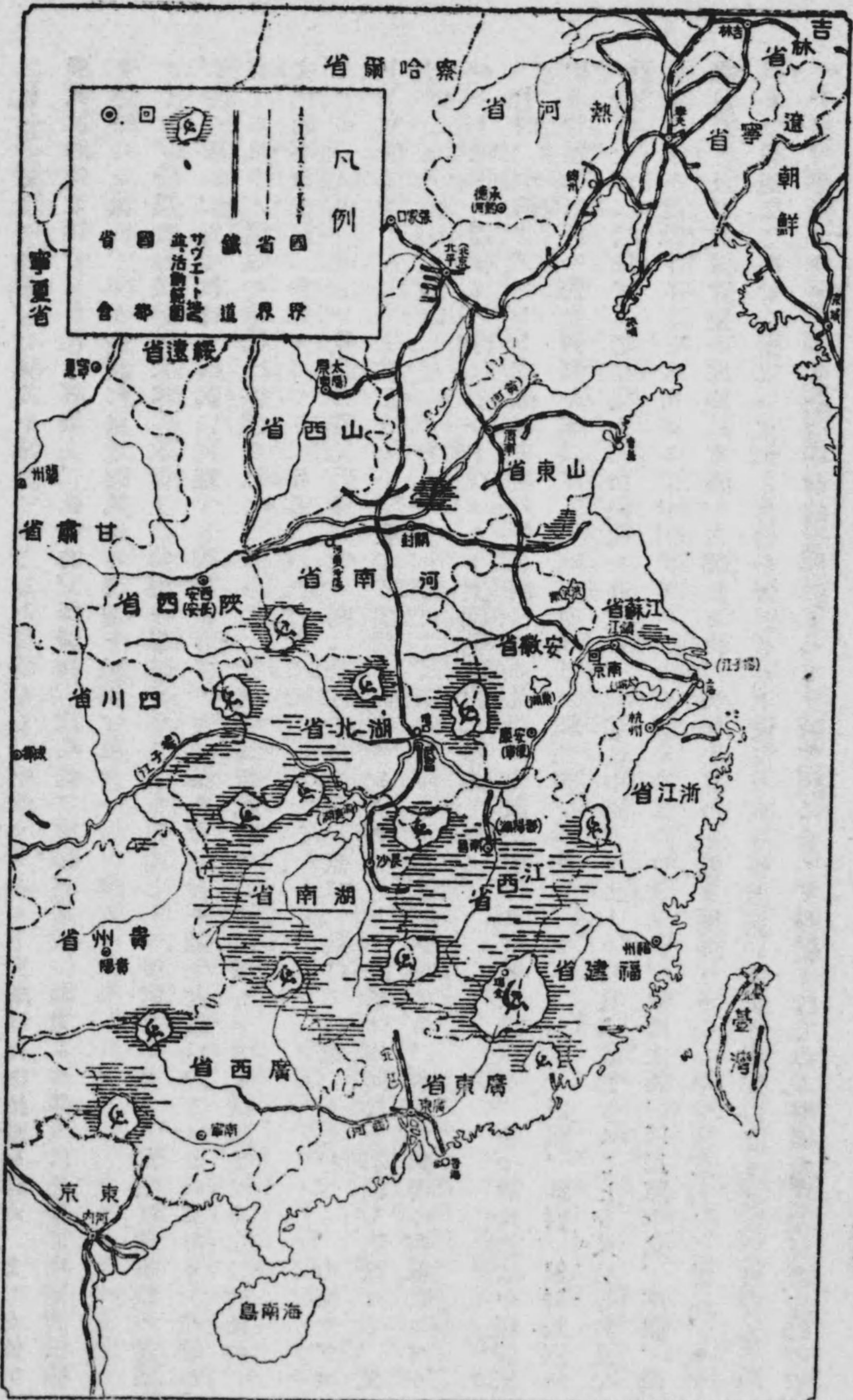
十一、女性の完全なる解放を保證することを目的とし、中國サウエート支配は自由結婚を認め、また女性が漸次家庭的束縛から自己を解放し、社會的、經濟的、政治的、文化的生活に参加させ得るに充分な物質的根據を得られる様に、婦人保護に必要な凡ゆる方策を採用する。

十二、勞働者農民勤勞大衆の教育上の特權を保證することを目的とし、中國サウエート支配は階級戦の進展が許す限り、自由教育を廣汎に實施する義務を有す。その優先權は青年勤勞大衆に許されるのであり、彼等有する凡ゆる種類の特權は保護されなければならぬ。又彼等は新社會のために新しき力を發展させる迄に政治的、文化的革命生活に参加するやうに指導されなければならぬ。

十三、信仰の自由を勞働者農民勤勞大衆の間に於けるその眞の意味に於ける言葉たらしむべく、中國サウエート支配は斷乎として宗教と政治を分離する主義を實行する。サウエート國家は如何なる宗教も保護せず、又如何なる宗教をも援助しない。サウエート市民は反宗教宣傳を行ふ權利を有する。帝國主義者の布教者はサウエート法律を遵守する時のみサウエート支配區域内に滞在し得る。

十四、中國サウエート支配は中國の領土内にある凡ゆる少数民族の自決權を認める。各少数民族は中國國家から分離し自己の獨立國家を建設する權利を有する。滿洲族、回族、チベット族、苗族、黎族、朝鮮民族等中國領土内に居住する者は完全な自決權を有する。彼等は中國サウエート同盟に参加することも又彼等自身の自治國家を建設することも出来る。中國サウエート支配は此等の少数民族が帝國主義、國民黨軍閥、王族、喇嘛（僧侶）及び地方官吏の抑壓的支配から解放され、彼等自身の主権を獲得するのを今や決意した。更に、サウエート支配はこれから民族の文化と言語を發展させる様にこれらの民族を援助するであらう。

十五、中國サウエート支配は革命的原因によつて反動支配によつて抑壓されてゐる中國大衆及び諸外國の革



命的闘士に、中國サウエーフト區域内に避難する特權を與へる。サウエーフト支配は革命的勝利まで、彼等の闘争力を回復させる爲に常に援助せんとするものである。

十六、中國サウエーフト支配は中國サウエーフト區域内に働いてゐる外國人に、サウエーフト法律によつて中國動勞大衆に許容されてゐると同じき政治的特權を許容する。

十七、中國サウエーフト支配はそれが世界プロレタリアート及び全世界被抑壓民族と同一の革命戦線に立つものであり、プロレタリア獨裁の國家、サウエーフト同盟はその鞏固な同盟者であることを宣言する。

我々は國民政府の危機なる文字を使つた。右の様なサウエーフトの急速なる成長は、それこそが國民政府の危機をなすものである。併し乍ら、特にこの國の經濟の半植民地的性質よりして、國民政府の危機は全××主義の危機であることを知らねばならぬ。従つて、若しもこの危機が國民政府の崩壊にまで發展する時、帝國主義國は前面に立つて南京政府を擁護せなければならぬであらう。國民政府の危機は、全××主義の危機である。

第四節 上海事件の意義

事件はいまや讀者の面前に於いて進行しつゝある。

南京政府は、この新たな帝國主義の攻勢に直面して、一應の脅威を感じはするであらう。列國は、それほどの立場より、取り前の多きことを要求する。そこに各帝國主義國の、各々異つた立場があり、それがまた、中國内に分立する諸勢力——南京派と廣東派、凡ゆる地方軍閥——中の何れかと結合しようとする。列國は、ある場合には提携し、或る場合には對立する。戦争、會議、妥協、反撥等々、ウルサイ「國際關係」が交錯するだらう。

然し、一切は我々が以上に於いて分析し來つた事實の上に發展する。

こゝ云ふ交錯關係の上に、根柢的な統一——サヴェートへの統一——が常に用意されてゐる。この統一××のなかに、帝國主義の新たな攻勢の意義は見出されねばならぬ。

第二部 我國軍需品工業の調査

戦争に際して先づ最初に軍需品製造に多忙となる工場は、云ふ迄もなく官營の軍需製造工場、即ち陸海軍の諸工場であるが、其等の工場は實は大して多くないものである。我國官營工場の中軍需品工場と考へられるもの、業別工場數及職工數は次頁第一表の如く、工場數合計三十四、その職工數七萬二千四十八人にすぎぬ。

然るに近代の戦争には、非常な機械化が行はれ、多數の新兵器が發明されて居る。

先づ大砲に於ては四十三種砲、迫撃砲、列車搭載砲の發明があり、車輛に於てはタンク、装甲自動車、又巨量の銃砲彈、飛行機、通信器具たる電信電話線、兵器糧食の運搬具たる各種自動車、精巧なる眼鏡等が大量に要求される。従つて戦時に供給すべき軍需品の量は非常に多い。

尤も平時に於て他日に備へて軍需品を調へておく事も考へられるが、それには一定の限度がある。

日にく、進歩する機械類の貯蔵は實際上役に立たず、又經濟上から云つても到底不可能の事である。

こゝに於て軍需品の需要が十分に充たされるためには、民間工場、殊に平時平和的商品を生産する工場の動員が必要となる事が明かである。

以下に於て如何なる工場が軍需品工場に轉化するか？。如何なる軍需品の製造に参加するか？——この二問に就いて出來得る限り、我國の同種工業と連關させつゝ、解答を與へて行きたいと思ふ。

尤も軍需品工業を非軍需工業から、嚴密に區別し去る事は不可能であるが、今こゝでは先づ被服工業、食料品工業は一應除外する。

(一)官營軍需品工場及職工數

金屬工業	工場數	従業員數	職工數
鐵精鍊業及材料品製造業	1	32,557	18,815
機械器具工業			
內燃機關製造業	1	111	84
無線及有線通信機械器具製造業	3	286	231
銃砲、彈丸及兵器類製造業	15	54,103	48,115
自動車製造業	2	88	81
航空機製造業	5	2,327	1,710
化學工業			
發火物製造業	7	4,526	3,012
合計	34	94,003	72,048

(備考) 工場統計表による昭和四年十二月末現在。

第一節 金屬工業

金屬工業は次の理由から總ての工業を通じて軍需品工業として第一位に位するものである。

一、近代戰爭の機械化、立體化の結果と近代戰爭の兵器消耗速度の迅速さのため非常に多くの金屬が需要される事。艦船、タンク、大砲、装甲具、彈丸、等を想起せよ。

二、精鍊並びに製造に要する生産手段、例へば熔鑪等の設備には長年月を要し、従て既成諸設備に對する需要が非常に激しき事。此事から勞働者に對して最も激烈な勞働が要求されるであらう。

三、勞働者に最も熟練工を要する事。例へば化學工業に於ける毒瓦斯製造の如き、學理こそ複雑であるが、勞働者には婦女子にても成し得る簡單なものが多い事と比較すればこの事は直ちに了解される。この意味から軍需品工業としては最も重要な部門である。而して製銃、製鋼工場こそは更にその中の最重要工業である。

一、製銃、製鋼工場

鋼材の軍需品として需要される所は非常に多い。試みに鋼材中、普通鋼を除き特種鋼のみに就て主な用途を拾つて見やう。先づ

銃身鋼(タンクステンニ%一を含有する坩堝製鋼)は銃身となる。

銃用鋼（坩堝製の炭素鋼）は銃の尾筒、圓筒の原料となる。

砲身鋼（坩堝又は平爐製のニッケル鋼又はニッケルクロム鋼）は火砲の砲身用で日本製鋼所又は住友製鋼所が製出する。又一部は大阪工廠で作る。

輪帶鋼（平爐製鋼で平地金を環状にする）は車輪の輪帶に用ゆ。製鐵所製造す。

防楯鋼は主として火砲の防楯に使用するが將來は携帶防楯、飛行機防楯、タンク用防楯等も出現するであらう。製鐵所及日本特種鋼會社が供給する。

發條鋼、大は火砲の復坐發條から小は信管の發條に至る迄用途は中々多い。大抵の發條鋼は内地にて製出可能であるがビヤノ鋼線、研き平發條（小銃の彈倉發條及實包挿彈子發條用）は未だ國內で製出困難である。但し平發條は外國より輸入の帶狀鋼を壓延して得る。ビヤノ鋼線は殆ど永久に彈性を保持する特性を有し、信管發條、發動機瓣の發條、飛行機の張線に使用する。

刀劍鋼（坩堝製炭素鋼）は軍刀又は銃劍用に不可欠である。

彈丸鋼（平爐製鋼）は砲彈の素材。

工具鋼（坩堝又は電氣爐製）、はバイト、ミリング、ドリルに使用する。

發動機鋼（坩堝製）發動機就中飛行機發動機に用ゆ。

自動車鋼（坩堝、電氣又は平爐製）は自動車に用ゆ。

磁鋼（タンゲステン鋼）は發動機用發電機及電話機に使用する。

電氣用軟鐵は電話機に用ゆ、又軍需品製造設備中の變壓機又はモーターに使用。

ブリキ板、鍍鋅用。戰時に於て糧食補給のため多量のブリキ板を要する。

以上の如く特種鋼の用途は各方面に互り、いづれも不可欠のものである。

而して若し普通鋼と特種鋼を數量の上から比較すれば矢張り普通鋼が第一位を占むるのである。普通鋼は鋼管、型鋼、線材、板鋼等がすべて、砲身、金屬製飛行機、装甲自動車、戰車の製出によつて驚くべき巨量が要求されるのである。而して前にも觸れた如く、熔鑄爐は戰時に當り急造しても間に合はない。例示すれば、朝鮮の兼二浦製鐵所は三菱の力を以て急いで建設したが火入までに四ヶ年を要し、又歐洲大戰の際フランスのシュネーデル會社が五十噸爐急造に約一ヶ年半を要した。従つて現存工場は一層重要である。

工場統計表によれば昭和四年末現在に於ける鐵鋼工場數は八幡製鐵所を含めて一千百十八工場、その總従業員數は七萬八千七百五十八人であつて、金屬工業全體の總従業員の五六%三を占め、金屬工業中最大なるは云ふに及ばず諸工業を通じての大工業である。而して最も注目されるのは企業集中進行

の極めて顯著なる點で、職工二百人以上使用の大工場は僅か三十工場（八幡製鐵所を含む）を以て五萬六千五百八十七人の従業者を使用し、全製鐵従業者の七二%を占めてゐる。従つて、では軍需品製造工場への轉化が、容易に行はれる事が看取せられる。

二 非鐵金屬製錬工場

鐵以外の金屬にも戰時に際して不可缺の用途を有するものが少くない。唯その量に至つては必らずしも多くない。

非鐵金屬中、質及量の點より見て最大の用途を有するのは先づ銅である。

銅は砲彈の銅帶、砲及銃用藥莢、信管、爆榴、霰彈中心管、車輛の軸筒、銃口蓋等各種兵器の局部に使用する黃銅及青銅の製出に必要である。又白銅として小銃丸の藥莢に不可缺であり、殊に電氣工業の主要材料である。併し我國は世界で第四位の銅產出國であり、平時自給力には餘裕がある。

白金は後述の毒瓦斯製造に不可缺の硫酸を製造するに際し觸媒劑として重要である。

ニッケルは白銅として小銃彈の被甲となり、砲身鋼、發動機鋼としてのニッケル鋼、ニッケル・クロム鋼、ニッケル・クロム・タンゲステン鋼、防楯鋼に配合せられる。

鉛は砲彈の彈子、小銃彈の鉛身、爆發道火索に用ひる。亞鉛は銅と配合して黃銅となり、砲彈の銅帶その他用途頗る廣い。

アルミニウムは重要な金屬で、自動車、飛行機の發動機、飛行機機體に用ゐられ、しかも金屬製飛行機の増加と共にその需要はますます多い。

錫は戰用糧食の罐詰用及パン其他食料品の梱包用たるブリキ製造に多量需要される。

その他、重要なれども少量の供給にて足りるものには、アンチモニー（小銃彈の配合用）、水銀（起爆劑たる雷汞製造用）、滿俺（製鐵用）、タンゲステン、クロム、コバルト、ヴァナヂウム、モリブデン（以上特種鋼製造用）、金屬ソヂウム（鉛化室製造用）、マグネシウム、（照明彈用）等が存する。

以上の諸金屬中には我國に於て產出し現に精鍊するもあり、埋藏物はあるも不引合のため精鍊せざるもあり、或は全部輸入に仰ぐものもある。その何れにせよ、銅を除いては企業としては頗る小規模のものである。

だが併し、近代的戰爭の複雑化が、如何に金屬工業に需要する金屬數の多いかは以上の叙述によつて十分に伺はれるであらう。この事實は戰時に於ては實に戰地にあつて直接戰爭に参加する者のみならず、國內にある非常に多くの工場労働者にも、戰爭の影響を受けさせ、勞働の強度化の下に立たし

める事を示すものである。

第二節 機械器具工業

金屬工業及化學工業が軍需品製造工業として果す役割はその重要さに於て機械器具工業を凌ぐであらう。然しその工業全體が擧つて軍需品工業に轉化する點では、機械器具工業は、特別の位地を占めてゐる。尤もあらゆる機械器具工業が平時に於ける形態のまま、即刻軍需品工業となるのでは無い。一部はそのまま、軍需品工場となり、他は作業を變更する事により軍需品工場となるのである。

一、航空機自動車工場

先づ前者に屬するものは航空機製造、自動車製造、電線製造、電信電話機製造、照明器具製造、眼鏡製造の各工場であつて、これは即日軍需品工業となり得る。

航空機の有力なる兵器なるは云ふ迄も無い。而も歐洲大戰の例によれば、戰鬪の烈しき結果、その航續壽命は二乃至三ヶ月に過ぎず、そのため飛行機製造工場は非常に繁忙であつた。

航空局の調べによる現在に於ける我國機體及發動機の製作會社は第一表の如くである。即ち飛行機々體製作會社六社、發動機製作所四社、氣球航空船製作所三社である。此のうち六社の機體製作會社は、陸海軍機製作を主とする關係で其經濟的内容に就ては、所謂軍機の祕密で局外者には全然發表されないことになつてゐるから判らない。が、東洋經濟新報（によればその規模の大きさ

(一)各種航空機製作會社一覽

一、飛行機の部	資本金 千円	創 立
三菱航空機株式會社	五、〇〇〇	大正九年五月
川崎造船船所	九〇、〇〇〇	大正七年八月
愛知時計電機會社	五、〇〇〇	明治三十一年三月
中島飛行機製作所	八、〇〇〇	大正六年十二月
川西航空機株式會社	五、〇〇〇	大正三年十一月
石川島飛行機製作所	二、〇〇〇	大十三年十一月
二、發動機の部		
東京瓦斯電氣工業	六、〇〇〇	明治四十三年八月
此の他に三菱航空機、川崎造船所、中島製作所を加ふ。		
三、氣球航空船の部		
藤倉工業	一、〇〇〇	大正三年七月
氣球製作行	一、〇〇〇	大正八年九月
東京E・C工業	一、〇〇〇	大正十三年四月

第二節 機械器具工業

は三菱と中島が夫々二、川崎が一、他の三者が残る一の割合となつてゐる由である。而して六社は現在全體で全能力に對し六割の操業しか行つてゐない。かくの如く我國に於ける航空機製造工場は小數であるが、戦時に於てはこれら既存工場を所謂組立工場とし、爾他の機械器具工場、鑄物工場を材料部分品工場として製作能力を高める事となり、その際には我國全體の飛行機臺數は千臺乃至千二百を留意し得ると言ふ。

なほ商工省工場統計によれば最近の飛行機製作臺數その他は左の通りである。

(一) 飛行機製造工場(昭和四年末)	
工場	従業員
官	二、三二七
民	一、七一〇
計	四、〇五七
製作臺數	四、六七二
	六、九九九
	五、七六七
	三、五三〇千圓
	同上 價額

自動車の陸戦に有力且不可缺なる事に就ては歐洲大戰中幾多の挿話がある。かのヴェルダン要塞が大正五年二月下旬獨軍の強襲を受けた際、よく之を保持し得たのは其總噸數二百萬噸に達した軍需品の補給が自動車によつて行はれたためだと云ふ。又その會戦に於て佛軍がヴェルダン左翼の軍隊三師團、兵員二十萬人、其他彈藥、糧秣を七十五軒を隔てた中央部に自動車で輸送した例もある。

(三) 自動車製造工場(昭和四年末)	
工場	従業員
官	八八
民	一九七
計	六、八九二
	六、九九〇
	五、四七二
	五、五五三
	同上 價額

我國の自動車製造工場は右の如く約二百を數へ、フォード、ゼモ等、外國資本によるもので職工二百人以上を有する四工場をも含むが、殆ど全部材料を輸入し唯組立てのみ行ふ組立工場にすぎない。戦時に於ては航空機の場合と同様、組立工場を中心に部分品工場に註文を發して製造を行ふ。

眼鏡工場は射撃其他の觀測に必要な望遠鏡を、電信電話電線工場は通信に不可避の諸器械を、化學工業用機械器具製造工場は爆藥毒瓦斯製造に必要な化學工業用器具を、各々製造するであらう。その他諸工場も航空機、自動車の部分品工場に轉化される。

二 砲彈火具製造工場

而して戦争が永引き、大規模に展開されるならば、その他の全機械器具工場も亦容易に軍需品工場に編入されるやうにならう。一層具體的に云へば、

第二節 機械器具工業

一、鑄削機械(所謂旋盤)を有する各種工場は砲彈鑄造に、
 二、壓搾機、水壓機を有する各種工場は砲用藥莖の製造又は搾直に、
 三、時計樂器計器タイプライター製造工場は信管其他火具部品の製造に、使用されるのである。
 歐洲大戰の經驗によれば、砲彈、小銃彈の消費量は世人の想像以上に大だ。二つの例を挙げれば、
 第一の例、日露戰役奉天戰に於て日本軍の消費せる彈數は三十三萬發であつたが、歐洲大戰ベルゲン戰に於ける獨軍のそれは二千萬發で前者の六十倍であり、又ソナム會戰に於ける佛軍の消費彈數は三千四百萬發で、奉天戰の實に一百倍であつた。

第二の例、日露戰役中消費砲彈數は全期約一ヶ年を通じて一百万發であつたが、歐洲戰役末期四ヶ月佛軍の消費せる彈數は約三千萬發、三十倍であつた。

即ち戰爭が大規模になれば前記諸工場の作業變更が必要となり、この動員を得て始めて銃、機關銃砲彈、小銃實包、藥莖、信管、火具類及特種の車輛等の充實が行はれるのである。

これは歐洲大戰當時、英佛獨を始め各國に於て行はれた事である。就中特異の例としてはカナダの實績が注意される。カナダは大戰開始の當初に於ては僅にクエベック市の砲兵工廠に於て小銃彈を毎日七十五個を製造する能力を有するにすぎなかつたが、上叙の如くあらゆる機械器具工業を動員す

る事により、戰後十五ヶ月目の大正四年十一月には七十八都市五百十五工場を動員し、それ迄に製造せる小銃彈數は三百七十七萬八千に上つたさうである。この事によつて、戰時には政府によつて上叙の方法の採用せらるべき事は極めて明かであらう。

第三節 化學工業

化學工業は火藥爆藥と毒瓦斯とを供給するものとして、軍需品工業中重要な位置を占めてゐる。殊に後者は歐洲大戰に始めて現れたる新兵器で、その作用の猛烈なる點で有力な武器とされてゐる。例へばイペリット瓦斯彈二百噸が投げられれば全東京にひとしい地域が犯され、又僅に二隊の爆撃隊がルイサイト液(これは歐洲大戰末期に發見、歐洲大戰中には未だ使用されなかつた)を振り撒けば、東京の十分の一は砒素の劇毒に蔽はれると云はれる。この新兵器はその作用の烈しさから、火藥爆藥以上に人の注意を惹いてはゐるが、しかし若しその必要とされる數量金額に於て兩者の比較を行ふならば、火藥爆藥の方が、毒瓦斯に比し重要さが遙に大きいのである。従て化學工業中では爆火藥工業が第一位にある。

一 火薬爆薬工場

火薬爆薬は平時に於ては、その用途は鑛山用其他極く狭いため専門工場は左表の如く少いが、肥料工場其他の化學工場が常時必要とする原料乃至中間生産物は、全く火薬爆薬工場のそれと同一であり、従て同諸工場は何れも直ちに有力なる火薬爆薬の原料供給者、進んでは火薬製造工場にまで轉化する事が出来るのである。

(一) 發火物製造工場(昭和四年末)

官	民	計	工場	従業者	職工
七	三四	四一	七	四、五二六	三、〇一二
				二、〇二三	一、七九五
				六、五四九	四、八〇七

火薬はその用途に従ひ爆破薬、發射火薬、炸薬、起爆薬等種類が多いが、その主たる原料は窒素、硫酸(強硫酸、發煙硫酸)グリセリンである。然るに人造肥料工場はこれら諸原料の大量の供給者である。我國人造肥料工業の主たる製品は硫酸アンモニア(俗に硫安)石灰窒素、過磷酸石灰の單一又は合成分であるが、これら諸工場は直ちに軍需品工場となる。

一、硫安製造工場 硫安は二〇%の窒素を含む。歐洲大戰前までは窒素は智利硝石を原料として得

る方法より他なく、然も智利硝石は殆ど全部智利が産出するのみであつた。従て各國共窒素入手に困難したが、歐洲大戰直前ドイツの一技師ハーバーが空氣を液化分溜して窒素を得、これを水素と合成してアンモニアを得る方法を發明した。(この發明がカイゼルをして歐洲大戰を決意せしめたと言ふ者がある。)その後各國の研究により今日では種々の方法が行はれてゐる。

我國でも大正十一年日本窒素肥料會社の空中窒素固定法開始以來、斯工業は急速なテムボを以て、増加しつゝある。その主なるものは一表の如くであつて何れも戦時には爆火薬工場に轉化される。

(一) 硫安生産能力

日本窒素	電氣化學工業	朝鮮窒素	大日本人肥	八幡製鐵所	滿鐵	瓦斯會社	其他	計
一一〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一一、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二七、七〇〇	三五〇、二〇〇

(備考) 其他は第一窒素、大同肥料、北越水電、兼二浦製鐵、三菱製鐵、本溪湖製鐵、昭和五年の調査。昨年完成のものに昭和肥料(年産一五〇、〇〇〇噸)あり、今日現在の總生産能力は右表の倍になつてゐる。

二、石灰窒素工場 肥料としての石灰窒素は一七乃至一九%の窒素を含みその生産の過程に於て、硫安の場合と同様に窒素を得る。現在我國に於ける主要石灰窒素會社は第二表の如くで、何れも戦時には爆火薬原料提供者に轉化するのである。

第二部 我國軍需品工業の調査

(二) 石灰窒素年産能力(噸)

電氣化學	一〇五、〇〇〇	大同肥料	八、〇〇〇
昭和肥料	六〇、〇〇〇	日本窒素肥料	八、〇〇〇
信越窒素肥料	五〇、〇〇〇	其他	七、〇〇〇
東京發電(東京電燈に合併)	八、五〇〇	計	二四六、五〇〇

(備考) 其他は大日本人肥、北越水電、昭和五年の調査。今日の總能力は右より遙に多し。

三、硫酸工場 次に硫酸工場は強硫酸並に發煙硫酸と云ふ、不可缺の爆火藥原料を提供する。その製法には鉛室法と接觸法とあり、殊に後者は發煙硫酸と強硫酸双方の提供者であり、重視せられる。我國の硫酸工場は大小合して約五十を算する。

四、グリセリン製造工場、石鹼製造工場、硬化油製造工場。グリセリンも重要な爆火藥原料であるが、平時は右掲各工場で製造され、醫藥、化粧品等平和的用途を有する。即ち、硬化油工場により魚油より硬化油が製造され、これを原料として石鹼工場に於て石鹼製造の際副産物として粗製グリセリンを得る。而してこれより精製グリセリンを作る。

五、染料製造工場 染料と爆藥との關係は頗る密接である。染料は平時に於ては各種色素を供給し副産物としては多數有效な醫藥、合成香料、寫真藥、殺蟲防腐劑、其他を出し保健上將た文化生活上必須の工業であるが一朝戰時に際しては直ちに爆藥、並びに後述の毒瓦斯工場に轉化するのである。

爆藥と染料とが如何に密接なるかは次頁第三表によつても知る事を得る。

我國に於ける染料工業の發達は甚だ遅々たるもので、全國三十工場の大部分は職工十五人以下使用の小工場であるが、大阪府の日本染料製造工場(職工五七〇人)、福岡縣の三井染料工業所、(職工五五八人)は軍需品工業として重要なものである。なほ塗料、顔料、化粧品、人造香料の各製造工場は染料工場と類似の工程を有し、爆火藥並毒瓦斯製造工場に轉化する。

(三) 染料と爆藥との關係

原料の名稱	染料としての用途	爆藥としての用途
トリユォール	アソ染料又は人造藍の原料	茶褐藥 T・N・T
石炭酸	黄色染料硫化染料の原料	黄色藥
ベンゼン	アニリン染料の原料	ニトロベンゼン
アニリン	染料の主要原料たるゲメチールアニリンの原料	ニトロアニリン
ゲメチール・アニリン	各種アニリン色素の原料	ニトロメチルアニリン
グアニール・アミン	青色染料の原料	セントラリツト(耐藥劑)
クレゾール	アソ色素の原料	耐藥劑
ナフタリン	各種ナフトール色素の原料	ニトロクレゾール
		ニトロナフタリン

以上の諸工場は夫々爆藥原料の直接製造工場となるが、これらの原料を使用して、

六、セルロイド製造工場 フィルム製造工場は軍用火藥の製造工場に轉化する。セルロイド製造過

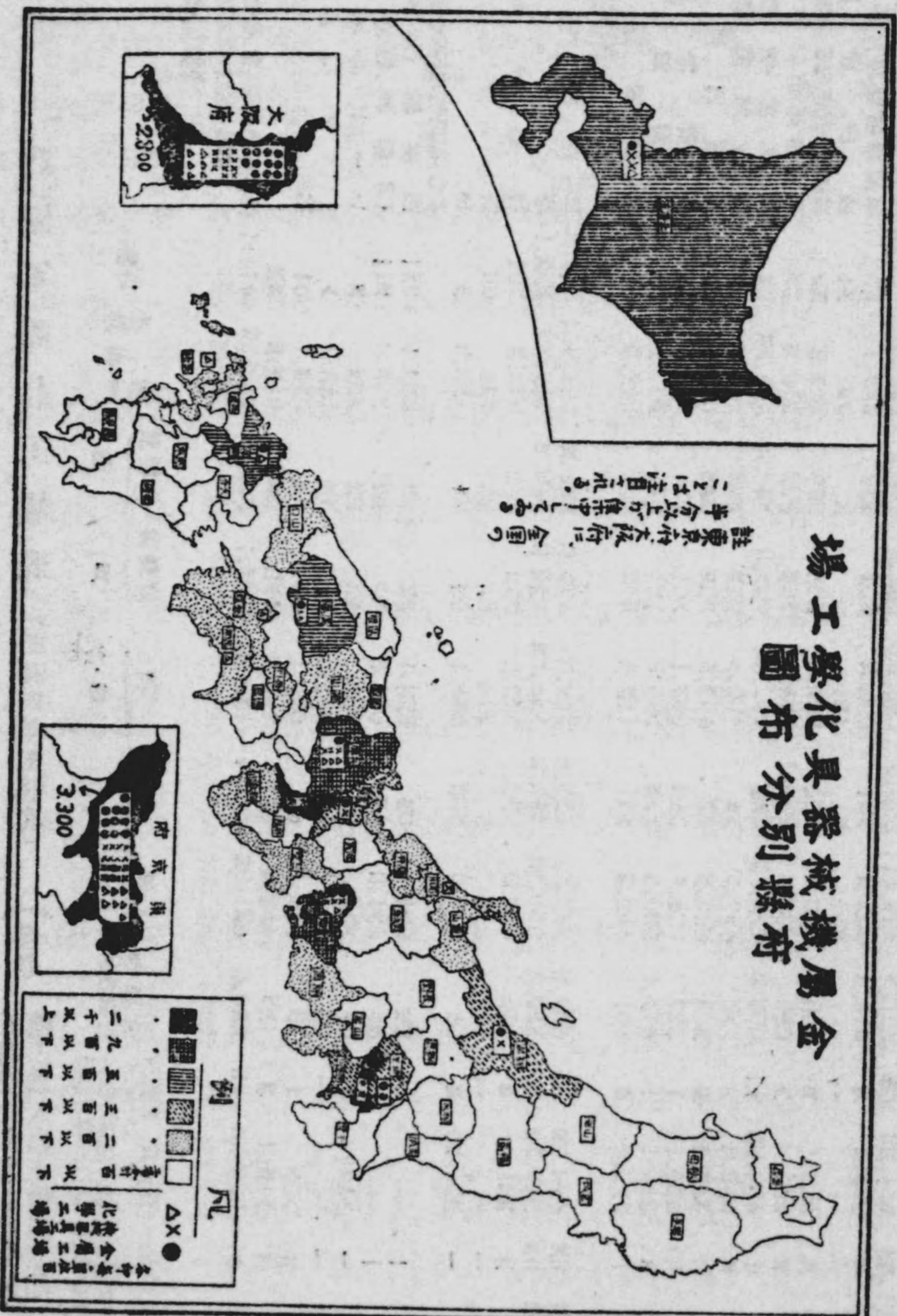
程中の硝化が火薬製造の過程と、同一であるためである。

これら諸工業の工場数従業員数等の詳細は××頁所掲第四表の如くである。

二 毒瓦斯製造工場

化學工業に於ける第二のグループは毒瓦斯製造に参加するものである。毒瓦斯は一九一五年四月イ
 ーブルの戦線に於て獨軍により初めて試みられ、これは單純なる鹽酸を氣化するものに過ぎなかつた
 のだが、その後世界大戰終末迄に約百程の毒瓦斯が試験されその慘虐なる作用は恐るべきものがある。
 而して今戦時に毒瓦斯製造工場に轉化すべきものを挙げれば、大體左の如くである。

- 一、染料工場、塗料顔料製造工場
- 二、空中窒素固定工場、人造肥料工場の内)
- 三、グリセリン工場
- 四、油脂硬化工場
- 五、人造絹絲製造工場
- 六、各種工業用品製造工場



第四節 工場動員によつて生ずる社會的諸結果

以上軍需品工業の一應の觀察によつて知る事を得るは、軍事必需品の種類が非常に廣範圍に互れる事、軍事必需品の供給が、平時消費品の生産を犠牲にして行はれる事、軍事必需品生産に必要な工場數及び労働者數の巨大に上る事の三ツである。

先づ軍事必需品の種類に多い結果は、工業界全般に多大の混亂を捲き起す。即ち經濟封鎖乃至外國との交易に障害が生ずるときは、經濟上不引合の物品製造を餘儀なくされ、劣悪の原料と非能率的の生産用具によつて生産が始められる。又軍需品を一時に巨量要求される結果、本來その作業に適さない工場も軍需品生産に動員させる。以上の事實は全生産能率を低下せしめ、生産物總價額を減じ、延いては全生産組織に多大の混亂を惹き起す。

第二に軍需品生産が平時消費品生産を犠牲として行はれる結果は、すべての商品に互る甚だしい物資缺乏と價格騰貴とを招く。而もそれは直接軍需品工業に轉化された工業の製品のみならず、全工業製品から進んでは農産品に迄及ぶ。例へば人造肥料工場が爆火薬工場に轉化すれば、肥料價格は昂

騰し、従つて不作から農産物も騰貴する。民衆は當然物資缺乏、物價騰貴に悩まされる。

第三に、軍需品工場に動員される工場數、職工數は非常な數に上る。右に挙げた諸工業の我國に於ける現在數のみを見てもその數は非常に多いのである。即ち前頁に見る如く、軍需品工場たるべきは金屬工業に於て一千六百工場(職工數五萬六千人)、機械器具工業に於て五千三百工場(職工數十九萬人)、化學工業に於て八百七十工場(職工四萬八千人)合計七千七百工場(職工二十九萬四千人)(註)に達する。これに官營工場並びに運搬人其他従業員を加算すれば五十萬人を超えるであらう。しかもこの數は決して誇張で無く、寧ろ反つて過小だと思ふ。歐洲大戰末に於ける英國の軍需品工場職工數は二百七十萬の巨數に達したとの事である。而して男子熱練労働者の多くが出征する結果、遂には不熟練工、女子労働者が代つて配置され、苛酷な労働條件の下に長時間の労働を強ひらる。

(註)我國の常備兵員が二十三萬人、常備後備を合して百八十萬人(平田晋策著陸軍讀本二八四頁)なるに比しこの數の如何に多きか知られやう。

近代戰爭の規模は以上の如く大であり、國內に在る労働者にも多大の負擔を課する。さうしてこの外に多くの民衆が戦場に送られて死傷し、又全民衆及其の子孫に多大の軍事費負擔を残すのだ。かくて労働者並に農民の××によつて受ける處は、以上の如く酷烈なる困難である。而してこれら

の困難は決して××の開始と同時に始つたものでも無ければ、その大規模に展開するを待つて始まるものでもない。

それは現下恐慌裡にある資本家をして利潤獲得の機会を與へ、労働條件の改善を伴はざる労働時間の延長、労働の強化を強要する。而してこれは既に××の處々の××に始つてゐる所である。然しこの資本家の攻勢に對しては、労働者は強力なる反撃を以て答へやうとする。政治的危機はこゝにその成熟を促がされる。

第三部 日本に於ける金本位停止

第一節 國際金融恐慌と金本位制の破綻

一、國際金融恐慌の諸要因

昨年九月廿一日に英國が金本位を停止して以來、國際金融恐慌は殊に激化された勢を以て全世界の資本主義諸國を風靡した。オイゲン・ヴァルガ氏も云ふ如く、此の國際金融恐慌の主要な要因は次の如くである。

- (A) 本來の信用恐慌、吾々はこれを、民間企業の大衆的支拂不能と理解する。信用制度なしでは資本主義は正常に機能すること不可能であるが、その信用制度が破壊され、順々に仕組まれてゐる支拂が切斷され誰も彼もが現金支拂を要求し、誰も他人に信用を與へない。
- (B) 信用恐慌のより高度の一つの特殊形態は銀行恐慌である。たゞ單に個々の企業が相互に信用を引揚げるだけでなく銀行取付けが起る場合、大衆的預金引出しが諸銀行の支拂不能を來す場合。
- (C) もつと高度の段階を成すのは紙幣「紙貨幣」恐慌「本位貨幣減價」である。貨幣が一般的等價として役立つといふその機能をもはや(全國的及び國際的に)「正常な」仕方では替はず、本位貨幣の減價、紙幣「紙貨幣」恐慌が起る場合。

(D) 民間信用の崩壊と本位貨の減價とに伴つて、國家自體の支拂不能、國家破産が起り得る。それも外國に對しての國家の支拂不能(アラビヤ、チリ)或は國內に於けるそれ、或は兩者が同時に來る場合、(世界經濟年報(15)七—八頁)

尤も此等の要因が、すべての國に一つ一つ完備してゐる譯ではない。例へば——

合衆國には、信用及銀行恐慌の強度の要素がある。この恐慌は銀行及び工業企業の數多い破産に現はれてゐる。だが合衆國には巨大な金保有高がある關係から、今までのところ貨幣恐慌もしくは本位貨恐慌の要素はない。イギリスには、全幅的に發展した本位貨恐慌があり、今までのところ信用及銀行恐慌はない。ドイツには、信用及銀行及本位貨恐慌があり、一般的對外支拂不能がある。此支拂不能は、たゞ休止協定によつて事實上外國モラトリアムが行はれたといふ理由で公然たる本位貨恐慌を引起さなかつたまでである。さうだからと言つて勿論、次の數ヶ月にドイツにやはりマルクの減價、公然たる本位貨恐慌が起らない限りではない。さういふ場合は、金融恐慌のすべての要素が最も全幅的に展開して存するといふ場合なのである。(世界經濟年報(15)八頁)

ところで、我々にいま明かな事實は、日本も亦此の國際金融恐慌の一環として紙幣恐慌の完全なる發展を見、遂に金本位の停止に立ち至つたことである。さうして、日本が大戦後の金本位復歸運動に加つて、遂に昭和五年一月に金解禁を行ひ、現工業恐慌並に農業恐慌の深刻化に伴つて國際金融恐慌の一分野を展開し、遂に昭和六年十二月十三日を以て金本位停止の止むなきに至つた過程は、やがて

此の間に於ける世界經濟の動きの縮圖である。我々の研究は、日本に此の紙幣恐慌が發展するまでに工業乃至農業部面の恐慌が如何にその動因として働き、其他の金融恐慌の要因が如何に之と絡み合つてゐたかの問題である。さうしてそれ等の分析から金本位停止後のわが經濟を規定する諸要因を掴み出してゐることである。

二、金本位國と金本位停止國の分布

研究に入るに先立つて、我々は先づ現在の世界に於ける金本位國と金本位停止國との分布を一瞥して置かう。それは國際貨幣恐慌の一應の總括であると共に、今後の見透しを立てる前記の研究に不可缺の準備であると思はれる。

「正金週報」一月第五週號によると、現在資本主義體制に於て金本位國の人口は全人口の三〇%にすぎず、金本位停止國乃至銀本位國の人口はその七〇%を占める。その國別は次の如くである。

(一) 金本位國		金本位停止國	
北米	合衆國	チエツコ	スロヴァキア
チリ	イタリヤ	フランス	ポーランド
南アフリカ	聯邦	ドイツ	ルーマニア
オーストリア	ハンガリー	ギリシヤ	スイス
ベルギー	ルクセンブルク	アイスランド	ユーゴスラビア
		アイスランド	リトニア
			ラトビア

第三部 日本に於ける金本位停止

アルガリア オランダ エストニア
 (二) 金本位制の行はれざる國

國名	年	月	日	摘要
アルゼンチン	一九二九年	十二月	十九日	金本位制停止
オーストラリア	同	十二月	二十日	金輸出禁止
ボリビア	一九三一年	九月	二十六日	金本位制停止
ブラジル	同	九月	二十六日	大戦以來金本位制を採用せず
英領インド	一九三一年	九月	二十四日	金爲替本位制停止
カナダ	同	十月	二十日	金輸出制限
コロンビア	同	九月	二十一日	金輸出禁止
デンマーク	同	九月	二十八日	金本位制停止
エストニア	同	九月	二十六日	金輸出禁止
フィンランド	同	十月	十三日	金本位制停止
アイスランド	同	九月	二十六日	同
日本	同	十二月	十三日	金輸出禁止
メキシコ	同	七月	二十七日	銀貨幣を強制通用力ある法貨とす
ニュージーランド	同	九月	二十八日	大戦以來金本位制を採用せず
ノルウェー	一九三一年	九月	二十八日	金本位制停止
ポルトガル	同	九月	二十四日	同
スペイン	一九三一年	九月	二十八日	大戦以來金本位制を採用せず
スウェーデン	同	九月	二十一日	金本位制停止
イギリス	同	九月	二十一日	同

〔註〕 其他、和蘭と伊太利の金本位停止が七年一月に噂として傳へられた。米國の金本位停止問題は七年一月中旬での世界經濟の中心問題の一であつた。エグアドルは七年二月に入つて、十一月十日迄の期限付金本位停止を發表した。第一表金本位維持國の内でも米佛を除けば眞に強固な兌換基礎を持つ國は少い。

第二節 日本に於ける金再禁止の意義

一、金解禁は何を目的としたか

そこで我々は、日本に於ける金本位停止の意義と効果と今後の見透しとを考へてみよう。考察を詳しくするために我々は筆を滿二ヶ年前の金解禁當時の事情に廻らせねばならぬ。

解禁は凡そ二つの理由から齎らされたと考えられる。その一は變動常なき爲替相場のため圓に對して失はれた信用を挽回する意味からであり、その二は所謂財界の立直しである。而して後述の如く、この兩者は結局我が經濟の國際的平準への復歸の要求に統一されるのである。

先づ前者、即ち爲替相場の變動を見るに、第一表によつても解る如く、我國の對米爲替相場は大正六年（一九一七年）の金輸出禁止以來頗る大きな幅を以て上下して來た。殊に、大正九年以後繼續した巨額の入超に加へて、十二年に大震災災が起るや、遂に三十八弗臺まで落ちて了つた。その間政府の釣上げ等によつて偶々四十九弗まで上昇したこともあつたが、それは却つて相場の變動を大きくせ

第二節 日本に於ける金再禁止の意義

(一) 正金建値對紐育電信爲替(弗)

	最高	最低
大正 8年	52 $\frac{1}{8}$	49 $\frac{1}{4}$
9年	50 $\frac{5}{8}$	47 $\frac{3}{4}$
10年	48 $\frac{1}{4}$	47 $\frac{1}{2}$
11年	48 $\frac{1}{2}$	47 $\frac{1}{2}$
12年	49	48 $\frac{1}{2}$
13年	48 $\frac{1}{4}$	38 $\frac{1}{2}$
14年	43 $\frac{1}{2}$	38 $\frac{1}{2}$
昭和 1年	48 $\frac{3}{4}$	43 $\frac{1}{2}$
2年	49	45 $\frac{5}{8}$
3年	48	44 $\frac{3}{4}$
4年	49	43 $\frac{3}{4}$
5年	49 $\frac{3}{8}$	49

しめたに過ぎなかつた。而も大正九年(一九二〇年)六月には米國が金輸出禁止を解き、英國も亦大正十四年(一九二五年)四月に舊平價解禁を断行した。之に續いてその植民地及び北歐諸國が共に金本位制に歸り、佛蘭西、伊太利等も新平價ではあるが矢張り金本位制に戻つた。斯る世界的な金本位復歸運動に際會して我國の金解禁氣勢は愈々強められたのだ。

併し、右の圓信用と關連してより大きな動因をなしたのは國內經濟の行き詰りである。大戰中に膨れ切つた產業界の『腐朽』は、大正九年の恐慌によつて少しは除かれたけれども、尙ほ大部分は整理出來ず、此の腐朽を糊塗する爲に物價は容易に下げ得られなかつたのである。我國の物價が對外的に何れ程高位置にあつたか、また大戰後の下げ方が他國に比して如何に少なかつたかは第二表がよく之を示して呉れる。

物價の割高はその結果として我國の國際收支を著しく不利に導いた。第三表によつて判る如く、貿易外受取超過額を差引いても、我國の入超高は大正九年以來昭和三年迄年々少くとも一億七百萬圓、

(二) 各國物價指數比較

	東京	倫敦	紐育
大正 8年	303	287	234
9年	216	231	145
10年	220	170	131
11年	192	166	157
12年	222	179	152
13年	225	181	160
14年	201	161	161
昭和 1年	178	153	147
2年	177	149	156
3年	183	143	149
4年	163	133	134
5年	123	104	109

(備考) 何れも 12 月の數字。東京は日銀調査月中平均指數。倫敦はエコノミスト社調査月末指數。紐育はブラッドストリート社調査月初指數。

多きは三億一千二百萬圓に達し此の九ヶ年間に於ける支拂超過總計は二十一億七千萬圓に達してゐる。之がため大正八年に十三億を超えてゐた在外正貨は昭和四年四月末には九千萬圓餘りに減少し、正貨現送によらねば支拂尻の決済が不可能な状態にまで進展し來つたのである。而して之を根柢から救ふ道は結局產業界の『腐朽』の除去(それは産業合理化の名によつて總稱されてゐる處の企業集中、獨占、勞働の合理化等を意味する)であり、それには結局デフレーション政策より他になく、其の最大の手段が即ち舊平價による金解禁だとせられた。

以上の金解禁論は銀行資本家によつてイニシアティブを採られた。デフレーションが諸産業を壓迫すべきことは勿論彼等にも理解されなかつた譯ではないが、彼等の援助(それは彼等の産業資本への支配を意味する)を以てそのうちの優れたる事業を救済して之を自己の統制下に置き、條件の劣悪なる事業は寧ろ之を淘汰する意圖であつたのである。新平價を以て解禁すべしとの論も、從來の貨幣制

(三) 本邦國際收支(百萬圓)

年	貨物貿易入	貿易取	受過	純支	拂過
				出超	出超
大正 8年	179	468			289
9	492	194			298
10	433	154			279
11	338	26			312
12	622	385			237
13	719	419			300
14	354	219			135
昭和 1	442	179			263
2	290	61			229
3	335	218			117
4	172	91			81
5	162	入超	15		177

(備考) 貨物貿易は内地、樺太、臺灣、朝鮮の合計。
貿易外收支は經常的及臨時の合計。金銀の輸出入は含まず。

れるであらう。

建議

政府は即時金輸出禁止を解除せらるべし。

理由

金輸出解禁の問題は數年に亘りて解決せられず、爲めに爲替相場の變動甚しく、關係當事者は一定の計畫を立てる能はず、その蒙れる損失甚大にして、ひいては經濟界の眞正の回復を阻止せること少なからず。しか

るに今や經濟界の整理は漸次進行し國際收支の状況さまで不利ならず、又世界列強は皆金解禁を實行せるを以て我が國のみ獨り變態を持續すべきに非ざるなり。但し、金解禁は爲替相場の平價に近づきたる時機に於いて決行するを得策とすべきも、若し漫然かくの如き理想的の狀態を期待し、或はその他の事情を顧慮して非解禁を續行するに於てはその影響たるや、この際解禁を斷行するによりて惹起すべき影響に比し、寧ろ重大なるものあるべし。故に今日に於ては多少の犠牲を忍ぶも、解禁を決行するは最も緊急の事なりと信ず、よつて政府は即時解禁を斷行して以て多年の懸案を解決せざるべからず。若し解禁を即行し難き止むを得ざる事情ありとせば次善の策として、遅くとも來年の輸出轉換期を越えざる期間に於て斷行の適當なる時期を即時確定公示せらるべし。世上或ひは解禁即行の如きは餘りに急激なる變動を經濟界に與ふる嫌ひなきに非ざるを以て、成べく速に解禁の決意を爲しその準備行爲を完成して後、之が實行を計るべしとの議論あるも時期を確定せずして準備行爲に着手すとせば、直に内外の投機者流に悪用せらるることは既に經驗せしところなり。しかして愈々解禁を斷行するに當りては之が對策として政府はその財政に緊縮の方針を採り、公債を増發せざるべきは勿論、商工業者、金融業者及一般國民も擧つて勤儉節約の主眼を把持して、毫も通貨膨張のおそれなからしむることをその第一義となし、朝野一致確固たる決心を以て之に臨まざるべからず。

四年七月に組閣された民政黨内閣は右の決議の實行者として、勇敢にデフレーション政策を採ると同時に解禁の準備を進めた。がこゝで民政黨によつて採られた諸政策を叙述する餘白はない。唯注意すべきは政府自體も六年一月一日に償還期限の迫つてゐた英貨四分利公債二億二千九百萬圓の處置に關して、舊平價解禁を必要と感じてゐた點である。

二、再禁止への必然性

(A) インフレーションへの轉換

金解禁以後の我國經濟界は大體三期に大別出来る。第一期は五年一月より同年末まで、その年末には正貨流出と金融梗塞とによる産業界の危機があり之が救済策の爲のインフレーションへの轉換期が劃された。第二期は六年一月から同九月中旬までの財界小康状態（それはインフレーションの效果に負ふ處多く、従つて資金が夥しく流出して金本位停止の潜在的素地を培つてゐた）期間であり、第三期は英國の金本位停止を契機として起つた産業並に金融兩方面の恐慌状態急性化の期間である。先づ第一期から觀察しやう。

再禁止は直ちに巨額の正貨流出を結果した。五年一月以降最近までの正貨兌換高を表示すると第一表の如くであるが、これによれば、五年上半期だけで兌換高は凡そ一億九千九百五十餘萬圓に達したことが判る。その一原因は資金の逃避ではなく、圓價の上昇を見越して延期されてゐる過去の國際支拂の決済にあつた。次いで五年下期は期初六、七月には殆ど正貨の流出を見なかつたが、下半期央はより貿易尻が豫想程には好化せず、又貿易外收支も悪化すべきが明かになるに及んで、國內財界悲觀

(四) 正貨兌換高月別表 (千圓)

年	外銀	正金	其他	計
5 1 月	42,130	—	6,063	48,223
2 月	25,800	—	39,000	64,800
3 月	7,800	—	27,000	34,800
4 月	27,900	—	—	27,900
5 月	19,800	—	—	19,800
6 月	4,000	—	—	4,000
7 月	—	—	—	—
8 月	13,800	—	—	13,800
9 月	2,200	5,000	—	7,200
10 月	—	40,000	—	40,000
11 月	—	15,000	—	15,000
12 月	—	—	—	—
計年	143,460	60,000	72,063	275,523
6 1 月	1,500	—	—	1,500
2 月	1,200	—	1,000	2,200
3 月	3,300	—	1,000	6,300
4 月	—	—	—	—
5 月	800	—	—	800
6 月	2,500	—	—	2,500
7 月	800	45,000	—	45,080
8 月	—	20,000	—	20,000
9 月	—	—	—	—
10 月	—	135,000	—	135,000
11 月	—	146,500	—	146,500
12 月	—	72,500	—	72,500
計年	12,100	419,000	2,000	433,100
7 1 月	—	39,000	—	39,000

は愈々強く、外貨債放資による資本の海外逃避が甚しくなつた。殊に五年九月十七日倫敦條約樞府精査委員會が同條約を可決する迄、政局不安の繼續せる間は正貨兌換が盛に行れ

た。この下期の正貨兌換は全部で七千六百萬圓を算してゐる。此の巨額の正貨減少が通貨の著しい收縮を來したこと無論である。兌換券は五年一月十八日の十二億三千二百萬圓から九月十三日には九億九千五百萬圓へと、ほぼ二億三千七百萬圓の減少を示してゐる。通貨の此の收縮は政府の積極的なデフレーション政策と相俟つて物價の下落を促進した。その國際的位置は海外物價の急落で尙ほ著しく

高位にあつた(米國の物價は此の間二割も下がつてゐる)が、それでも四年三月の一七七・七から五年九月には一三三・五へと二割四分を激落したのだ。株式市場も五年六月には全く恐慌状態に置かれ、大正二年を一〇〇とする同月の指數は六六・三に落ちて了つたのである。

此等の事情は、産業資本を極度に急迫せしめたことは説明するまでもない。銀行會社千三百十六社の利益率總平均は第五表の如く、四年下期の八%九から五年上期には五%五、同下期には五%三に激減してゐる。

(五) 内地銀行會社利益率

	利益金(千圓)	利益率(%)
4年下	327,151	8.9
5年上	208,264	5.5
5年下	195,212	5.3
6年上	220,633	5.8

而もかく利潤の減少した産業資本は同時に極度の資金難に當面した。此の間、一般に短期資金の利率は勿論上昇傾向を示したが、寧ろ問題は事業に對する不安から融資の道が殆ど絶えつ、あつたのであつた。利率の如何に拘はらず、單名手形の如きは殆んど融通力を失ひ、就中、長期投資は、皆無に近い状態となつた。試みに五年度中の長期資本市場の成績を、勸銀の拂込金調によつて見るならば、第六表の如く社債は四年中の三分の一、三年に比較すれば四分の一近くに激減するに至つた。株式の拂込に於ても矢張り同様である。これは資金の缺乏を示すといふよりは寧ろ銀行の貸出警戒に基くのであつて、銀行自體は遊資の處分に苦しむといふデイレシ

(六) 社債株式拂込金(千圓)

	社債	株式
昭和3年	1,288,806	337,580
4年	884,651	339,183
5年	307,778	197,886
6年	394,963	185,560

餘儀なくされたのだ。

マに陥つた。併し事業會社としては一方で収入が激減し、而も他方資金の道が得られなければ、運轉資金に窮して工場ベルトを止めざるを得ない様になる。五年の年末には數箇の大會社にして、斯様な破綻に瀕したものが確に存在したのである。而も一度その破綻が暴露すれば、從來その會社内にして氷結せる債權を有してゐた銀行に破綻が波及する。逆にまたその銀行破綻によつて、その銀行に取引ある優良會社が危険に陥る虞がある。それが廣範なる部面に互つて進行する懸念があつた、め、「財界立て直し策」としてのデフレーション政策は茲に一轉を

そこで採られた救済策は興業銀行の出勤、融資聯盟の成立、生保證券會社の活動等である。が此の中最も力の大きかつたのは興業銀行の年末金融対策であつた。その主眼とする處は、興銀が單名手形(それは概算一億に上つた)を引受けるとによつて事業會社と銀行とを救ふにあつたのであるが、(第三輯一七二頁参照)これが爲め同銀行の貸出は九月末から十二月末までの間に七千百萬圓を激増した。而して此の資金はうち三千萬圓を日銀よりの借入金を以て賄ひ、また債券發行額四千萬圓中の一千六百萬圓を預金部の引受けによつたため、結局それだけ通貨増發を齎したのである。當時此の興銀の扱

助によつて年末をやつと切り抜けたものは樺太工業、地下鐵道、東武鐵道を初め其他數社に上る状態であつた。

(B) 銀行資本の遊逸

右の救済の結果、六年上半期の我經濟界は小康状態を示した。その詳しい分析は前輯に於て行つたが、此の小康状態は海外市場の小康状態と相俟つて景氣上昇の感を一般に抱かしめた。だがこの状態の中にこそ再禁止の心然性が根強く芽萌えてゐたのだ。

既に一言した如く事業界は金融の逼迫によつて危機に導かれてゐた時に於てさへ、大銀行はその遊資處分に苦しんだ。蓋し自己の破綻を免れる爲には産業への融資は當然警戒されねばならぬが、他方預金集中の傾向は恐慌の進展すると共に益々その度を加へたからである。いま大銀行への資金集中傾向を知る爲に全國普通銀行と、五大銀行との預金高の増減傾向を第七表に見やう。これによれば、全國普通銀行の預金高は逐年減少せるにも拘はらず、五大銀行のそれは反對に増加の傾向を辿り、後者の前者に對する割合は四年末の三四%八から六年六月末には三八%三に上昇した。斯くの如く遊資は豊富であり、而も前記の救済政策が再禁止の免れ難きを思はしめたので、資金の海外逃避は愈々避け難き勢となつた。

(七) 預金集中傾向 (千圓)

④ 全國普銀	定期預金	當座預金	其他預金	計
4年12月	5,143,687	1,247,202	2,822,228	9,213,117
5年 6月	5,095,837	1,169,835	2,688,987	8,954,659
5年12月	4,962,525	1,103,780	2,591,834	8,658,539
6年 6月	4,999,993	1,054,676	2,595,558	8,650,227
⑤ 五大銀行	定期預金	當座預金	其他預金	計
4年12月	1,929,001	381,903	898,672	3,209,576
5年 6月	1,925,756	393,876	863,972	3,183,604
5年12月	1,964,031	364,087	859,863	3,187,981
6年 6月	2,029,649	375,512	905,751	3,310,912
⑥ 對④百分比	%	%	%	%
4年12月	37.5	30.6	31.8	34.8
5年 6月	37.8	33.7	32.1	35.6
5年12月	39.6	33.0	33.1	36.8
6年 6月	40.6	25.6	34.9	38.3

第二節 日本に於ける金再禁止の意義

この資金流出を裏書きするものとして三井、三菱、住友、安田の四大銀行の外國勘定上に現はられた變化を示すと第八表の如くである。

即ち外國證券、買入外國爲替及び外國他店貸の合計(在外資金)は、四年下期迄は反對勘定(海外負債)たる賣渡外國爲替及び外國他店借の合計と同一歩調を以て増減してゐるが、五年上期以後は海外負債の激減(これは前に説明した通り五年上半期の正貨の輸出によつて決済された)にも拘はらず、在外資金は激増したことが明かになる。而して此の表に現はれた五年上期末以來六年六月までの在外資金増加高は八千三百餘萬圓であるが、其他の爲替銀行の分を合すれば遙に巨額に及んだと思はれる。而も此の巨額の資金増加の多くは、直ちには正貨現送によつて

第三部 日本に於ける金本位停止

(八) 四大銀行外國勘定の變化 (千圓)

外國證券	在 外 資 金		在 外 買 債	
	買入外國 爲替	他店 貸	賣渡外國 爲替	他店 借
昭和三年上	二六,七〇	一〇,〇五	一六,一〇	九,四四
同 三年下	二八,〇〇	一〇,六九	一四,八一	一四,六七
同 四年上	二六,五二	八,四〇	九,四八	一一,〇九
同 四年下	二六,五〇	九,六五	三,二二	二〇,五七
同 五年上	二六,八六	七,五二	二,二九	五,七三
同 五年下	三,五五	九,〇六	五,五八	四二,六七
同 六年上	二,四九	九,二五	四,三三	四二,六五
同 六年下	二,四九	九,二五	四,三三	四二,六五
(備考) 三井、三菱、住友、安田の四銀行勘定による。賣渡側には利付爲替手形を含みます。				
計	二〇,七〇	一〇,六九	一六,一〇	九,四四
計	二〇,七〇	一〇,六九	一六,一〇	九,四四

賭はれず、従つて其後起つた膨大な正貨現送の一因をなしてゐた事情は第四部に示す如くである。兎も角我々は、銀行資本の手によつて行はれた金解禁が、その利益の爲に再び停止さるべき運命に置かれてゐたことを、之によつてはつきりと掴むことが出来る。

(C) 銀行恐慌の危機と再禁止

英國の金本位停止は、我が國に於ける斯る經濟狀態の上にて起つた。従つてそれ自體は何等我國の再禁止の根因ではなく、只之を促進したに過ぎない。そして、丁度これと前後して爆發した日支問題の

紛糾が之に拍車をかけたのである。

英國の金本位制停止は、第一に倫敦市場に放出されてゐた我國銀行家の資金を確詰にせしめた。その金額は何れ程であつたか不明ではあるが、前記四大銀行の海外投資額が急増してゐたこと、並びに獨逸の破局後倫敦の金利が急テンポで引上げられたこと(英蘭銀行の公定割引歩合は七月廿二日までの二分半から七月三十日には四分半まで引上げられた)等よりして相當巨額に上つてゐたことは云ふまでもない。之が爲に新に爲替資金の補充を必要とし、茲に先づ弗買ひが行はれたのである。そのみではなく、世界金融の王座を占めてゐた英國の金本位停止は、それ自體直ちに我國の金再禁止の遠からぬことを想起せしめたことは疑ひなく、投機的な弗買ひが猛然と起つて來た。而して從來主として金融業者のみに限られてゐた此の弗買ひ投機は一般資本家の間にまで波及し所謂大衆買が起つた。更に此の再禁止見越しは、商品の輸入業者、殊に棉花輸入業の間に巨額の見越輸入を起さしめるに至つたのである。十月三日此の弗買ひ決濟の爲に最初の正貨現送が行はれたが、其後十二月十一日まで約六十日の間に日本は三億四百萬圓の金を失つたのだ。

右の如き巨額の正貨流出は勿論通貨の國內供給量を著しく減少せしめた。第九表に掲ぐる如く、年末に迫つた十二月十二日に於ける正貨供給總高、即ち兌換券、政府當座預金及び一般預金の合計額は

第二節 日本に於ける金再禁止の意義

第三部 日本に於ける金本位停止

十二億三千九百萬圓に過ぎず、五年同期のに比較すると三億一千七百萬圓の減少を示してゐる。

(九) 日銀週報諸勘定及正貨準備率表(月央週末)

年月日	兌換券	政府當座	一般預金	合計	金貨及	諸貸出高	準備率
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	%
五、一、一三	一、二一、三三九	一八〇、三三〇	二六八、三三三	一、五九、九〇二	八三、五六〇	七〇〇、七三五	五三・九
六、三、一四	九二、四〇〇	一八、三七一	三〇四、一五五	一、四七、九六六	八五、六五六	六七、七三二	五八・八
六、一、一三	九五、〇四三	二〇、〇八三	三六二、六四三	一、四七、七七七	八九、〇九〇	六三、九二一	五八・五
九、一、一三	九三、一九九	二八〇、九四一	三〇〇、七一九	一、四四、四一八	八七、三三一	六六、一四三	五七・九
一〇、一、一七	九七、五七七	三五、四七九	二六、八五八	一、三六、七四四	七〇、六三三	六七、一四三	五七・九
一一、一、一二	一〇〇、四八二	一六〇、一九九	六、五五六	一、三三、三三七	五三、三三三	七九、〇五三	五九・五
七、一、二三	一〇八、七九九	一六〇、〇四四	一四、三六九	一、三〇、二〇三	四九、五五四	八四、九三六	六四・八

之に伴つて金利の昂騰は實に甚だしく、四年十二月平均一錢四厘五毛、五年十二月同一錢五厘六毛であつた商業手形割引日歩が、六年十二月には一錢九厘を唱へ、コール翌日物平均も一錢七厘八毛を示す有様であつた。

更に長期金融に於ては殆んど停止状態に立ち至つた。(第四部第三節参照)

久しく恐慌状態に置かれて来た産業が更に利潤の低下を來せるは勿論、かくて金融方面から破綻せざるを得なくなつた事は想像に難くない。無論之に對して對應策が取られなかつた譯ではなく、五年

(一〇) 東京市中金利表(錢)

	商業手形割引日歩			コール翌日物		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
昭和 4.12	1.70	1.20	1.45	1.50	0.70	1.03
5.12	1.80	1.20	1.56	1.50	0.80	1.07
6.12	2.10	1.60	1.90	2.40	1.50	1.78

秋に於けると同様に興業銀行が指導者となり次の如き方針で金融の疏通を計ることに苦心した。

- 一、從來切り替へて来た單名手形も何とか金繰りの道をつけてやる事
- 一、配當資金にも事情の許す限り便宜を計ること
- 一、殊に電力電燈關係諸會社には萬一の場合には破綻の影響が大きいので特に金繰り上遺憾なきを期すること
- 一、事業會社の長期事業資金は現在では社債發行の方法がないので手形乃至財團抵當貸等によつて出来るだけこれを賄つてやること

だが、金融の基調が既に著しく變つてゐる以上、此の對應策も五年秋程の効果がなかつたのは當然で、救はれたのは棒工、日電、満鐵等の數社に止まる。斯くしてインフレーションによらざる限りその救済は不可能となつて来た。

このことは他方に於て銀行資本の危機をも意味してゐる。今回の恐慌に於て事業界が一般的危機に望んでゐるに對し、金融界に恐慌の起らなかつた一理由は大金融資本の金融統制力の強かつた點にあつたのであるが、今や資金の海外流出は國內資金の急減を結果し、銀行自身の手許をも全く窮迫せしめて了つた。此の状態を東京手形交換所社員銀行の週報に就て窺はう。即ち第十一表に見る如く、

第二節 日本に於ける金再禁止の意義

(一) 東京手形交換所社員銀行週報

	年月日 4. 12. 14	年月日 5. 12, 13	年月日 6. 9. 12	年月日 6. 12. 12
預金	948,767	979,898	1,057,093	1,002,124
金座	273,315	246,279	209,427	221,386
他	430,978	444,571	419,623	413,657
計	445,964	416,394	441,573	426,061
貸出	2,099,024	2,087,142	2,127,721	2,063,223
定期	429,066	444,886	461,739	471,377
活期	1,221,486	1,330,910	1,277,083	1,338,230
計	92,987	90,581	94,856	95,646
手形	326,432	341,403	350,007	311,414
引	2,069,971	2,207,780	2,138,690	2,216,747
計	54,670	127,152	103,514	160,627
高	364,318	302,861	217,664	146,377

昭和四年來以來増加し來つた預金總額は六年十二月中旬には急減し（九月中旬に比して六千四百萬圓の減少）たるに拘はらず、貸出は回収される所か却つて三ヶ月の間に七千八百萬圓を増加するに至つた。而も周知の如く我國の銀行は、手持ち並びに貸付擔保として有價證券に投資する事極めて多く、従つてその値下がりによつて内容の上にも著しい打撃を蒙つたこと勿論だ。

インフレーションへの轉換は、産業資本のみならず、金融資本を破綻から免れしむる爲にも焦眉のこととなつた。金輪再禁止が、政治的な現實の問題となつたのは、蓋し此の兩者の利害が完全に一致した時である。尙ほ我々が記憶する必要のあるのは紡績資本の再禁止要望であらう。紡績資本が我國全産業上に占める重要性に就いては既に第五輯で明かにした處であるが、これは長い間高

い利潤を収めてその基礎が頗る強固であり、従つて金融資本に依存すること他の産業に比較して少ない。其の結果金融資本に對立し得たこと屢々であつた（例へば武藤山治氏の舊平價解禁反對論）が、それが英國の金本位停止に基く東洋市場の喪失を見るに及んで、再禁止の必要を痛感せしめられた。以上の諸資本の利害の一致が、政治的背景を帯びて表面に現はれたものとして、我々は十一月十日に政友會がなした左の聲明を引用することが出来る。

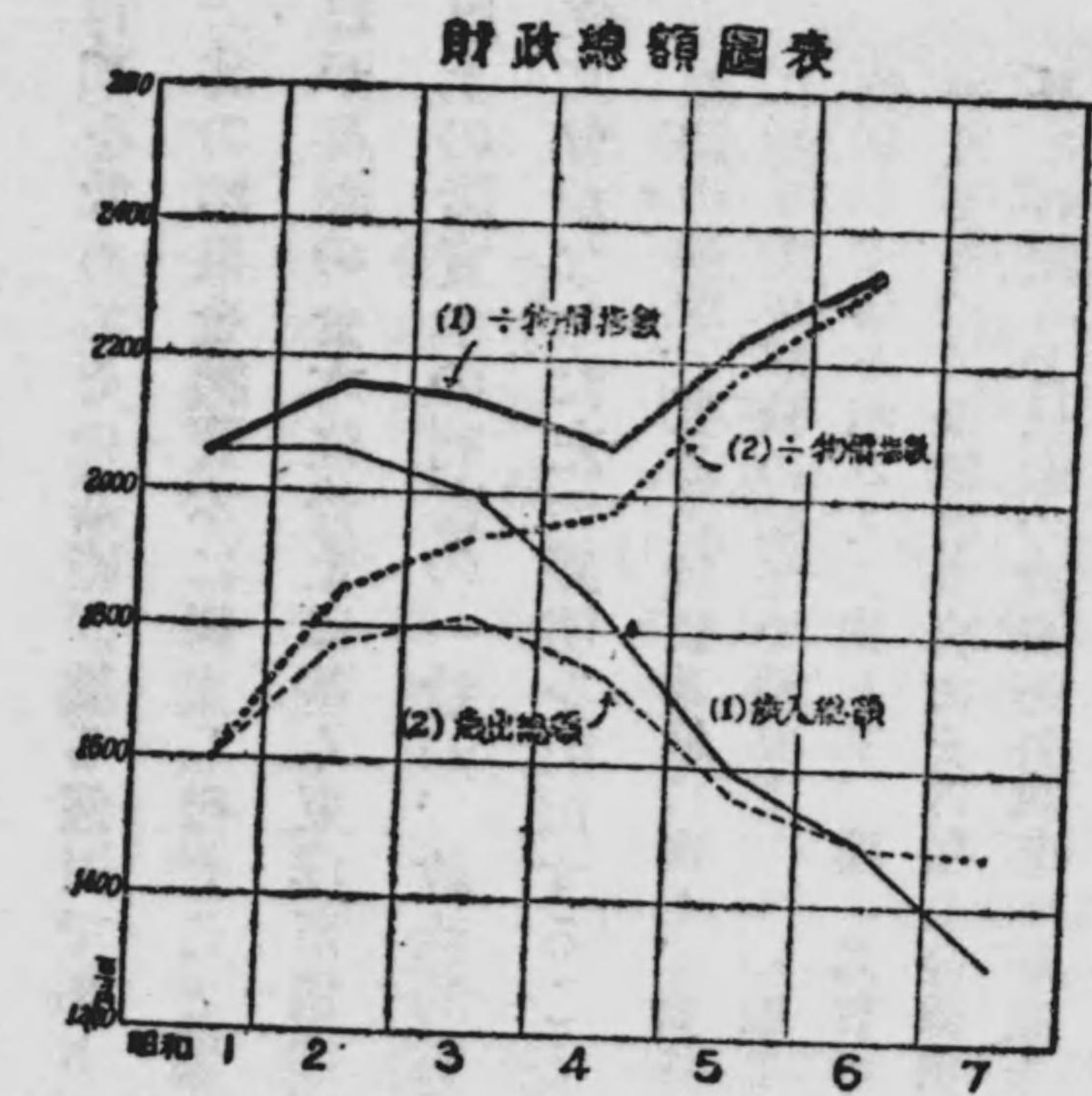
産業の破壊、貿易の沈衰其極に達し、財界の不安は巨額の正貨流出を誘致し、遂に國民の好むと好まざるとに拘らず金解禁の結果を清算してその輸出再禁止のやむべからざる時機に到達した。然るに政府は口に金本位制の安泰を唱ふるに拘らず、陰に爲替の暴落を恐れ各實業機關に對して決議を強要し、爲替管理に等しき手段をもつて金輸出の自由を抑壓し金輸出再禁止に毒も異らざる状態を現出して居る。然れども本年末の財界の行詰りと巨額の政府海外拂等の結果を靜思すれば兌換制度の危機は目前に切迫し、今や國民經濟の大本に省み一途根本刷新を斷行すべきである。即ち吾黨が先に政務調査會において金輸出再禁止の必要ありと主張したるはあくまで産業經濟の大變革を遂げ、國民生活の安定を計るの精神に立脚し、これが金本位制維持の唯一の手段たるを信する故である。

更に日銀の利上げを中心とする當局者の正貨擁護策に就て一瞥を加へ度い。九月下旬以降の弗買ひが巨額に上り、かくては金本位制自體の維持が危ぶまれた爲、十月五日遂に日本銀行はその割引歩合を二厘方引上げた。蓋しこれによつて弗買ひ資金の調達を困難ならしめて將來の弗買ひを防ぐと共に、

既に行はれた弗買ひをも解け合ひせしめんとしたのである。併し既に再禁止の避け難いことが一般に見透されてゐた爲にこの利上げの効果は頗る微弱であつた。そこで十一月四日再び日銀は二厘方の利上を断行するの止むなきに至つた。

右の如き政府の對策はさなくとも金融杜絶で危険に晒されてゐた事業界の急迫に拍車をかけた。

(D) 財政の破綻



(十二) 財政總額表 (百萬圓)

昭和	歳入		歳出	
	①	②	①	②
一	2,056	2,056	1,579	1,579
二	2,063	2,162	1,766	1,851
三	2,006	2,137	1,815	1,933
四	1,826	2,063	1,736	1,967
五	1,597	2,243	1,558	2,189
六	1,439	×2,341	1,439	×2,341

(備考) ①は絶対額、②は物價指數にて除したるもの。×は四一十一月の物價平均にて除したるもの。

財政の破綻も亦金再禁止を促進せしむる一つの役割を務めてゐる。尤も單に數字のみから見れば、五年度、六年度、七年度の歳出は順次前年度より二億二千九百萬圓、三億三千七百萬圓、五億一千八百萬圓の收縮が示される。けれども、物價(昭和元年基準)は四年度平均の八八か

ら、五年度の七一、六年度の六四と急落してゐるので、財政に於ける右の程度の收縮は、相對的には却つて膨脹したと云ひ得るのである。此の關係を知るため、物價を以て各年の歳出入を割つてみると、第十二表の如くである。即ち之によれば、五年度の歳出は四年度に比し一一%二、六年度は同じく一九%〇、と却つて膨脹を示してゐる。

しかも五年度決算は著るしい赤字を示してゐる。尤も第十三表に見れば決算は三千九百十萬圓の歳入超過を齎し、これを實行豫算が五千八百六十萬圓の歳出超過を示せるに比し、非常な好化が起つた様に見える。然しこれは單に表面上の事のみで、一步立ち入れば、決算に於ては歳出の部に於て三千七百萬圓を翌年度に繰越し、七千七百七十萬圓を不用額として減少せしめ、その上歳入に於ては實行豫算に無かつた震災前後公債及繰替借入金三千八百萬圓を發行し、また剰余金よりの繰入を四千萬圓増加するのやりくりを行つてゐた。かくの如く事實に於ては著るしく窮迫してゐたのである。

(一三) 昭和五年度現計對實行豫算増減(千圓)

項目	經常部		臨時部		合計	
	實行	決算	實行	決算	實行	決算
歳入	一,五七〇,八四九	一,五三三,〇〇〇	一,七四九,九三三	一,六四〇,二〇〇	一,五七〇,八四九	一,五三三,〇〇〇
歳出	一,三三六,〇六一	一,〇三三,一三三	一,三三三,七七一	一,六三三,七三三	一,三三六,〇六一	一,〇三三,一三三
歳入超過	二三四,八三八	五〇〇,八六八	四一六,二〇二	一〇六,四六七	二三四,八三八	五〇〇,八六八

第二節 日本に於ける金再禁止の意義

六年度は未だ締切に至らぬが、歳入は五年度より少く、全體として赤字は五年度決算に劣らぬと豫想される。更に七年度は豫算査定当初から一億七千二百萬圓の歳出超過となり、結局民政黨内閣は昭和六年十二月九日の閣議で次の如く公然と六千五百八萬圓の赤字公債を出さねばならなかつたのだ。

前記一億七千二百萬圓の歳出超過のうち、七千四百四十五萬圓は電話事業公債一千七百五十萬圓、震災善後公債七百七十萬圓、失業救済公債四千七百七十五萬圓を以て埋め、再差引不足額一億五百十五萬圓は、公債發行額六千五百八萬圓、増税額三千九十三萬圓、關稅増徴其他九百十四萬圓を以て補填すること。

斯くてデフレーションは、政府自らの手で破棄を餘儀なくされつゝ、あつたのである。こゝにも再禁止の必然性が見出される。

(E) 再禁止の形式

我國の恐慌状態が凡そ以上の如く急性化し來つたときに民政黨内閣が崩壊した。その理由は新聞紙上に傳へられた處によれば安達一派の聯立内閣樹立の策動に關し、閣内に一見不一致を見た點である。これのみを観察を限ればこの政變は全く突然であつたと云はねばならぬ。が併し前掲せる十一月初旬に於ける政友會の再禁止聲明を想ひ、銀行資本の危機を考へ合せるならば、それは決して突然の出來事と云ひ去ることが出來ない。そして十二月十三日に組閣せられた政友會内閣は、即日の初閣議

で直ちに金輸出再禁止の斷行を左の如く大藏省令として公布した。

◇大藏省令第三十六號

金貨幣又は金地金を輸出せんとする者は大藏大臣の許可を受くべし
前項の規定に違反する者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す
地金として販賣し又は使用する目的を以て、金貨幣を蒐集鑄塊又は毀傷したる者の罪又前項に同じ
付則 本令は公布の日より施行す

進んで新政府は正貨の散逸を恐れて十二月十四日、金貨兌換をも停止する爲に兌換銀行券條令の改正を決議して同日直ちに樞密院に御諮詢の手續をとつた。而して十七日之が同院で決定御裁下を仰ぐに至つたが、これによつて公布された勅令の全文を掲げると次の如くだ。

勅令第二百九十一號(官報號外)

銀行券の金貨兌換に關する件

- 一、日本銀行は當分の内大藏大臣の許可を得たる場合を除くの外兌換銀行券の金貨兌換をなす事を得ず
 - 二、朝鮮銀行は當分の内大藏大臣の許可を得たる場合を除くの外朝鮮銀行券の金貨引換をなす事を得ず
 - 三、臺灣銀行は當分の内大藏大臣の許可を得たる場合を除くの外臺灣銀行券の金貨引換をなす事を得ず
- 付則 本令は公布の日より之を施行す

従つて大正六年九月に於ける金輸出の禁止(當時に於ては兌換停止は公式には行はれなかつた)と

は異り、今や我國は名實共に金本位から離脱して了つたわけだ。

第三節 解禁中に於ける我が經濟機構の變化

解禁を行ふに當つて、民政黨内閣は四年末にその産業政策を發表したが、その中に産業の合理化政策を採り入れた。だがこれは政府の新しい旗幟として掲げるまでもなく、デフレイションの結果として必然に行はねばならぬ運命にあつたのである。以下に於て合理化の内に含まれてゐる企業の合同及び協定、カルテルの進展、銀行資本の産業資本への進出等が、解禁中に何れほど促がされたかを簡單に見やう。

一、企業合同の實例

五年一月以降六年末までに行はれた企業合同の主なるものは次表に示す如くであるが、その中東洋紡績の合同紡績合併、松竹系諸會社の合同は特に注目をひく。

業種別	被合併會社	同上拂込資本	合併會社	同上合併前拂込資本	合併時期	備考
銀行	四十三銀行	八、〇〇〇	三十四銀行	三、七〇〇	五年七月	日銀の轉讓により、三十四を主とし、其他六銀行に營業所及預金を分割す。
紡績	大阪紡績	八、七五〇	東洋紡績	三、八五〇	六年三月	東洋紡七株に對し合同紡十株の割合で合併。合併後の資本金四九、七五〇千圓。
電燈電力	天龍川電力	二、五〇〇	矢作水力	二、九〇〇	六年二月	對等條件で合併。
電	愛知電力	二、五〇〇	東邦電力	二、〇〇〇	六年五月	愛知電力の資産を三百五十一萬二千圓で買収。
電	新大阪鐵道	八、五〇〇	京阪鐵道	五、九四〇	五年九月	
電	美濃軌道	三、七五〇	名古屋鐵道	二、〇四〇	五年九月	美濃電軌十株に對し名古屋鐵道八株で合併。合併後の拂込資本金一三、九七〇千圓。名岐鐵道と改稱。
電	筑波高速度電氣鐵道	一、五〇〇	京成鐵道	二、五〇〇	五年十月	京成一株に對し筑波二株にて合併。
電	滋谷鐵道	八〇〇	山手鐵道	三、〇〇〇	六年二月	對等條件で合併。合併後東京郊外鐵道と改稱。
製	自動車工業	六〇〇	戸畑鑄物	六、三〇〇	六年十一月	對等條件で合併。
百貨店	京都大丸	一、六〇〇	大阪大丸	七、八〇〇	六年七月	京都大丸四株に對し大阪大丸三株で合併。

興業	松竹興業	7,000	
	歌舞伎座	2,000	松竹土地
	明治座	1,500	建物興業
	新富座	800	20,000
			六年七月

〔歌舞伎座五對松竹土地建物興業二、その他對等條件で合併。合併後松竹興行と改稱。〕

二、大企業に於ける協定

併し大企業に於ては、尙ほ合同に際して、資本關係が錯雜してゐるのと資産の評価に就ても難點が多いために、主として合同を避けて協定の形を取つた。そして此の協定は不況の打撃を最も酷く受けた海運業、電燈電力業に多かつたのは當然である。その實例として先づ六年四月に於ける日本郵船、大阪商船兩社の協定を擧げることが出来る。協定の大綱は、『相互の航路は尊重し、新航路を開拓する場合は相互の協議決定に依る事とし、航路の整理調節、運賃の合同計算、其他一般に互る協調的經營に關する事項並に實行機關の構成規定』であり、相互讓與によつて整理さるべき航路は左の如く廣範圍に互つてゐる。

郵船定期 ハンブルグ線、シヤトル線、ニューヨーク線、南米東岸線、濠洲線、カルカッタ線、ボンベイ線
 商船定期 日本歐洲線、ビユーセツトサウンド線、ニューヨーク線、ニューヨーク急航線、南米線、濠洲線
 ボンベイ線、日本カルカッタ線、アフリカ線。

右の外六年一月には山下汽船が東洋汽船の所有船全部を引受けてこれを運用するに至つた。

電燈電力業の妥協は六年九月に行はれた宇治川電氣と京阪電鐵との供給料金及び需要區域配分に関する協定を初め、日本電力と東京電燈との電力供給に関する妥協(六年七月)、之と關連して其後行はれた大同電力、日本電力、東京電燈三社の妥協等が其の主要なるものである。その中でも日本電力と東京電燈との妥協が、兩社に金融上から大きな勢力を有する三井銀行の手によつて行はれたことは、銀行資本の産業支配強化の一例として頗る重大であつた。その妥協の大綱及び池田成彬氏の裁定書を掲げると大體次の様である。

日電東電協定大綱

- 一、既契約は相互に尊重す
 - 二、新規需要家に對しては折半して電力を供給す
 - 三、公平なる料金を協定す
 - 四、電力を需給し東西の過不足を調節す
- 裁定書
- 一、日電の契約需要家より除外すべき重複區域内における百馬力以上五百馬力未満の契約は東電の契約容量による事
 - 一、兩社間に折半すべき電力需要高は日電の契約容量による事

第三節 解業中に於ける我が經濟機構の變化

第三部 日本に於ける金本位停止

- 一、右の兩者間に折中すべき契約は豊多摩郡内の需要には關係なき事
- 一、日電が今後出願し得ざる特殊供給は東京の中央より甘哩以内にて消費せらるゝ電氣とす
- 一、東電八分、日電二分の比率による公共事業所規需要の配分は切替の場合を含まざること

三、カルテルの新結成

企業の合同にもまして激化されたのはカルテルの活動だ。いま五年以降二ヶ年間に發生した新たなカルテルを拾ひ出しても左の如く四十に近い。これが強度の生産制限(第四部第五節参照)と共に物價の下落を阻止した力は大きい。

(二) 新に發生せる諸カルテル

名稱	成立時期	目的
銘仙聯盟	五年二月	生産制限、販賣統制
製粉共販組合	五年四月	共同販賣
綿織物輸	五年六月	輸出振興
出組	五年八月	共同販賣
黒板共販組合	五年十月	"
中板共販組合	"	"
線材共販組合	"	"
石灰窯業共販	"	"
製糖協會	五年十一月	"
過燐酸工業	五年十二月	原料共同購入、共同販賣
大阪ゴム工業	五年十二月	輸出振興
大阪ガラス同	六年一月	"
業組	六年二月	鋼の輸出振興
四伸會	"	共同販賣
ラミール共販	"	"
組合	"	"
厚板共販組合	"	"
製紙ホース	"	"
共販所	"	"
中山形鋼	六年三月	"
共販組合	"	"
小形山形鋼	"	"
共販組合	"	"

名稱	成立時期	目的
水曜會	六年三月	過燐酸の生産制限(關東)
日本製糖	"	"
共販社	"	共同販賣
丸鋼引受組合	"	販賣引受
廣田共同	六年四月	販賣數量並に價格統制
カーバート共	六年五月	生産制限、共同販賣
順粉工業組合	"	生産制限
日本陶磁器	六年六月	生産制限、價格並生産分擔協定
工業組合	"	"

名稱	成立時期	目的
和紙同業組合	六年六月	生産制限、價格協定
海運協和會	六年七月	船隻調節
日本輸出物二	"	生産調節並に分擔協定、共同販賣
重工業聯合會	"	"
洋灰輸出組合	六年八月	市價協定、海外生産者との提携
石灰窯業	"	共同販賣、石灰窯業共販組合に代る
工業組合	"	"
茶ポール紙	六年九月	生産制限
製紙聯合會	"	協同調査、合理化促進
石綿セメント	六年十月	生産制限

四、金融資本の進出

業績の急低下と金融梗塞との壓迫は諸産業に對する金融資本の進出を著しく助長した。金融資本が産業資本を支配する形式は、(一)持株による場合、(二)社債發行引受による場合、(三)及び貸付金による場合の三つを考へ得るが、第一の場合には比較的弱く(昭和五年に於ける全國普通銀行の株式投資額は、全投資額の三%二七に過ぎない)、第二、第三の場合が多い。之を事業會社の資産構成から窺ふに第三表の如くである。即ち紡績以下十一種事業に就て大正八下期と昭和五年上期とを較べるに、株主資本比率の増加したのは僅に洋灰、紡績の兩事業のみで、其他は何れも負債(短期又は長期)が殖

第二節 解業中に於ける我が經濟機構の變化

えてゐる。その中でも電燈、電力、肥料、製紙等の負債の殖え方は殊に甚だしいことが知られる。此等諸事業への金融資本の支配が最も強く現はれ、紡績事業がその支配を殆んど蒙らなかつたのは、一にこの社外負債の少なかつことによるのである。

(三) 十一種事業會社資本構成(%)

	大正八年下期			昭和五年上期		
	株主資本	短期負債	長期負債	株主資本	短期負債	長期負債
紡績會社	77.5	17.2	5.3	78.7	13.2	8.1
肥料會社	65.1	28.3	6.7	40.5	31.7	27.8
洋灰會社	52.9	24.5	22.6	64.6	21.7	13.6
製粉會社	41.5	58.5	—	31.7	56.7	11.6
製糖會社	59.6	37.1	3.3	48.2	40.1	11.7
製紙會社	60.2	20.0	19.9	47.6	21.9	30.5
麥酒會社	79.5	15.0	5.5	73.8	22.0	4.2
炭礦會社	76.1	15.6	8.3	72.0	17.2	10.8
電燈會社	80.5	5.4	14.0	51.9	11.3	36.8
電力會社	70.1	2.4	27.5	49.0	16.3	34.7
電鐵會社	64.7	16.8	18.5	51.5	25.5	23.0

し經營上の束縛を前提せられたものが多い。例へば大日本人肥が三井銀行、三井信託、第一、興銀等

金融資本が最も有力な形で、即ちその資本を代表する重役を入れて事業の經營に干渉せしめた例として、三井銀行が東京電燈に小林一三氏を、また興業銀行が樺太工業に専務の松本弘造氏を、相模鐵道社長に登坂小三郎氏、伊那、三河兩電鐵に半田貢氏、静岡電鐵に中岡孫一郎氏を重役として加へしめたことを挙げる事が出来る。之が爲め東京電燈は従來の高率配當を一舉に四分に減少せしめられ、樺太工業も亦無配當を繼續して整理を強ひられつゝある有様だ。

の融資聯盟より従來の六分配當を無配にすることを條件に二百七十萬圓の融通を受けたのを初め、大同電力が三井信託、興業銀行より一千萬圓の融通を受けると共に二分減配を強要せられ、京阪電鐵も同様の事情で四分にまで減配を餘儀なくされた等其他頗る廣範圍に互つてゐる。更に借手會社が一般に絶えず金融資本の制肘を受けつゝあるは、前述の日本電力と東京電燈とが三井銀行の介在により妥協するに至つた事例が充分之を裏書きする。

更に金融難は社債の發行に當つても金融資本の進出する機會を與へること、なつた。解禁後に於ては新規たると借替へたるとを問はず社債の引受けに際しては減債基金制と工場財團擔保設定とを要求されること、なつた。六年三月、三井銀行及び三井信託が昭和電力の社債二千萬圓を引受けるに際し、その償還方法を一ヶ年据置き後毎半年毎に卅七萬五千圓以下を償還せしめること、せる外、庄川祖山發電所及大阪送電線を擔保として提供せしめたのはその一例である。同月三井銀行によつて引受けられた王子製紙の社債一千五百萬圓も同じく減債基金制度を要求されてゐる。

第四節 再禁止後の諸要因

一、再禁止の効果

新様にして我が國の金本位は停止された。それによつて、當面、如何なる効果が生じたか。これを明かにする爲め一應我々は再禁止直後の諸指標の變化をスケッチしてみなければならぬ。

先づ爲替相場である。政變前まで大體四十九弗臺を維持してをつた對米爲替期近物市場相場は、再禁止當日には一舉に三十八弗へと約二三%の激落を示した。其後も落調は止まず三十五弗臺上下を低迷しつゝある。

6, 12, 8	49 $\frac{1}{2}$
14	38
31	34 $\frac{1}{2}$
1, 6	35
30	34 $\frac{1}{2}$
2, 10	35 $\frac{1}{8}$

此の爲替相場の激落に應じて物價、株價は暴騰を演じた。第二表は之を示したものであるが、七年一月末の卸賣物價指數は六年十一月の底から一四點、約一二%一を上昇し、株價亦此の間一七點即ち二八%五の激騰を見せてゐる。此の内地諸指標の昂騰はまた假需要をも刺戟

物價		株價	
6年 6月	120.4	71.2	
9月	117.5	60.6	
10月	116.0	57.8	
11月	116.0	59.9	
12月	125.0	69.5	
7年 1月	130.1	76.9	

(備考) 物價は東洋經濟卸賣物價指數平均大正2年1月を100とす。
株價は東洋經濟實物氣配相場指數大正2年中平均を100とす。

したこと云ふまでもなく、例へば之を重要商品の發送總數によつて窺へば第三表の如くだ。七年一月の發送總數は六年一月のそれに比較して六%近くの増加となり、各重要商品別に於ても、米、石炭、木炭等が減少したのみで他は何れも可なり殖えてゐる。

6年1月		7年1月	
米	129	106	
麥	14	17	
木	131	159	
石	52	50	
砂	10	16	
鐵	45	46	
肥	631	605	
及	13	19	
綿	78	109	
絲	14	17	
織	26	26	
物			
ト			
計	4,622	4,885	

のみならず商取引の増減を表示する手形交換高も本年一月に入つてから幾分活況を見せてゐる。試に六大都市の手形交換高合計を見れば、一月初週が前年同期より減少した外は、毎週五千萬圓乃至一億二千萬圓の増加を齎しつゝある。右の如き諸指標の好轉は金融方面にも好影響を及ぼした。物價、株價の上昇はそれ自體或程度まで通貨の供給を増さしめる傾向あるは勿論、それを擔保として貸されてゐた從來の凍結資金に流動性を與へ、又事業會社も再禁止直前の如き厳しい借金返済の督促から若干解放された。かうして年末を控えて急惡化した財界は一應危機から脱するに至つたのである。

(四) 六大都市手形交換高(千円)

	6年	7年
1月初週	862,580	797,858
・第二週	744,894	841,951
・第三週	696,462	752,521
・第四週	854,437	977,563
2月初週	934,472	1,102,869

だが、併し此再禁止ブームに幾分でも永續性を保たしめる爲には積極的なインフレーションへの轉向が必要な條件だ。株價及び商品が再禁止後現はした激騰の中には此の積極的インフレーションへの期待が多分に織込まれてると考へられるし、また假需要の擡頭も此のまゝではその持続性が危ぶまれる。のみならず、金融も再禁止前當時より以上の逼迫がないと云ふに止まり、緩和された痕跡は殆んど認められない。即ち二月々央の東京手形割引日歩は六年十二月々央のそれと同じく依然一錢九厘を唱へて居り、長期金融も矢張り停頓状態を持續してゐる。之を日本銀行の勘定に現はれた數字によつて見ると、所謂市場供給通貨總額、即ち兌換券發行高と一般預金の合計は、六年末十二月廿六日に十四億一千二百萬圓であつたものが、本年に入るや引續いて收縮し、二月十三日には十億八千萬圓(兌換券十億一千六百萬圓、一般預金六千四百萬圓)に激減した。此の位置は六年十一月十四日に右の市場供給通貨が十億三千二百萬圓を示したに略々近い。さうして此の昨年十一月十四日の位置は六年中の最低であつた譯だから、七年二月十三日の位置は又六年の最低に近づいたものと云ふべく、六年末に特に年末手當として市場に供給された通貨は茲に殆ど全部回收され、豫期されたインフレーションは未だ全く現れぬといふ事實が知られるのである。(卷

末統計第一表参照)

新様に見て來れば、結局インフレーションへの積極的轉換は單に時日の問題たるに過ぎない、と考へられる。そして之を愈々強めるものは財政の赤字補填公債の發行だ。(第四部第十二節参照)

二、再禁止の効果を制約する諸條件

しかし乍ら假令インフレーションが行はれるにしても、經濟界の好轉を妨げる幾多の制約條件を見逃して了ふ譯には行かない。第一に再禁止は爲替を下落せしめることによつて我國の對外輸出を促進せしめると一般に考へられてゐる。けれども英國を初め多くの國々が既に金本位制を離脱してゐる今日ではその効果は著しく削減される。殊に外國の爲替相場下落による對内産業の壓迫を避ける爲めに諸國が競つて關稅障壁を高め或は輸入を制限しつゝある。例へば佛蘭西、獨逸、南阿聯邦は既に斯る關稅引上をやつたし、米國も亦同様の手段を取る意向であると傳へられてゐる。また今後我國の對外爲替相場は絶へず變動を來すべく、此の點からも輸出貿易に大きな打撃を與へるであらう。一月の貿易が依然不振なるに加へて少なからぬ入超に終つたことは最も雄辯に之を物語つてゐる。而も期待されてゐるインフレーションは何處まで徹底し得るか疑ひなきを得ない。或る程度の膨脹

は避け得られぬこと前述の如くだが、併しそれは説明するまでもなく一定利付證券の下落を結果するであらう。そして此の一定利付證券は殆んど大部分金融業者、殊に銀行の手に保留されてゐる。いま全國普通銀行の有價證券放資高を見るに、昭和四年には全放資高の三一%に當つてゐたが、その内社債、公債の占める割合は第五表に掲げた通り合計約八八%を越えてゐる。故に此等の下落は銀行資本に取つて大きな打撃でなければならぬ。茲にインフレーションの限度が存してゐる。とりわけ財政の失衡を公債によつて充さねばならぬ以上銀行資本の不利益を排してまで膨脹政策を徹底せしめることは恐らく不可能であらう。その上に、商品への實際需要増加を喰ひ止めるものとして、賃金の相對的の下落を擧げることが出来る。解禁中に強行せられた生産費の引下げは再禁止後の物價高で事業利潤を高めるし、凍結資金は著しく流動性を帯びて来るは否む事が出来ないけれども、以上諸制約條件を考慮するならば、その我が經濟界を好轉せしめる力は甚だ弱められる。更に對支關係の悪化は貿易を打撃し、また我國財政の窮迫を激化するは必然であらう。

(五) 普通銀行保有有價證券
(昭和四年)現在高(千円)比率(%)

株	393,336	11.94
社債	1,151,135	34.95
公債	1,749,637	53.11
計	3,294,008	100.00
株	1,633,438	82.09
社債	159,774	8.03
公債	196,558	9.88
計	1,989,770	100.00

第四部 各經濟部面の分析と日本經濟の前途

第一節 世界經濟の動向

日本をも含めて、世界の經濟は未だに底知れぬ恐慌の中にある。

一、世界經濟は細分された

(A) 金融恐慌の完全な發展

英國金本位停止前後の事情は前輯で我々の既に詳細に分析した所であるが、その後十數ヶ國が次々に金本位を停止した。其等の國々では、金本位停止後の若干の物價騰貴にも拘はらず、信用の十分なる供與は未だに行はれず、信用恐慌の要素は尙ほ残存してゐる。一方、米國と佛蘭西とはその巨額の金保有にも拘はらず、産業恐慌の依然たる深化のため未だに銀行恐慌の危機から脱出し得ない。こうして、ハンガリアは六年十二月廿二日に、公私一般債務のモラトリアムを、オーストリア亦一月九日

を以て短期外債のモラトリアムを實行した。獨逸も亦後に述べるやうに、賠償金と一般外債のモラトリアム繼續中にあり、中國の南京は七年一月財政難からその公債元利拂に特にモラトリアムを行ふの止むなきに至らうとした(これは銀行團の反對によつて撤回された)。

信用恐慌、銀行恐慌、國家破産、而して金本位停止に最後の解決を見出す貨幣恐慌——ヴァルガ氏の數へた此等金融恐慌の様相は我々の報告期間たる一九三一年第三四半期から三二年初期へかけて、その發展程度にこそ不齊一があつたが、全世界の主要資本主義國を震撼したし、今尙ほ震撼しつつある。而して今や、地球總人口の約七〇%は既に金本位を離脱せる(乃至は銀本位の)國々の人口である。(第三部第一節參照) 國際金融恐慌はかくて各國々内の信用の紐帶を絶ち、金融の動脈を處々に於て切斷したのみならず、又全世界の金の紐帶を主要な部分に於て遮斷し、世界經濟の單位を細分した。

(B) 爲替管理と關稅障壁

その上に、世界經濟の細分を強めるものは爲替管理と關稅の障壁だ。前者は各國が本位貨(磅、圓等)の下落を喰ひ止め、同時に輸入を防遏するための方法であり、後者も亦輸入を防いで國內産業を保護し、國際

(二) 外國爲替取引に法律上の制限ある國(正金銀行調査) 摘要

Table with columns for Country (國名), Year (年), Date (日), and Restriction (制限). Rows include countries like England, France, Germany, etc., with their respective exchange control dates and types.

收支勘定を好化し或は財政破綻から脱出せんとする方策の一であり、其等が國際金融恐慌の發展乃至本位停止の趨勢に伴つて如何に各國に盛行されつゝあるかは前輯第一部に於て詳細に見た如くであるが、就中前者につき其の後に行はれた分と併せて掲げると上の如くで

第一節 世界經濟の動向

ある。
 後者、即ち關稅の障壁に就ては、前輯で我々は佛蘭西伊太利の例を六年十一月終までに判明せる分について略述した。その後の分と、更に直接輸入制限の方法に出づるものとを、こゝに纏めて示せば次の如くである。

佛蘭西の金本位停止國に對する附加稅
 佛蘭西は六年十一月十四日の大統領令で、金本位停止諸國の爲替下藩に對應す爲、英國、埃太利、丁抹、メキシコ、瑞典からの輸入品に對して一割五分、亞爾然丁、ウルクワイに對して一割、諸威、印度に對して各七分の附加稅を課した。此附加稅は日本人にも適用される筈である。
 英國の非常關稅法及從價一割基礎關稅法
 英國は六年十一月廿五日から非常關稅法（ダンピング防止法とも云はれる）を實施した。之は「ある種」の商品に從價五割の高率關稅を課したもので、ある種の商品とは主としてフランスからの贅澤品乃至農産物で其後の追加を含め種目は十數種に止り、之により適用を受ける基本價額は八百萬磅乃至一千萬磅に上ると云はれてゐる。更に七年に入つてから薩相チエンパレン氏は「現に關稅を課せられてゐる物品及び特に免稅を規定する物品の外一律從價一割」を課稅する新關稅法案を二月十一日に議會に提出した。實施期は三月一日の豫定。これは殆ど全部の輸入品に適用される筈である。
 獨逸の伸縮關稅法
 ドイツ大統領ヒンデンブルグ元帥はその獨裁權を以て、一月十九日次の二項より成る關稅の自動的増課に關する大統領令を公布し、即日實施する旨發表した。（一）金本位停止諸國の製品に對しては風伸自在の平等關稅を賦課すること。（二）ドイツと通商條約を締結してゐない國及びドイツ製品に他國の製品より高率の關稅を賦課する國の製品に對しては直ちに關稅率を増加すること。

伊太利輸入制限
 伊太利政府は六年九月二十五日總べての輸入品に從價五%の新關稅を賦課したが、更に七年一月二十一日諸國よりの輸入に對し輸入制限令を公布した。

更に米國でも下院議員ハウレイ氏外十一名が二月初の議會に爲替下落國に對する輸入稅付加稅増徴案を提出し、總て兩院通過が豫想されてゐる。

(C) 外國貿易大減退

英國の金本位停止以來、以上の如く世界經濟は殆ど四離減裂に細分された。従つて各國の貿易は唯々從來の減退傾向を強めるばかりだ。

(一) 主要國貨物貿易表 (百萬)

年 月	米 國(弗)		英 國(磅)		佛 蘭 西(法)		獨 逸(麻)	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
一三三二年九月	一七〇	一八〇	一〇〇	一〇〇	三三六	二四三	四四八	八三
一三三二年十月	一六九	二〇四	一〇〇	一〇〇	三三六	二四三	四四八	八三
一三三二年十一月	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三三六	二四三	四四八	八三
一三三二年十二月	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三三六	二四三	四四八	八三
一三三三年一月	一三六	一五〇	一〇〇	一〇〇	三三六	二四三	四四八	八三

恐慌からの脱却は此の點からも益々至難にされる。

二、轉換の兆候は見えない

パブソン老は二月初に愈々パブソンチャートが好轉したと、又もや、氣休めの宣言を發したが、實は好景氣の轉換の徵候など何處にも見えはしない。我々はこゝで二つの重要な問題の経過を報告してをく必要を感じる。それ等は何れも景氣轉換の鍵と見られてゐたものである。その一は獨逸の問題であり、その二は米國のインフレーションの問題だ。

(A) ローザンヌ會議とベルリン短資据置協定

先づ獨逸の賠償問題並びに一般債務の問題は、第五輯以來詳述し來つたやうに歐洲經濟の痛と見られ、その根本的解決はやがて世界經濟轉換の指標となるであらうと資本家から期待されてゐた。それでその何れもが、七年々初に何とかされねばならなかつたのである。

併し、一月廿五日に瑞西のローザンヌに開催の豫定だつた賠償會議は、遂に流會に終り、賠償モラトリアムは事實上更にもう一ヶ年延期されることになつた。豫定期日の前にはブリューニングはバーゼル専門家委員會(國際決済銀行特別諮問委員會)の報告に基いて「政治的債務支拂の繼續は獨逸今日の情勢により不可能に陥つた」と聲明して相當のセンセーションを起したが、佛蘭西の強硬な反對で一たまりもなく出鼻を碎かれた。我々にはブリューニングの此の聲明は國內の政治的危機に迫られた猿芝居の様には思はれる。彼の政府には到底負債の棒引を徹底的に主張する力はない。

一方、二月廿九日に期限の到來する一般債務据置協定に就ては、昨冬來ベルリンで銀行家委員會が協議中であつたが、一月廿三日にその報告を發表し大要次の如き協定條項を示した。

- 一、据置協定は二月廿九日より向ふ一年間延長
 - 二、新協定により扱はれる資金の總額は五十三億六千萬ライヒス・マルク(三億五千萬ポンド)
 - 三、將來償還する資金を獨國內でマルクにて纏めライヒス・バンクを通じて外國爲替に取組む
 - 四、將來の償還細目は債權國諮問委員會の報告に基いて定む。この委員會は常にドイツ當局と協力してドイツの資金状態を調査報告する
 - 五、ドイツでは外債委員を任命し据置資金は素よりその他凡ての債務の支拂ひを統制せしむ
 - 六、ドイツの銀行に對する現金貸付を十年満期の手形に借換へ出來るやうにする
- 尙注意すべきは此の協定は短期債の長期借換え方法を指示してゐること、報告書は之を次の如く説明してゐる。

ドイツ諸銀行に對する現金貸付は債權者の選擇により六分利附期限十ヶ年の長期證券に変更し得べくドイツ銀行團は右に對して特別擔保を提供することに同意した。銀行家以外の債權者もこの取極に参加する事が出來る。尤も、右に示した如くこれは債權者の自由意志によつて借換が行はれるのであるから、實際に借換の實行さるゝ額は殆どあるまいと推測される。かうして世界經濟の痛は遂に解除せられずに残つてゐる。

(B) 米國復興金融會社と自由金の解放

我々は七年々初以來、米國のインフレーションの懸聲を屢々聞いた。二月半頃に同政府が愈々聯邦

準備銀行の制度を改正して約七億五千萬弗の自由金を解放する「緊急金融擴張法案」が提出されるに及んで、インフレーションの宣傳は絶頂に達した。この案によれば、七億五千萬弗の自由金を基礎として二十五億弗の通貨が増發され、八十億乃至百億弗のクレジットが解決されるといふのだ。

我々がペンをとつてゐる現在は、之に就いてまだ正確な報道が入らず、唯簡單な電報によつて大體を推測するのみだ。従つて、はつきりと詳しいことは判らないのだが、我々の解釋では此の案は前輯で報告した昨秋十月六日のホワイト・ハウス會議の決定に基く救濟策の一であつて、格別天來の名案ではないらしい。その會議では既報の如く（前輯六二頁参照）共同金融機關、戰時金融會社に類似の金融會社の設立、聯邦土地銀行の増資、準備銀行法の割引許可條件の擴大等が決定されたが、此のうち共同金融機關が昨年中に創立され、他の諸案は七年休會明けの議會に次々に提案され實現されつゝある。そのうち最も重要なものは、共同金融會社と復興金融會社である。

前者即ち、全國信託會社(National Credit Corporation)は株式資本金は僅か千二百弗で額面百弗の株式十二を以て構成され、十二の聯邦準備銀行が之を所有し、それらが理事會を構成する。而して別に十億弗の資金は専ら社債によつて之を賄ひ、それは全合衆國の銀行をして、その當座及定期預金の二%づゝを限つて引受けしめる。救濟に放出されるのは云ふまでもなく此の社債による資金であつ

て、要するにナショナル・クレジット・コーポレーションは全銀行の共同出資十億弗を以て弱小銀行の救濟に當らんとするものであるが、當時も云はれた如く、融通の對象たる債券及株式の銀行によつて所有せられる總額は約六十億に上るから、それ丈では到底銀行の救濟すら徹底しない。

そこで豫定の如く七年休會明けの議會に、復興金融會社(Reconstruction Finance Corporation)案が提出され成立した。

此の會社の主たる機能は大體前記全國信託會社と同様だ。唯異なる點は、五千萬弗の農民貸付を認めたること、鐵道會社に對して貸付をなすこと、及び「農業、商工業に對する金融を援助するため」といふ意識的な目的を以て各種金融業者に最長五ヶ年の貸付をなすといふ諸點にある。

而して、問題はその資金だ。資本金五億弗、之は國庫より融通され、社債十五億弗、之は民間より募集せらるゝが、その元利償還は米國政府に於て完全且つ無條件にこれを保證すと規定されてゐるから、性質は殆ど國債に類似する。

さて共同金融會社と復興金融會社とは、以上の組織と機能を以て愈々活動を開始すること、なつたが、次の問題は之等兩機關の十分に活動するが爲の保證の必要である。

蓋し、兩機關の社債の合計は二十五億弗に上るが、それ等が全部徵收せられると、とにかくそれだ

けは當面信用の收縮を結果する。而も兩機關を通じて放出される資金は當面銀行の手元窮迫を救ふだけの効果しか持たず、結局預金引出の形をとり退蔵通貨に加はることになる傾向を有する。信用の補給はこゝに是非とも必要とせられる。今回の自由金解放、準銀再割引範圍の擴大は先づ第一にその補給の役割を果すものであり、斯く解すればそれは昨秋來の一聯の救濟政策にラスト・タッチを加ふるものではあるが、またそれは前記ホワイト・ハウスの會議で既に豫定せられてゐた最後のコースの實行にすぎないのである。(一方、歐洲諸國の銀行の手許が窮迫し、また米國銀行界に不安あることによつて、殊に日本からの流入が熄んだ後は、米國は相當の金流出を覺悟せねばならぬ。準備法改正は一面之に備ふる意味もあるであらう。)とすると、その効果の別段すばらしいものではないのは當然だ。それがすばらしいもの、如く宣傳されたのは、一には米國政府の政策である。一體手品の種である自由金とは何か。この術語は次の如く相當面倒な内容を持つ。

Free Gold とは、(一)預金現在高の三五% (但し之は金以外の法定通貨をも準備となし得るから、それを差引く)、(二)準備銀行に對して發行された聯邦準備券の引當てとして政府に預けたる金準備額 (之は準備銀行自身の保有する準備券をも含めた發行總額だけの準備を必要とするが、準銀の保有する *eligible paper* をも引當てとなし得るから、これが爲めに要する金準備は準備券發行總額から *eligible paper* を差引いたものに相當する)、(三)準備券發行高中金を準備とせざる部分 (即ち *eligible paper* を準備とする分) に對して國庫へ預ける五%の引換基金、の三者を聯邦準備銀行の有する金準備額から差引いたものに、相當する。

併し、之を要するに自由金は準備銀行の資産に屬するものであつて、それはたゞ準備銀行が此度の政策に基いて放出する限りに於て、たとへ不良貸をしてそれが不回收になつても、法律上の兌換準備に些の缺陷を生じないと云ふ限度に外ならぬ。政府は之に對して法律上の束縛を撤回し、準備銀行をして斯る若干危険なる貸出を行はしめやうとするに過ぎない。

而もその貸出條件を見るならば、此の特殊の性質が頗るハッキリしてくる。東朝紐育特派員は之を次の如く傳へる。

◇要するに金融界が非常な危険状態に陥つた場合には五行以上の銀行が共同してくれば一群の銀行團に永久的準備を供するために聯邦準備銀行は平素ならば再割引しないやうな他の有價證券でも特別の割引率で引受けてやるといふのであつて、その特別利率の決定は勿論聯邦準備銀行當局の裁量によることだが事實上正規の利率よりも一パーセント以上は高くはならない由である。

◇加盟銀行は緊急やむを得ざる場合は、本法施行の日より一ヶ年を限り現行法においては許容されざる他の満足し得べき有價證券を擔保として聯邦準備銀行の融通を受けるを得、但しこの場合にはその加盟銀行が所有する一切の商業的資産並に米國政府の證券を使用し盡し而もな破綻の恐れある場合に限る。

これで見ると、自由金を基礎とする貸出は「金融界が非常な危険状態に陥つた場合」に「五行以上の銀行」の共同したものに對して行はれ、乃至は「緊急止むを得ざる場合」一切の商業的資金並に米國政府の證券を使用し盡し而もな破綻の恐れある場合」に加盟銀行に對して行はれるのである。即

ちこの貸出は前輯に報告した米國に於ける銀行恐慌の完全な發展を喰ひ止めやうとする政府の對策の一部であり、その危機に對する安全辨にすぎない。二十五億弗の通貨増發、八十億乃至百億の信用解決の可能性は實際に存在するにしても、若しそれが眞に行はれるならば、それは銀行恐慌の危機が如何に大であるかを立證するものにはすぎない。その場合増發された通貨は、相變らず退藏通貨に加へられ、物價を上げる力までは恐らく持つに至らぬであらう。

(一) 紐育主要株式相場(弗)

1930年	スチール	鐵道株 二十種	工業株 三十種
1月2日	37½	33.11	74.62
同15日	45¾	41.30	85.88
同30日	37¾	37.02	76.19
2月10日	38¾	33.01	71.80
同11日	44¾	35.57	78.60
同13日	49½	39.70	85.82
同15日	47¾	38.58	82.18
同16日	49½	40.45	85.75
同17日	47¾	38.81	82.24
1931年 12月2日	49¾	36.59	84.14

而も、前述の二項によつて察するに非加盟銀行(Non-member Bank)に對しては個別的な救済は行はれないらしい、さうしてほんとうに破綻に傾いてゐるのは彼等であり、彼等は數に於て加盟銀行より多く、預金額に於ては全體の五分の二を占めることを思ふならば、此の政策が果して眞に銀行恐慌を救ふ力を持つかどうかを頗る疑問としなければならぬのだ。年初以來奔落を續けてゐた紐育の株價が、この自由金解放政策の發表された直後に著騰を示したが、それでも、それは漸く六年十二月初旬の位地に戻つたにす

ぎず、その後は却つて反落の傾向を示しつゝあるとは、一面此の間の消息を語るものであらう。

(C) 生産と物價

斯様にして轉換の契機はどこにも與へられてゐない。主要資本主義諸國の生産は相變らず減退の、物價は相變らず下落の、唯一途を辿つてゐる。

(一) 主要國生産及物價指數

國	一、二、三、年六月	九月	十月	十一月	十二月
米	七五・七	六五・五	六八・八	六九・九	六八・八
英	八七・三	八四・九	八七・五	八七・五	八七・五
獨逸	七四・四	六九・九	八七・五	八七・五	八七・五
佛蘭西	九二・二	九三・七	九三・一	九三・一	九三・一
佛蘭西	九二・二	九三・七	九三・一	九三・一	九三・一

(註) 本表は米國物價指數以外はすべて國際聯盟月報より採る。基準は生産が一九二八年、物價が一九一三年。但し、米國はブラッドストリート指數による。平均指數の一月は更に七九・五へ落ちた。

三、轉換の可能性は無いか

けれども、如何なる場合でも轉換の可能性が全く無いとは云へないであらう。我々が第一部及び第四部第七節で取扱ふ極東の戰爭は、恐慌からの文字通りの血路として日程に上つてゐることを知るべ

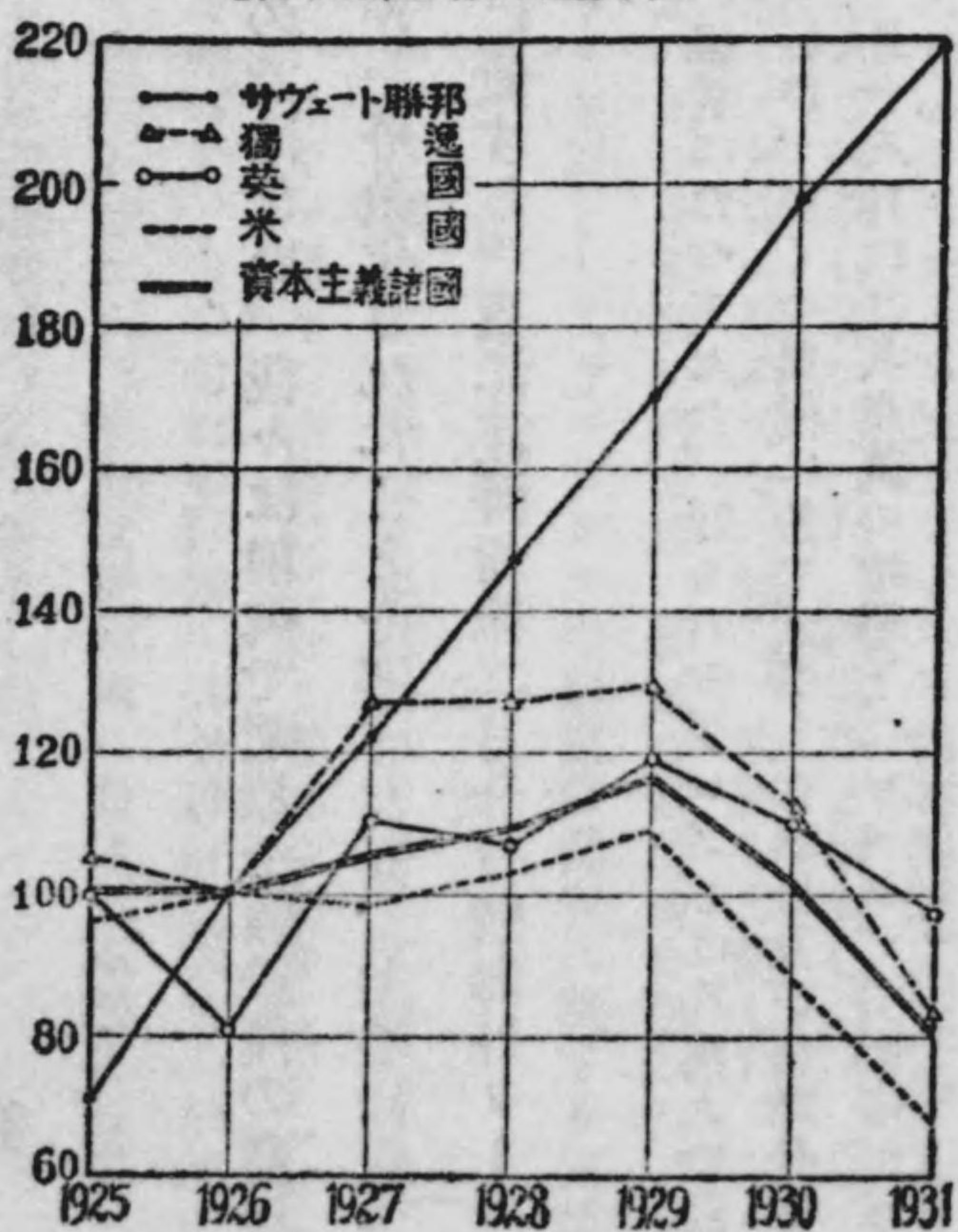
きである。蓋し、中國の再分割は決してその前後に同質の状態の繼續を豫定するものでない。今後の中國は假令何れの國がどれほどの分前を取るにせよ、全體として今迄よりも遙かに純植民地化された状態に置かるべく豫定されてゐる。それが彼地の民衆に對するファシズムの強襲によりて達成されやうとしてゐるのだ。

この強襲は、中國に廣大なサヴェート地域があり、滿洲と隣接してサヴェートロシアがあることによつて、尙更重要な本來的な役割を發揮する。蓋し、現在の世界に於ける資本主義體制と社會主義體制との對立は、資本主義の一般的危機の根本的要因の一つであるからだ。サヴェートロシアの五ヶ年計畫が四年を以て達成され、本年中に完結せんとしつゝ、ある事實が前記の運動に拍車をかける。資本主義國の打續く生産減退に拘はらず、次の如きサヴェートロシアの生産躍進は最も大きな脅威である。未だ若い中國サヴェートですら、昨夏の水害から恢復するために、既に相當の社會主義的經濟建設の成果を收めた。(六三頁以下参照) 之等のサヴェートに對する列強の共同の攻撃の意圖があればこそ、中國の再分割は、列強間に相當の危機を孕み乍ら、極めて慎重に妥協的に行はれやうとしてゐるのである。全體として此等の運動が如何に血路とし役立つかは、對立する力と力との關係によつて決定されるであらう。

(一) サヴェート・ロシアの生産増加状況

品名	單位	1925	1931	比較
石炭	(百萬噸)	1,121	1,925	比較
石油(除ガス)	(千噸)	1,766	3,300	三倍強
泥炭	(千噸)	6,751	10,300	四倍
鉄	(千噸)	2,233	7,300	三倍半
鋼	(千噸)	9,000	25,000	三倍半
銅	(千噸)	4,900	15,000	三倍半
鋅	(千噸)	5,300	21,000	三倍半
錫	(千噸)	4,000	16,000	二倍半
偏錳	(千噸)	1,000	2,600	二倍半
銅	(千噸)	8,800	13,000	四倍
黄銅	(千噸)	1,080	3,900	四倍半強
セメント	(千噸)	3,300	8,700	略四倍強
過燐酸	(千噸)	5,200	38,800	七倍半強
靴	(百萬足)	5,500	19,000	二倍半強
機械工業全體	(百萬留)	5,700	23,000	略八倍
農業用機械工業	(百萬留)	4,200	19,000	九倍
電機機械工業	(百萬留)	4,800	48,000	十倍
電力發所	(百萬キロワット)	10,600	173,000	十六倍
電力發生	(百萬キロワット)	10,600	173,000	三十三倍強

サ聯邦生産増加趨勢圖



「イズベスチヤ」一九三二年二月二日號

四、西班牙・世界の鏡

サヴェートは現在既に中國だけに成長しつゝ、あるのではない。我々は前輯で國際金融恐慌の發展以來、各國の經濟恐慌が一層深刻化され、政治的危機が一層激化されたことを述べたが、七年に入つて西班牙に勃發した革命暴動は斯様な意味で殊に注目し値する。東洋經濟新報二月廿日號海外ノートによれば暴動は次の如く進行した。

◇既に六年十二月末及び七年の初めに當り革命的運動が顯著になつてゐた。即ちバダジョズでは八萬人の農業労働者が地方政府の倒壊を要求する政治的ストライキを行ひ、多くの農村に於て武装した農民及び農業労働者が土地を没收し、所によつては地方政府を倒壊した。一月十八日には共産黨の指導下にビバオで労働者が示威運動を行つた。

その後運動は益々熾烈となり、次に述べる如き諸事件が起つたがこれらの運動の主體となつたものは、労働組合(C.N.T.・U.G.T.及び労働組合自由聯合)及びスペイン共産黨であつた。

◇一月十九日ウアレncia地方のサグントではサンゲカリスト及び共産黨員の指導の下に總罷業が布告され、労働者は數ヶ所の工場を占領し、義勇隊を武装解除し、多くの寺院を焼き拂つた。ウアレnciaでは、その附近の町村と同様、改良主義者の反對を押し切つて總罷業を行つた。官憲は武力を以てこれに對抗した。バルバオでは共産黨の指導する示威運動が行はれ、一萬人以上の労働者がこれに参加した。示威運動は刑務所に向つて行進し、最近の總罷業によつて逮捕された労働者の釋放を叫び、またバルバオの目抜き通りを行進し

た。付近の工場地帯にも終日同様のことが行はれた。同日バルバオでは、カトリック教徒によつて殺された三人の労働者の葬儀が行はれ、三千人の労働者がこれに参加した。葬儀の後數個の寺院が襲撃され、放火された。ナウアラ地方のラルラガでは、極右翼カトリック教徒たる保守主義者の集會が多數の労働者によつて襲撃され、負傷者を出した。プラセンチカでは労働者は總罷業を行つたバルセロナでは六千人の織維労働者が賃銀値下げ反對から總罷業に入つた。マドリッドでは、八日前から總罷業に入つてゐる二千人の土木労働者に対する同情罷業が全建築労働者によつて行はれた。

◇一月廿日ガリシヤ地方のラ・コルナでは、母性保險の強制掛け金反對から労働者の總罷業が起つた。バルセロナ地方のフイゴルスでは、七百人の坑夫が罷業に入り「ソマテナス」(ファシスト的義勇隊)の武器を奪つた。アルカネインの村落からマラヤへ向つて七百人の失業者の飢饉行進が行はれ、義勇軍と衝突した。

◇一月二十一日ウジャエン地方イブ羅斯の農民は大擧して地主の所有地を占領し、收穫を分配した。ラ・コロナでは、總罷業中の労働者が義勇隊と衝突し、その間一人の労働者が殺され、多數の負傷者を出した。ガリシヤ地方のサンチャゴではC.N.T.は義勇隊の暴行に對する抗議としてラ・コルナの罷業労働者に對する同情罷業を飛擧した。

◇一月二十一日及び二十二日バルセロナ地方のカルドネル盆地では無政府主義者によつて革命的行動が惹き起された。マンレサ、サレント、ベルガ、フイゴルス、スリヤ等々の諸都市に於て罷業労働者は「ソマテナス」を武装解除し、武器庫を襲撃し、議事堂の上に赤旗を掲げた。その付近の村落には無政府主義者の黒旗が掲げられた。罷業坑夫は火藥庫を占領し、義勇隊へ向つて砲火を浴せた。政府は罷業地へ向けて軍隊を急派した。大統領アザナ氏は、全力を盡して暴動を鎮壓すべきことを派遣軍司令官に命令した。

バルセロナでは五十名の無政府主義者團員及び共産黨員が逮捕され「共和國保護法」によつてフェルテヴェントラ(カナリヤ群島)へ流刑にされた。バルセロナ港にはスペイン艦隊が集中され、守備兵には待機命令が下つた。政府はバルセロナに暴動が起ることを恐れたのである。而して暴動地方へはバルセロナからでなく、他の地方の軍隊が派遣された。

◇一月二十三日〃然るにも拘はらず二十三日遂にバルセロナに總罷業運動が波及した。バルセロナに於ける總罷業運動は共産黨員によつて指導された。すてにこの日二十七人の共産黨幹部が逮捕され、共産黨事務所は閉鎖され示威運動を行つた労働者は義勇隊によつて襲撃された。

その他ピバオ、マラガ、コルドバ、セウイラ、ウアイエル、カアイツ、モンツエラート、テルエルでも不穏な諸事件が勃發した。

ステイチスト誌一月三十日號は、「西班牙・世界の鏡」といふ論文を掲げて、西班牙の狀況は歐洲全體の、否世界全體の共和政治の失敗と困難を鏡の如く映し出すものだと言つてゐるが、我々はもう少し廣い意味で此の意見に賛成だ。さうして政治が經濟の集中的表現であり、戦争が「他の手段を以てする政治の延長」であることを思ふならば、世界經濟の動向は自ら以上述べ來つたところに窺はれるであらう。

第二節 日本經濟の諸指標

續いて我々は日本經濟の分析に入らう。各部面の詳述に先立つて我々は先づ一般諸指標の動きを見たい。

一、事業活動

(A) 原料品消費量指數の動き

東洋經濟調査の「原料品消費量指數」によれば、我が國の事業活動は第三四半期に於ては、第一表の如く第一、第二四半期に比して上昇を示してゐたが、第四四半期に入つて再び下降に轉じた。即ち、季節的變動及長期傾向を除去した總平均指數(第一表第二項)は、一月八六・九、四月九〇・二、七月九二・八、九月九二・七を示し、十一月に至つては八六・〇となつて六年中の最低に落ち込んだ。

十一月の指數は單に一九三一年度の最低數字であるばかりではない。關東大震災の月を除いては、この指數が作られて以來、即ち大正十二年以來の最低である。再禁止直前の事業活動は萎縮を極めて

(一)原料品消費量指數

	總平均 (加重算術平均)	同 (常態=100)
1931年 1月	91.0	86.9
4月	95.2	90.2
7月	98.7	92.8
8月	99.9	93.6
9月	99.2	92.7
10月	95.3	88.8
11月	92.4	86.0
12月	P 96.6	P 89.5
1930年 12月	91.7	87.8

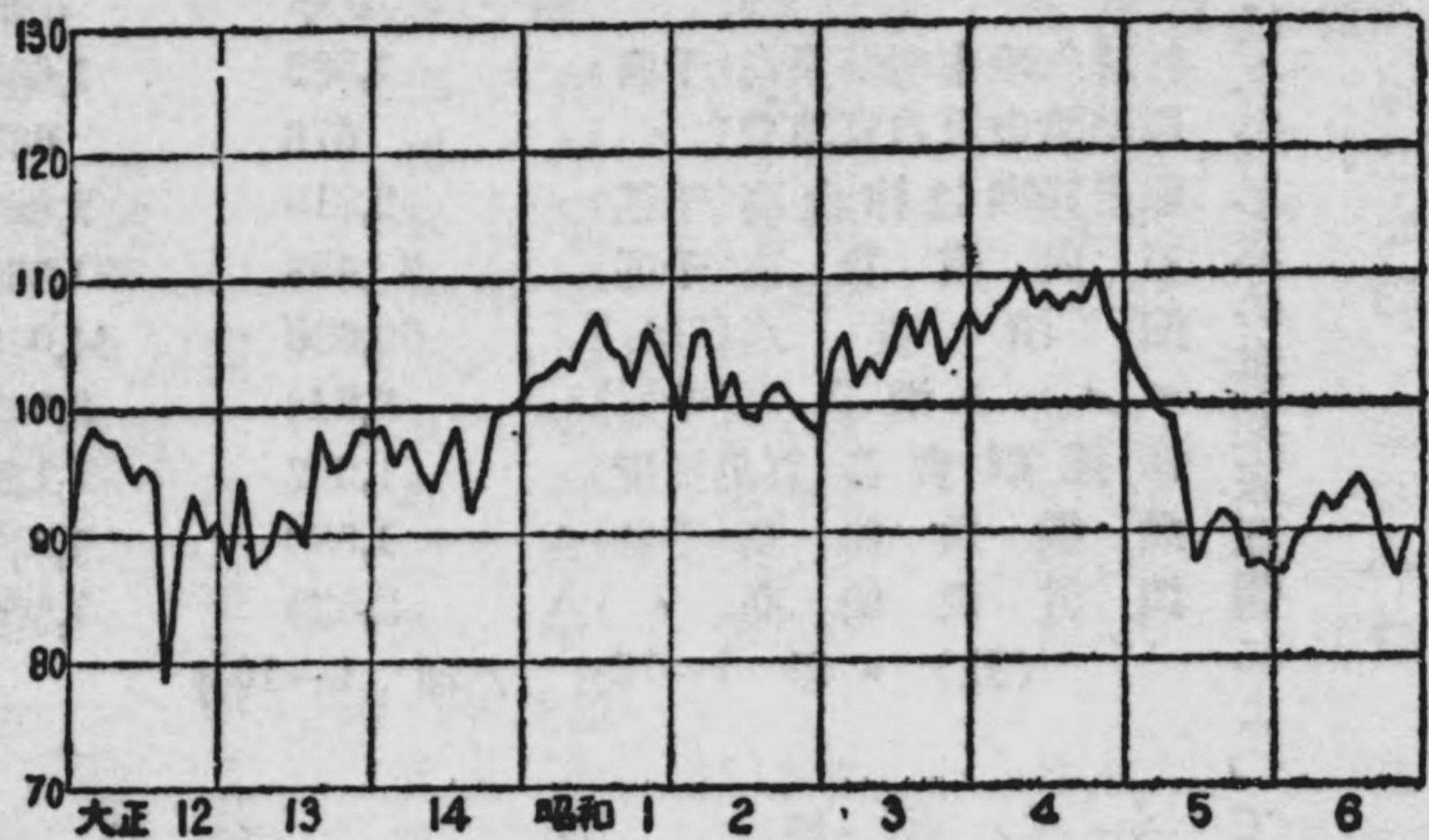
(P 印概數)

十二月に入つて、同指數はかなり上向を示した。常態を100とする指數は八九・五となつて十一月に比し三・五を上昇し、五年十二月の八七・八に比しても尙ほ一・七高い。セメント消費高及び洋紙販賣高の増加が、その主な原因だ。この指數の上昇が何を意味するかを見よう。

前輯にも述べた様に(一〇一—四頁参照)、この指數は或る意味で生産活動を示すものだが、併し純粹な意味で生産指數と呼ばれるべき性質のものではない。こゝには諸商品の『供給高』及び『販賣高』が重要な構成要素となつてゐる(卷末統計第七十四頁参照)。従つて製造業者及び販賣業者の手持ちしてゐるか、諸商品の數量も亦たこれらの指數に作用してゐるのである。即ち製品値上り

を見越して製造業者或は販賣業者の買入れた商品の増減が、指數の上下に影響する譯だ。この指數のかう云ふ性質から、十二月に於ける指數上昇の意味が明かになる。十二月の指數の上昇は實際事業活

(第一圖) 原料品消費量指數(ノーマル=100)



動が活潑になつた爲めではない。再禁止後の物價騰貴を見越した買付けの増加が、指數を高めたのだ。後に述べる倉庫貨物の動きからも、このことが裏書きされる。

然も右の様にして上昇した指數でも、未だ決して此の意味での事業活動が活潑であることを示しはしない。十二月の八九・五と云ふ指數は、前述の如く常態を100としたものであるから、尙ほ常態よりも一〇・五、つまり一〇%五だけ事業活動が減退してゐることを意味するのだ。上掲圖表を見られたい。

次に重要原料消費を一九三〇年と一九三一年に就て比較すれば第二表の如くで、一九三一年は綿絲の消費、輸出絹織物検査高、銅消費は増加してゐるが、之に反して石炭消費高、鉄鐵供給高、鋼材供給高は非常な減少を示してゐる。綿絲の消費が六年に於て五年よりも増加したのは、五年の減少が異常に大きかつたので、少し恢復したと云ふに過ぎず、また、衣類、漁網、

		(三) 操業率の低下状況			
年	操業率	綿絲(千捆)	生産能力	實産高	操業率
三年	七・五%	三年	4,383	2,452	55.9
		四年	4,433	2,793	63.0
		五年	4,235	2,525	59.6
		六年上	2,211	1,226	55.4
		(四) 平均操業率と過剰能力			
年	操業率	セメント(千樽)	生産能力	實産高	操業率
三年	六・五%	三年	24,058	22,474	93.4
		四年	23,465	25,140	85.4
		五年	34,147	22,049	64.6
		六年	38,780	19,300	49.7
		製粉(千袋)			
三年	七・八%	三年	52,600	42,487	80.7
		四年	53,400	43,159	80.8
		五年	53,400	40,962	76.7
		六年	53,400	40,000	74.9
		麥酒(千石)			
三年	六・三%	三年	1,670	892	53.4
		四年	1,670	905	54.2
		五年	1,670	819	49.0
		六年	1,670	750	44.9
		鋼(千噸)			
三年	六・四%	三年	2,539	1,867	73.5
		四年	2,514	2,238	89.0
		五年	2,570	2,225	86.5
		六年	2,570	1,800	70.0
		硫安(千噸)			
三年	六・六%	三年	287	244	85.0
		四年	350	300	85.7
		五年	450	414	92.0
		六年	660	600	90.0
		過燐酸(千噸)			
三年	六・三%	三年	1,485	869	58.5
		四年	1,485	876	58.9
		五年	1,485	859	57.8
		六年	1,525	695	45.6

(備考) 六年の實産高は何れも一部推算を含む。

(二) 1-11月重要原料消費高

	5年	6年
綿絲内地市場消費高(千捆)	1,582	1,639
同紡績會社自家消費(〃)	678	687
輸出絹織物検査高(千匹)	2,819	2,827
石炭消費高(千匹)	23,458	21,320
銅消費高(噸)	62,630	64,048
セメント消費高(千噸)*	3,243	3,097
紙販賣高(百萬封度)	1,222	1,199
鐵材供給高(千噸)△	1,580	1,317
鋼材供給高(〃)△	2,535	1,842

[註] * 印 1-12月 △印 1-10月

ベルト等綿製品を以つて代用し得るものは、値下りの大きな綿製品を用ふる様になつたと云ふことも影響してゐる。鋼消費の大きな増加はダンピングの結果だ。

(B) 生産能力と生産制限

次に生産活動の萎縮を最もよく示すものとして、生産能力と實産高、及び生産制限率を見よう。

綿絲、セメント、製粉、麥酒、鋼、硫安、過燐酸等の重要商品に就て東洋經濟新報社の調査したる所によれば、生産能力と實産高との數量は第三表の如くだ。いづれも六年に於ける操業率は著しく低下してゐる。これらの平均操業率と過剰能力は第四表の如くで、六年に於ける過剰生産能力は三五・七%に達してゐる。

尙ほ各種事業の事業家團體によつて決定されてゐる生産制限率に就ては第二〇八頁を見られたい。

二、鐵道貨物

六年中の荷動き及び倉庫貨物の状態は不振を極め、深刻なる經濟恐慌を如實に反映した。國有鐵道貨物發送應數六年中の總計は六千六萬七千應となり、五年の六千六百五十八萬四千應に比し六百五十一萬七千應、九%八を激減し、更に四年の七千六百二十三萬四千應に比較すれば、千六百十六萬七千應、即ち二一%二と云ふ驚くべき減少だ。減少の深度に就ては上掲圖表を参照されたい。

更に鐵道貨物發送應數を四半期別に見れば第五表の如くだ。

第五表の示す様に、十一月と十二月とは、對前年同月比較減少率がかかなり低下し、十一月には一%三、十二月には〇%一となつてゐる。

そして七年一月には、貨物發送應數は四百八十八萬五千應となり、前年同月の四百六十二萬二千應に比して二十六萬三千應、即ち五%六九を増加してゐる。然しこれは未だ再禁止による値上りを見越した動きであるに過ぎない。後に述べるやうに倉庫在荷の場合にも同様の現象が見られる。

(第二圖) 鐵道貨物發送噸數



(註) 原數より季節的變動を除去し、之を長期傾向線—ノーマル—に對する百分比として表し、更に三ヶ月の移動平均を施す。

(五) 國有鐵道貨物發送應數(千應)

年	發送應數 (千應)	對五年比較増減	同率 %
五年	一七、六八三	一〇、九〇九	一五・七
第一四半期	一七、二〇三	一五、二九六	一五・七
第二四半期	一五、一〇七	一三、九五五	一五・五
第三四半期	一六、四三三	一五、九〇七	一五・五
第四四半期	一五、二二三	一五、一四三	一五・三
十一月	一五、六三三	一五、六四二	一〇・一
十二月	一六、五八四	一六、〇七七	一〇・一
年計	一六、五八四	一六、五八	一〇・一

(備考) 七年一月四、八五千應、六年一月四、六二二應、五年一月五、五一八應

重要貨物別に見れば次頁第六表の如くで、木材、石材、砂利、セメントの建築材料の減退が特に著しい。六年中の建築活動の不振が明かに現はれてゐる。(尙ほ卷末統計第七十七表及び七十八表参照)。

三、營業倉庫貨物

次に營業倉庫貨物の状態を見よう。金額には物價下落の影響があるから、數量によつてこれを示せば、全國營業倉庫在荷月末現在高は次表の如くである(價額の減少はもつと大きい)。

第二節 日本經濟の諸指標

(六) 主要貨物發送總數(千噸)

	六年累計	五年累計	比較増減	同率(%)
米	2,832	2,805	(+) 27	(+) 1
麥	516	519	(-) 3	(-) 0.5
粉類	343	318	(+) 25	(+) 7.5
炭材	4,803	5,701	(-) 898	(-) 15.7
炭材	1,109	1,145	(-) 36	(-) 3.1
利炭類	489	540	(-) 51	(-) 9.5
油	2,526	3,493	(-) 971	(-) 27.8
鋼	17,592	20,073	(-) 2,481	(-) 12.4
及	625	610	(+) 15	(+) 2.5
糖	62	73	(-) 11	(-) 15.4
其他	535	494	(+) 41	(+) 8.3
絲料	570	569	(+) 1	(+) 0.4
織物	320	381	(-) 60	(-) 15.9
紙品	502	558	(-) 55	(-) 9.9
雜貨	18	17	(+) (324噸)	(+) 1.8
肥料	2,745	2,731	(+) 15	(+) 0.5
綿	458	460	(-) 2	(-) 0.5
織物	990	1,181	(-) 191	(-) 16.2
紙品	515	527	(-) 12	(-) 2.3
及	1,112	1,258	(-) 146	(-) 11.6
及	142	149	(-) 7	(-) 4.9
及	23	34	(-) 11	(-) 3.1

(七) 全國營業倉庫在荷月末現在高表一數量(千個)

	五年	六年
一月	23,366	22,820
四月	25,955	24,031
七月	24,066	21,807
十月	21,955	10,002
十一月	21,756	21,886
十二月	21,270	24,135

(備考) 七年一月は26,250千個

六年中に於て在荷は十月までは、各月とも前年同月に比して著しく減退を示してゐた(巻末統計第八十表参照)。これは生産減退と産地からの出廻り及び輸入の手控えとの結果で、商取引が活潑になつた、めではない。

このとは、既に鐵道貨物の減退から明かだが、入出庫の數字からも明瞭に分る。次表を見られたい。

(八) 五大都市營業倉庫入出庫高——個數(千個)

	入庫		出庫	
	五年	六年	五年	六年
十一月累計	四〇,〇四一	三九,一五九	四〇,二四一	三九,七七九
十二月	二,四三〇	四,三三三	三,五三六	二,八五四
十二月累計	三三,四二四	五,五九九	三,六三八	三,八二五
	三三,八七五	三三,九〇六	四七,四七五	三三,四七六

即ち、これによれば六年十月までの入庫高合計は三千六百十五萬六千個となつて、五年のそれに比し三百八十八萬五千個と八%七を激減し、出庫高は三千六百七十九萬七千個となつて、五年のそれに比し三百四十四萬四千個と八%六の激減だ。

然し、金輸出再禁止後は在荷の數字に稍變化が現はれた。年初來減少を辿つてゐた全國營業倉庫在荷は六年十一月と十二月には、それより五年同月に比して増加した。即ち十一月には二千百八十八萬六千個となつて五年十一月に比し、十三萬個、〇%六を増し、十二月には二千四百十三萬五千個となり、前年同月に比し二百八十六萬五千個、一三%四七を激増した。これは十一月及び十二月に入庫高が増加した爲めだ。即ち出庫高は引き續いて減少で、十一月には二千八百五十四萬四千個となり、對

前年同月七十四萬二千個、即ち二〇%六四を激減したにも拘はらず、入庫高は四百三十九萬三千個となり對前年同月百九十七萬三千個、一八%一五を激増して年初來初めて増加に轉じ、十二月には更に増加して五百三十九萬九千個となつて、實に對前年同月百九十八萬五千個、即ち五八%一四を激増した。然し出庫高は三百八十二萬五千個となり、對前年同月十八萬七千個、即ち五%一四を増加し、その増加率は入庫高の増加率に比すれば極めて僅かだ。このことは十二月の在荷増加の原因となつてゐるのだが、これは、前記の如く見越しの買入れが増加したことを示すものだ。

次いで再禁止の影響を明かに受けてゐる七年一月の状態を見よう。倉庫在荷は増加を續け、二千六百二十五萬九千個となり、六年一月に比し三百四十三萬九千個、即ち一三%一を激増した。これは入庫が増加した爲めであつて、出庫は五年一月に比し却つて減退してゐる。即ち入庫は一月に於て五百二萬八千個となり、五年一月に比して三十五萬二千個、即ち七%五三を激増したが、出庫は三百四十八萬七千個となつて、前年同月の三百五十四萬五千個に比し五萬七千個、一%六一を減じてゐる。このことから見ても、前述した『原料品消費量指數』の上昇、鐵道貨物發送噸數の増加、全國營業倉庫在荷の増加は、決して未だ商品賣行きの増加を示すのではなくて、再禁止後の値上りを見越した假需要によることが知られるのである。

四、物 價

(A) 一般物價とその内容

物價は年初來下落する一方であつたが、十二月には遂に一一六・〇に落ち、十一月もそれと保合ひであつた。この一一六・〇と云ふ指數は六年一月の一二六・四に比すれば一〇・四、即ち八%一三の下落であるのみでなく、大正四年十月の一〇九・五以來の最低と云ふ非常に深刻な物價下落を示してゐた。

(九) 東京月末卸賣物價指數、東洋經濟調 (一九一三年一月=一〇〇)

年 月	總平均	穀 物	其他食料品	織物及同原料品	金 屬	雜 品
六年 一月	一二六・四	一〇五・二	一六二・一	二二九・九	七二・二	一六五・五
四月	一二四・一	一〇六・二	一五八・五	二一九・一	六六・三	一六〇・三
七月	一二三・五	一〇四・七	一五四・八	一七二・七	七二・六	一五八・九
十月	一二六・〇	九五・一	一五七・一	一〇四・六	七〇・四	一五三・七
十一月	一二六・〇	一〇一・一	一五三・五	一〇三・八	七〇・二	一五二・六
十二月	一二五・〇	一二三・七	一五二・七	二二五・五	八二・七	一六二・五
七年 一月	一三〇・一	一二五・一	一五四・三	二一九・八	八二・八	一六四・八

それが再禁止と共に騰貴に轉じた。即ち六年十二月には物價は一二五・〇と、十一月末の一六・〇

に比し九點、即ち七%七六の上昇を示した。昭和四年以後物價は下落を續けて來たのだが、再禁止の結果か、る反騰を見たわけだ。

物價は七年一月に於ても尙ほ騰げ續け昨十二月末に比し五・一即ち四%〇八を騰げて一三〇・一を示した。濱口内閣成立前の四年六月に比すれば未だ二三%七低いが、再禁止直前の物價即ち十一月末に比較すると一二%一五の騰貴である。

類別に十一月以後の騰落率を示せば第十表の如くで、再禁止前たる昨年十一月末と比較して値上りの大きいものは、肥料の三四%六八、穀物の二三%七、金屬の二三%六五、織物及同原料品の一五%四、工業用原料の一〇%三である。他のものは燃料の下落(七%三)の外餘り變りがない。なほ卷末統計第三十七表参照。

物價騰貴は爲替相場場の下落を反映してゐる。(對米爲替は再禁止後三十五弗前後にあるから、再禁止前に比し三割見當の下落だ)。従つて貿易關係の諸商品の騰貴率が他の商品類に比して著しく高い。即

(十) 物價指數類別騰落率比較(對前月)

類別	十一月騰落率%	十二月騰落率%	一月末騰落率%
均類品	(+) 6.42	(+) 11.47	(+) 7.76
平物食料	(-) 2.29	(-) 0.52	(-) 0.76
均類品類	(-) 0.76	(+) 11.27	(+) 0.76
均類品類	(-) 0.28	(+) 16.38	(+) 0.28
均類品類	(-) 0.72	(+) 7.19	(-) 0.72
均類品類	(+) 0.70	(-) 2.91	(-) 0.70
均類品類	(-) 0.30	(+) 4.86	(+) 0.30
均類品類	(+) 1.36	(+) 9.86	(+) 1.36
均類品類	(-) 1.04	(+) 22.27	(-) 1.04
均類品類	-	(+) 0.45	-

ち肥料、金屬類、織物及同原料品、工業用原料は著しく騰貴してゐる。穀物類の騰貴が著しいのは、貿易品たる小麦の騰貴の外に、内地米及び鮮米の騰貴が著しい爲めである。物價はかくの如く騰貴したが、實際需要は未だ起つてゐない。このことは荷動きに就て述べたことから分るが、小賣物價が、本年二月に入つて再び下落したことからも推察される。即ち第十一表の如くだ。

(十一) 東京小賣物價指數(大正三年七月=一〇〇)(日銀調)

時期	總平均	食料品	燃料燈火	服飾用品	其他
六年十一月	一三〇・二	一三〇	一五五	一五五	一三〇
十二月	一三〇・六	一三〇	一五五	一五五	一三〇
七年一月	一三〇・八	一三〇	一五五	一五五	一三〇
二月	一三〇・六	一三〇	一五五	一五五	一三〇

(B) カルテル物價

カルテルが物價の下落を極力阻止してゐることは前輯に述べた如くで(一一二―四頁)、第四四半期に於てもこの事實は明瞭に看取される。第十二表を見られよ。

即ちカルテル物價指數は十月に於て〇%四四を上昇してゐるのに、非カルテル物價は一〇%六六を低落してゐる。十一月にはカルテル物價も亦た下落してゐるが、その率は僅かで、一%七八に過ぎな

(十二) カルテル物價指數と非カルテル物價指數

年 月	カルテル物價		非カルテル物價	
	五十六年	六十七年	五十六年	六十七年
十一月	一三六・三	一三六・九	二二七・七	二二七・七
十二月	一四〇・五	一三六・〇	二二七・六	二二七・〇
一月	一四〇・二	一四一・五	二二六・四	二二七・〇
二月	一四〇・九	一四一・二	二二五・五	二二七・〇

い。これに對して非カルテル物價は一一%四五の下落だ。十二月には再禁止によつてカルテル物價は三%七八を上昇したが、非カルテル物價は依然として五%四一の下落だ。七月一月に入つては、カルテル物價も非カルテル物價も共に上昇してゐるが、非カルテル物價の上昇率は、カルテル物價の上昇率に比すれば尙ほ低い。

五、株 價

六年七月末以來毎月末株價は低落する一方であつたが、十一月末に至つて初めて前月末に比し僅かの反騰を示した。即ち十一月末は五九・九を示し、十月末に比し三%六四を騰げた。

この十一月末株價指數は、丁度昨年同月の指數に顔合せしてゐるが、七月以來四ヶ月間下げ続け突

如として騰貴に轉じたのは、金輸出再禁止、政局轉換見越に依つたのである。

次いで十二月末には金輸出再禁止と共に株界は大活況を呈した。第十七表の如くだ。十二月末の總平均は六九・五で、再禁止直前の十一月末に比し一六%一四の騰貴である。

(十三) 月末東京實物氣配相場株價指數 (東洋經濟社調、大正二年平均=100)

年 月	總平均			
	取引所	海 運	電 力	紡 織
六年 一月	六九・九	七五・五	八〇・〇	二五・八
四月	七二・九	七四・七	七九・九	二六・七
七月	六九・七	八六・一	七三・三	二七・五
十月	五九・八	七〇・〇	二九・九	二〇・九
十一月	五九・九	七三・一	三三・一	二五・六
十二月	六九・五	八八・八	三〇・〇	二八・三
七年 一月	六九・九	九〇・〇	三三・三	二九・三

併しこれを、濱口内閣直前の四年六月末の九九・〇に比すると十二月は二九%七の下落に當つてゐるのみならず、昨年三月末の七五・四に比するも尙ほ七%八低い。

七年一月末は、六年十二月末株價昂騰の後を受けてなほ騰げ続けた。即ち一月末は七六・九を示し昨年末の六九・五三に比して一〇%六を騰げた。これを再禁止前の昨年十二月末指數に比すれば二八%三八の騰貴だ、濱口内閣成立前の四年六月に比すれば尙ほ二二%三三低い。

尙ほ一月末株價騰貴の要因として見通すべからざるものは滿洲事變の人氣だ。日本軍の勝利によつて滿洲からの植民地利潤が躍進的に増大するであらうとの期待から、滿鐵、東拓、郵船、日魯を始め、直接間接に事變關係ある株式が騰貴した。また造船、機械製作株等も戰爭人氣で煽られた。事業別に六年十二月及び一月の騰落状態を示せば、第十四)株價指數類別比較

	對6年11月 騰貴率%	對6年12月 騰落率%
行託	(+) 2.8	(+) 3.7
引	(+) 5.0	(-) 0.8
保險	(+) 10.8	(-) 0.1
所運	(+) 21.3	(-) 12.2
船船	(+) 35.7	(+) 17.7
鐵力	(+) 23.2	(+) 76.4
業績	(+) 7.1	(+) 5.0
織織	(+) 6.3	(+) 18.7
麻紙	(+) 25.5	(+) 39.1
粉粉	(+) 23.3	(+) 1.2
糖糖	(+) 43.9	(+) 24.4
酒酒	(+) 7.8	(+) 78.2
炭炭	(+) 30.6	(+) 12.5
料料	(+) 7.2	(+) 5.3
均均	(+) 16.9	(+) 10.5
地建	(+) 8.9	(+) 11.8
物物	(+) 19.5	(+) 26.6
土土	(+) 30.2	(+) 19.1
雜雜	(+) 7.9	(+) 6.2
平平	(+) 20.9	(+) 40.3
	(+) 16.1	(+) 76.9

四表の如くだ。

以上各指標によつて見る限り、再禁止と戰爭は慥かに一應の轉換を日本經濟に與へたと云へる。だが併し、根柢にある生産と消費との矛盾が未だ解決されたと云へぬことは明かだ。今後を卜する主要契機は第一に日支問題に於て企てられた目的の成否如何と、第二に外國貿易の前途如何とそして第三に農村恐慌の推移如何にあるであらう。(第四部第一節第七、八、九節参照)

第三節 金融及資本市場

第四四半期の金融に就ては、既に第六輯に於て、十一月々央迄の情勢に基いて一應の分析を試みてをいた。その際述べた如く、弗買に基づく正貨流出のため、國內金融は極度に逼迫し、あのみ、進行したる、三井、三菱の如き大銀行と雖も、決して安全ではなかつたであらうと思はれる。金再禁止に反對的態度をとつて來たこれ等大銀行が、遂に再禁止に賛成するに至つたのは、金融恐慌の火が大銀行にまで燃つかうとしたからである。その後金再禁止により、大銀行は當面の危機から救はれたが、問題の弗賣越が意外に大きかつたため、再禁止後と雖も正貨の流出は續き、一般の金融市場は依然逼迫を續けた。これが第四四半期に現れた金融の大觀であるが、我々は、この歴史的金融變動を更に詳しく分析する必要がある。それには先づ、事件の中心を作つた問題の弗賣買の内容に就いて觸れねばならぬ。

一、弗賣りの内容

政友會内閣の成立直後、新聞にセンセーショナルに報導せられたところに依ると、正金が——それ

は井上前蔵相の指令に基くは云ふ迄もない——所謂統制賣と稱して賣向つた額は、昭和五年七月卅一日より六年十二月十二日まで、即ちロンドン條約問題の紛糾した當時より再禁止まで七億五千四百萬圓であるが、其内、九月廿一日即ち英國金本位停止以來再禁止までの賣りは五億一千萬圓の巨額に上ると云ふから、その大部分はこの第四四半期に起つたものである。之だけを見ても、第四四半期の金融界が大動搖したことは窺ふに充分である。尙ほ右弗賣の數字的内譯は次の如くであると云ふ。

- 一、期間—昭和五年七月卅一日より六年十二月十二日に至る。
- 二、ドル總賣高—七億五千四百萬圓。
- 三、現送總金額—四億四千五百萬圓（内譯五年七月卅一日より六年十月二日まで一億一千一百萬圓、十月三日より十二月十一日まで三億四百萬圓、十二月十二日三千萬圓）。
- 四、輸出入爲替の都合ひにより決済したるもの—一億三千三百萬圓。
- 五、現送を要する金額—一億七千六百萬圓。

右によると、若槻内閣の崩壊した時は二億六百萬圓の未決済額があり、そのうち三千萬圓は、井上前蔵相の指令によつて現送したが、尙ほ現送を要する金額が一億七千六百萬圓に上るのである。

二、弗買ひの内容

以上に於いて、弗賣の額が如何に巨額であり、それは金融界に如何に大壓迫を加へるものであるかを知つたが、我々はこの際、弗賣に對する弗買ひの内容をも知つてをく必要がある。

弗買ひの數字的內容に就いては、公に發表された資料がないから、すべて推測による他ない。併し時事新報に報道せられた數字は、實際と大した差違はないものと認めらるゝのでこれを採ると、五年七月三十一日以降六年十二月十二日に至る間において、正金が賣應じた金額の内譯は次の如くだ。

正金の弗賣總額	七億六千萬圓	香港上海銀行	四千萬圓
内ナショナルシチー買	二億七千三百萬圓	三井物産會社	四千萬圓
住友銀行	六千四百萬圓	朝鮮銀行	三千四百萬圓
三井銀行	五千六百萬圓	三井信託會社	千三百萬圓
三菱銀行	五千三百萬圓	其他	一億八千七百萬圓

右の如く一番多額に上つたのは外國銀行たるナショナルシチー銀行で二億七千三百萬圓に上つてをる。次は住友銀行の六千四百萬圓、三井銀行の五千六百萬圓、三菱銀行の五千三百萬圓である。三井系の買つた額は全部では七千三百萬圓になる。右のうち「其他」二億八千七百萬圓には一般商人あり、華族あり、教育家あり、所謂大衆買と稱せらるゝものを含んでをる。尤も右は昭和五年七月以來の數字であるが、英國金本位停止以來としては、三井銀行四千四百八十萬圓、三菱銀行二千萬圓、三井物

産二千九百八十萬圓は確實で、その他住友銀行が約四千萬圓あると云ふ。これを先の五年七月以來の數字と對照すると、矢張り、英國金本位停止以來の弗買ひが大部分を占めてゐることが分る。三井でも三菱でも住友でもこれが資金手當のため手元資金の逼迫に苦しんだ所以はこゝにある。

三、正貨流出と金準備

金融逼迫の直接の原因たる正貨の流出は、前述の如く、昭和五年七月三十一日より六年十月二日まで、一億一千二百萬圓であるが、その後の英國金本位停止を契機として激成された弗買ひに基く正貨流出は、我金本位停止までに三億四百萬圓、停止後七年一月二十八日までには八千九百萬圓である。つまり英國金本位停止後三億九千三百萬圓即ち四億に近い正貨が流出したのである。

第一表の如く十月三日を第一回として再禁止迄廿四回に亘つて、殆んど連日正貨が積み出された。正貨流出につれて正貨準備は急激な減少を示した。英國金本位停止日の九月二十一日には、日銀の正貨準備高は八億一千七百三十二萬四千圓あつたものが、第二回の現送をした十月八日には早くも八億臺を割り、廿七日には六億臺に、十一月二十四日には五億臺に落ち、再禁止直前の十二月五日に現送した時には五億二千六十五萬四千圓に減つたのである。再禁止後には更に減つて六年十二月二十四

(一) 正貨流出と正貨準備表

回数	現送日	現送高	船名	正貨準備
	月日	千圓		千圓
第一回	6.10.3	15,000	丸内丸	803,449
第二回	8	15,000	丸淺間川丸	790,350
第三回	15	15,000	丸氷川丸	775,619
第四回	16	15,000	丸すぼん丸	750,603
第五回	19	15,000	丸羽洋丸	745,665
第六回	21	15,000	丸春北陸丸	730,565
第七回	22	15,000	丸靜岡丸	715,567
第八回	26	15,000	丸樂洋丸	700,712
第九回	27	15,000	丸秩父丸	685,714
第一〇回	11.4	15,000	丸ノルホーク丸	671,093
第一一回	5	7,500	丸東海丸	663,583
第一二回	7	15,000	丸日枝丸	648,603
第一三回	9	17,000	丸ポルドー丸	633,014
第一四回	10	7,500	丸白馬山丸	625,515
第一五回	16	7,500	丸龍田丸	618,569
第一六回	18	17,000	丸横濱丸	601,592
第一七回	24	15,000	丸ウエールス丸	579,407
第一八回	25	7,500	丸淺山丸	564,398
第一九回	27	15,000	丸フロリダ丸	567,355
第二〇回	30	7,500	丸車屋丸	542,716
第二一回	12.1	7,500	丸昌平丸	527,759
第二二回	5	15,000	丸大霧丸	520,954
第二三回	15	304,000	丸東間川丸	491,044
第二四回	15	15,000	丸關淺氷丸	469,552
第二五回	24	15,000	丸東間川丸	459,552
第二六回	7.1.23	20,000	丸洋瑠璃丸	449,552
第二七回	26	10,000	丸德玖日丸	430,552
第二八回	28	10,000	丸	—
第二九回	—	10,000	丸	—
第三〇回	—	89,000	丸	—
小計	—	393,000	—	—